

第百回国会 大蔵委員会 議録 第三号

昭和五十八年九月三十日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 島居 一雄君

理事 麻生 太郎君

理事 植竹 繁雄君

理事 木村武千代君

理事 小泉純一郎君

理事 椎名 素夫君

理事 白川 勝彦君

理事 津島 雄二君

理事 藤井 勝志君

理事 山崎武三郎君

理事 阿部 助哉君

理事 沢田 広君

理事 戸田 菊雄君

理事 堀 昌雄君

理事 柴田 弘君

理事 正森 成二君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房総務審議官 吉田 正輝君

大蔵大臣官房審議官 水野 勝君

大蔵省主計局次長 保田 博君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

大蔵省関税局長 垂水 公正君
大蔵省理財局次長 吉居 時哉君
大蔵省国際金融局長 酒井 健三君
厚生大臣官房審議官 古賀 章介君

経済企画庁調整局長 田中 努君

外務大臣官房審議官 川村 知也君

大蔵大臣官房参事官 野尻 栄典君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

社会保険庁年金保険部長 小林 廉夫君

通商産業省貿易局輸入課長 奈須 俊和君

労働省婦人少年局婦人労働課長 佐藤ギン子君

日本専売公社総裁 長岡 實君

日本専売公社管理部長 伴内 昭彦君

理調本部職員 岩崎 雄一君

日本国有鉄道共済事務局局長 中原 道朗君

日本電信電話公社厚生局長 澄田 智君

参 考 人 (日本銀行副総裁) 矢島錦一郎君

大蔵委員会調査室長

九月三十日

辞任

笹山 登生君

平沼 越夫君

柳沢 伯夫君

塚田 庄平君

同日

補欠選任

植竹 繁雄君

玉沢徳一郎君

津島 雄二君

沢田 広君

補欠選任

津島 雄二君

玉沢徳一郎君

植竹 繁雄君

沢田 広君

同日

補欠選任

柳沢 伯夫君

平沼 越夫君

笹山 登生君

塚田 庄平君

同日

補欠選任

柳沢 伯夫君

平沼 越夫君

笹山 登生君

塚田 庄平君

同日

補欠選任

柳沢 伯夫君

平沼 越夫君

笹山 登生君

塚田 庄平君

同日

補欠選任

柳沢 伯夫君

平沼 越夫君

笹山 登生君

塚田 庄平君

同日

補欠選任

柳沢 伯夫君

平沼 越夫君

笹山 登生君

塚田 庄平君

同日

補欠選任

柳沢 伯夫君

○森委員長 これより会議を開きます。
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案につきまして、社会労働委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

本日の会議に付した案件
連合審査会開会に関する件
参考人出頭要求に関する件
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第九十八回国会法第五十三号)
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長間において協議の上決定いたしますので、御了承ください。

○森委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。養輪幸代君。

○養輪委員 今回の法改正は、国鉄共済を救うために、国鉄の労使の負担をふやすというだけでは、他の国公や公企体共済の掛金も引き上げて、それで協力させようというものではないかというふう指摘されますけれども、その点いかがでしょうか。(私語する者あり)

○森委員長 少しお静かにお願います。

○養輪委員 わかりませんか。——わかりませんでしたか。

今回の法改正の問題で、国鉄共済を救うということのようだけれども、実際には国鉄の労使の負担をふやすということにもなります。それだけではなくて、国公や公企体共済、それらの掛金も上がっていく、そしてそこで協力させようというふうな中身ですけれども、それでよろしいでしょうか。

○保田政府委員 今回の法案の中身は、これまでもたびたび御説明をいたしました。わが国の公的年金制度を長期的に安定させるために、将来の一元化に向けての第一ステップとして、国家公務員共済組合と公企体共済組合の統合を図るというのが第一点。そのために、給付面及び負担面におきまして、やや負担と給付との関係におきましてアンバランスに給付の面が高い公企体の共済

につきまして、国家公務員並みに調整をさせていたかどうかというのが一つ。

それから、あわせて支払いが非常に困難になつております国鉄の共済組合に対して財政的な援助を行うというのが第二点でございます。

○養輪委員 結局、国鉄共済を救うために国公や公企体の方が協力させられるということになると私は思うのです。

それで、国鉄共済の救済という問題について緊急にどうしなければならぬかというようなことは、何も将来展望、全体的な展望が少しも明らかでないまま急ぐ必要は毛頭なくて、それらの公的年金制度全体の青写真が明らかでないままにこういうものが急いで出されるということは、非常に問題だらうと思うのです。関係当事者の方々につきましても不安がいっぱいであつて、一体どうなるのだろうか、果たして今回の国鉄共済の救済という形は、一時的にはできるかもしれないけれども、それによつて他の共済組合も一連託生で同じ運命に落ち込んでいくのではなからうかという問題があるわけですね。ですから、そういう問題点が解明されないまま急いでこういう法案を出すというのは非常に不適切だと思ふのですけれども、その点はいかがですか。

○保田政府委員 国鉄の共済組合の財政状況は、先生すでに御承知のとおり大変切迫をしております。現行の制度のままでまいりますと、昭和六十二年年度には積立金を食いつぶしまして、まさに破産状態になる、こういった危機的状況にあるわけでございます。早急にその手を打つ必要がありまして、今回御提案しましたこの法案の一つの目的でございますけれども、同時に、先ほど申し上げましたようなわが国の公的年金制度の持つております構造的な弱い部分を直していくために、将来の一元化に向けての第一歩という位置づけをわれわれはさせていただいておるわけでございます。

○養輪委員 国鉄共済が財政的に切迫していると

いうことはそのとおりなんですけれども、それはそれで政府が責任を持つて解決すべきであつて、特に国鉄の場合は国鉄固有の原因があると指摘されているわけですね。その点、もう一度かいつmannで御説明いただけますか。

○岩崎説明員 財政破綻の原因は、基本的には給付と負担が見合つてないことによりまして不足財源が増大していることだといふふうに考えますが、国鉄共済年金が非常に早く破綻をいたします理由というのは、一つは輸送構造の変化に伴う国鉄本体の減量化施策によつて現職組合員数が減つてきておることでございます。そして一方で、戦中戦後の混乱期に、復員者を含めまして積極的に採用をいたしました団塊年齢層といひますか、そういう人たちが現在退職時期を迎えている。それによりまして、平均で言いますと毎年一万人ちよつとといふところでございまして、実績としては二万数千人に上る退職があり、そのほとんどが年金受給者になつておる、こういうことが原因だといふように考えております。

○養輪委員 おつしやるように、国鉄の財政的に困難になつた原因というのは、二つの大きな点があるといふことだと思ふのです。それらについて、果たしてそれが国鉄労働者の責任によつてもたらされたものだろうか、あるいは国鉄当局によつてもたらされたものだろうかといふふうに考えますと、決してそうではなくて、国の施策、国策によつてそれが遂行させられてきた、それに労働者は協力してきたわけですし、そしてさらに一定程度歴史的な中で重要な役割りを果たしてきたといふふうに思ふのです。そのために、こうした国の施策が間違つていた、あるいは展望が正しくなかった、それかまたある程度やむを得なかった、そのときどきの施策の必然性があつてゆがみが出てきたといふようないろいろな原因の中で、そのしわ寄せが労働者のところに全部来るといふのは、いかにも納得できないと思ふのです。基本的な責任は国鉄労使にはなくて政府にあるといふふうに言つていいと思ひますけれども、国鉄としてどうお考

えてでしょうか。

○岩崎説明員 ただいま申し上げましたように、原因については二つございまして、その原因によつて招来した現在の状況でございます。構造的なものと言へば言へなくないと思ひますが、だれの責任といふようなことではないと思ひます。

○養輪委員 だれの責任でもないといふのは、いかにもそれは無責任だと思ふのです。だれかが責任をとらなければなりません。そういう結果になつたといふのは、それを遂行してきた者が責任をとるのではありませんか。だれの責任でもないといふのはおかしいと思ひますけれども、もう一度御答弁ください。

○岩崎説明員 先ほど申し上げましたように、輸送構造の変化に伴う減量化と、それから終戦直後の団塊年齢層が現在集中的に退職していることによる分母と分子の関係が異常値になつておるといふことが原因でございまして、そのことに対して早急に対策をお願いしたいというのが国鉄の現在の立場でございます。

それで、いま言葉が足りませんでした。要するにそういう意味の構造的な原因に起因するといふことを申し上げたわけでございます。国鉄としては、そういう状況に對しまして、現在まで保険料の引き上げとかあるいは国鉄が負担をいたします追加費用の繰り入れ方式の変更等の財源確保策を通じてその対策に一定努めてまいつた、こういうふうに考えております。

○養輪委員 いま大臣お聞きになつていらつしやう、構造的な原因であるといふお話で、先ほどはだれの責任でもないとおつしやいましたけれども、大蔵大臣としてはどのようにお考えですか。

○竹下國務大臣 責任の所在を明確にするという場合、養輪さんの責任でもなければ竹下登の責任でもないといふ意味においては、だれの責任でもないといふことも言えると思ひます。が、總体的に考えれば、いわゆる経済構造の変化といふもの

はなかなか予見しがたい問題もございます。それから、いわゆる人員構造の変化、これもまたそうであらうと思ふのであります。しかし、あえて体制側と反体制側という立場に立てば、三十九年以降国鉄が赤字になつたとすれば、その間政権を担当しておつたのはわれわれでございますから、その責任はわれわれが大いに背負うべきである。これはやはり議会制民主主義における鉄則は、そういう感じでもつて初めて、改まるべきものも改まるという姿勢は持つておるべきであると思つております。

○養輪委員 大臣は結局政府に責任があるといふお考えを示されたと思ふのです。決して国鉄労使に責任があるといふふうに言えないといふ私の見解も認めていただけたものと思ひます。だとするならば、この解決について、国鉄労使に負担を負わせ、さらにまた国公や公企体の労働者に責任を負わしていくというのはやはり間違つてゐるのじゃないか。国鉄の共済の財政逼迫については、この際政府が独自に国鉄共済だけを解決する思い切つた手だてを講じていけば、当面の財政逼迫は解決できると思ふのです。だからその点について、将来展望の、公的年金制度全体の一元化の第一歩であるといふようなことはこじつけであつて、やはり国鉄の困難な状況を他に転嫁するものであるといふふうに私は言わなければならぬといふふうに思ひます。

ところで、国鉄といひましたも、諸外国ではいろいろな形をとつてゐると思ふのです。こつちう諸外国の国鉄の共済制度といひますか、あるいはその労使の負担とかそういうような問題について、実情を御存じでしたらお話しいただきたいと思ひます。

○岩崎説明員 明確なお答えはちよつといひましたしかねるのですが、ドイツなんかの例ですと、やはりまだ官吏の部分と、それからいわゆるブルーカラーといひますか、そういう人たちの対象年金といふのは違ひます。それぞれに労使の負担のほかに国の負担が導入されているといふふうに聞いて

○義輪委員 フランス国鉄の場合は、年金について労使提出の賦課方式というのをとっていて、掛金は、俸給の六%を労働者が負担し、それから国鉄が三六・九%を負担するというふうになっているように聞いています。それからドイツは、恩給の面もありますけれども、年金の面で言いますと労使折半である。それからアメリカでは鉄道退職年金というようなことで、労使提出の賦課方式で、労働者の方が俸給の五・〇五%、事業主の方が俸給の一四・五五%というようなことになっているわけですね。いま申し上げましたフランスとアメリカの例を見ますと、労働者の負担割合に比べて事業主の負担割合というのはかなり高いものになつてゐるわけです。

そういう面で、わが国においても、事業主としての国鉄、それからまた国有鉄道という意味での国の責任、そういうようなことからいいますと資本家という意味ではありませんが、事業主という立場で国鉄の果たすべき役割り、それから国として果たすべき役割り、これをもっと高めていつて解決すべきではないかというふうに思うわけですね。その点での国鉄のお考えはいかがでしょうか。

○岩崎説明員 大変むずかしい御質問でございますが、現在事業主としての国鉄といたしましては、保険料折半ということで、労使で均等に持つてゐるわけでございますが、それ以外にいわゆる公的負担というものを持つております。これは年間の所要保険料に対しまして一五・八五%、そのほかには、これは事業主としての負担ということになります。要するに旧法期間、新法施行以前の期間に對する給付費用というものを、これは事業主として、国有鉄道事業というのは引き続いておるわけでございますから、現在それを負担しておるというのが現在の姿でございます。

○**運輸委員** 余り明確にお答えになりませんけれども、要するに私どもの方としては、労働者にこ

この法案に関連していろいろな方々から要請を受けております。特に国鉄OB会というところで、私どもの地元の大垣の志水銀次郎さんという方から直接お話を伺い、また、要望書もいただいているわけですけれども、中身は早く法案を通してくれといううなものですね。私ももととしては、はい、結構でございますといううなわけにはいかないので、この陳情書の中身を見えますと、非常に複雑な心境があるわけです。特に「私ども国鉄退職者はこれからの老後生活を思うとき、深刻な不安と焦燥の念に駆られざるを得ません。」というふうなことで切々と訴えられているわけで、労働者に何の責任もないのに、労働者側からこういう法案の成立

の陳情をしなければならぬような事態に追い込んでいけるといふのは、まことに許しがたいことだと私は思うわけです。この方々にとりましても仲間の労働者の方々の負担において自己の将来の年金を確保したいというようなことはとても複雑な思いでして、こういうようなことを何の責任もない労働者にさせていくということは、いかにも情けないことだというふうに私は思うのです。そういう点で、このような思いをさせないで解決し

ていくことが絶対に必要だと思ふのです。その点について、労働者の心情を踏まえて大臣の御感想をちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○竹下國務大臣　これは皆さんの御質問を聞いておりますと、一貫して、政府にみんな責任があるにその責任はなくて、政府にみんな責任がある。体制側にあつて長らく政権を維持しておる者は、どういふ批判にもこたえて、みずからの責任という自覚を持って事に当たらなければならぬというのが政治哲学でございまして、だからおまえだけに責任があると言つて一方的に結論を出すということは、議論の過程においては、私どもとしては

とるべき手法ではないと考えております。

そして、基本的にいま一つ考えなければならぬ

天から金が降ってくるものでもないけれど、大蔵省の印刷局で札が印刷されるものでもない。そういう負担する者も国民、受益者もまた国民という鉄則の上にまづ立つて御議論をいただきたいものだ。しかし、私はどのような角度から議論をなさいまでも、あなたの議論はけしかりませんなどと言うつもりは毛頭ございせん。謙虚に耳を傾けますが、そのような観点に立つたときに、政策遂行の手段としてはおのずからそこに調和というものが存在する。その調和の存在は、法律で定められた審議会等の議論を通じながら、そこで連帯の精神で、まあ答申してやろうじやないかと言われて、国共審、社会保障制度審議会等々に答申をいただいて、今日御審議をいただいておりますの経

過の中に、私はその政策遂行における国民の調和の思想というものが出てきたのが本法律ではないか、こういうふうに理解をいたしておるところであります。

○運輸委員　おまえの議論はけしからぬと言うつもりは毛頭ない、毛頭ないけれどもというおっしゃりようの中に、暗にけしからぬと言わねばかりのおっしゃりで、私としては非常に納得できません。そして、マクロ的な言い方で負担と受益

の割合というような抽象論で言つて、事が解決するものではない。いまだ面している問題については、まさに国鉄の危機について、なぜ国鉄労働者がこんな思いをしなければならぬのか、ということに焦点を当てて言っているわけでして、その点の労働者の気持ちというものをやはり十分理解する立場で施策を行つていただかなければ、責任があると口先で言つたとしても、本当に責任を感じておられるようには私には見られないわけです。その点を指摘し、審議会等の議論を踏まえておつしやいますけれども、この審議会自体にも私はいろいろな意見があります。しかし、そ

ここまで触れると時間がありませんので、次に進みます。

以後の五年間では年平均、年金給付額が約九千二百億圓、収入額の方は六千六百億圓で、約二千六百億圓不足すると言われております。この二千六百億圓を、國鉄労使で二千億圓、他の國公、電電、専売で六百億圓を捻出するということになるようです。そうすると、國鉄と關係のないところの他の組合員も負担がふえるということになつてくるわけですから、この計算でいきますと、他の組合員は一人月平均で一体どれくらい負担増になるものか、わかりましたら教えてください。

○保田政府委員 平均しまして、給与を一人二十万円といたしますと、月額約千二百円になります。

○義輪委員 國公や電電や専売の人たちにとって

は、自分たちに直接責任のないことで結局毎月千二百円ずつ余分の負担を強いられるということになって、これはもう大変な問題だと私は思うのですね。臨調答申では、特に電電が専売、そしてもちろん国鉄も民営化の方向というものを打ち出されているわけです。そういうことから見ますと、将来、民営化との関係で一体何を考えているのだろうか、当面はこうやってごっちゃにするのだけれども、それぞれの母体が民営化されていくとい

うことになつた場合、国公労働者ととの關係やらはどうなるのだらうかという疑問が非常に出されてゐるわけですね。その点はちゃんと十分検討された上のことなんでしょうか。

○保田政府委員　御承知のように、わが国の被用者に対する年金制度といふしましては、一般的には厚生年金、それから特殊な制度として共済制度、それから船員保険といったようなものがございまして。民間部門は厚生年金の適用を受ける、それから政府部門は共済年金の適用を受けるというのが原則でございまして。しかし、年金制度にはそれぞれ古い歴史と沿革がございまして、公庫、公団が

厚生年金の適用を受ける場合もございますし、民間部門でございます私学共済あるいは農林共済と

す。なぜなら、社会保障というのは、一定の歴史を持つて生まれて育ってきたものでございまして、その点から言えば、社会保障制度というのは自立自助ということで、資本主義の社会が発展していく中で、それだけではどうしようもない部分について、労働者階級全体の生活問題を解決するために自立自助の修正という形で生まれ、発達してきたものではないか。したがって、それに対して公的年金制度というものは、被保険者以外の第三者の財政参加、雇い主なりあるいは国家というものが社会的扶養という形で進めてきたものではないかと言えようと思ふのです。

この臨調の考え方などを基本にして考えていきますと、公的年金制度における国と雇い主の責任というものをできるだけ少なくして、その分を国民の自助努力というところに押しかぶせていく。さらには、臨調で言いますと、公的関与を見直して民間部門をより、というふうに書いてありますので、民間保険という形の方への移行まで考えていて、社会保障制度そのものがひいては利潤の対象にさえされかねないという危機感を持っております。私はやはり、国の責任というものを基本的にしっかりと踏まえなければならぬ。

そして、特にこういう問題が出てくる背景の中に財政危機という問題が出てまいりますけれども、それは事の本質の問題ではないわけで、財政的見地を処理していくというのは、社会保障制度という公的年金制度の基本がなにかしらにされるものだというふうに思うのです。公的年金制度というものは、国の責任によって老後の最低生活保障という、憲法で定めている生存権の政策、そこから来るものでなければならぬ、そのように実施されなければならないというふうに思うのです。大臣の御答弁は、御自分でもおっしゃっておられますように、雇用政策的な側面が非常に強いものだというふうに私も思ひまして、それは社会保障という事の本質ではなからうと思ふのです。そこで、もっと憲法をいろいろ見てみますと、

特に十三条では、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」というように、幸福追求の權利というものが高らかにうたわれておりまして、十四条で法のものとの平等も定められている。こういうものを総体として社会保障制度というのが確立されていかなければならないというふうに私は思います。

そこで、これに絡んで幾つか婦人の年金権についてお尋ねをしたいと思ひます。

昨年の四月二十一日の大蔵委員会で私が婦人の年金権について質問させていただきました。そして、その御答弁は、「婦人の年金保障を充実をするという基本的な立場に立つて、この問題に真剣に取り組んでいきたいと思つております。」という答弁をいただいているわけです。

御存じのように、年金問題というのは婦人にとつて非常に重要な関心事でございまして、老人問題は婦人問題であると断言してもいいほど、その比重が大きいわけです。なぜなら、六十五歳以上の女子というのは六百十五万人いて、男子よりも百六十五万人多いことですね。それから、あの戦争の時代を踏まえて、戦争による独身世代というの婦人の場合にたくさん生まれておりまして、そういう方々が老齢期を迎えつつあるわけですから、どんどんと婦人の比重が高まってくると思ひます。あわせて平均寿命の差やら、あるいは夫婦の年齢の差とか、あるいは中高年の離婚の増加とか、それから女性の再婚率が低いとか、いろいろな問題があつて、高齢婦人の有配偶率というの男性に比較して非常に低いわけですね。そういう意味で、婦人が年金問題に重大な関心を持つということ深く認識をしていただきたいと思います。

そこで、いま「二十一世紀の年金を考えると」というのが厚生省から出されておりますけれども、ここで、「婦人の年金権の確立」というのとあわせて、「厚生年金保険の支給開始年齢、保険料率の

男女差についても見直しを進める」ということが掲げられております。それから給付水準の適正化ということとで、併給調整というやうな問題もここで触れられております。そういう中で、すべての婦人に固有の年金権を保障するという措置は、これはもうかねてから婦人が強く要求してきたところでありまして、当然の結論だとは思ひますけれども、それをどのように実現していくかというのを踏まえて、幾つかの問題点があるかと思ひます。

ことしの七月十五日に社会保険審議会厚生年金保険部会というところから「厚生年金保険制度改正に関する意見」というのが出されております。ここでも触れられておりますけれども、婦人の年金を考える場合、婦人の労働実態とかけ離れて考えていくことはできないというふうに思うのです。この意見書でも、「女子の支給開始年齢については、労働条件における男女差の解消などの状況を考慮し」、「見直すべきである」というふうになつております。

そこで、労働条件の実態というものを明らかにしていかなければならないと思ひますけれども、いま婦人労働者は、八二年で千四百十八万人といわれ、全労働者の三四・六%を占めているというところですが、老齢年金の額は男性に比べて非常に低い水準になつていますが、一体どの程度か、わかりましたら教えてください。

〔中西啓委員長代理退席、委員長着席〕

○山口説明員 昭和五十八年三月の老齢年金の平均年金額でございまして、男子は月額十二万八千円弱に對しまして、女子は七万六千円程度でございまして。

○養輪委員 女性は男性の三分の二程度にとどまつてゐるわけですね。この原因は幾つかあると思ひますけれども、女性の賃金格差やあるいは出産や育児による雇用中断など、さまざまな労働条件に起因してこういう結論になつてきているというふうに思うのです。わが国は、年金との絡みで言いますと、母性が尊重されているとは言えない

と思ひます。そこで、本来、出産、育児ということとで中断するのではなく、引き続き働きたいと思う場合に、それを保障する保育所というの也非常に不十分ですし、また、育児休業制度というのものも全労働婦人に開かれてゐるわけではありません。そこで、この育児休業制度についてですが、現在ある育児休業制度のもとで、その普及率について教えてください。

○佐藤説明員 民間の勤労婦人につきましては、勤労婦人福祉法によりまして、事業主が育児休業制度を導入するように努力するというところで、努力義務が決まつております。私どもでは、この法律の趣旨に基づきまして少しでも普及が進みますように、奨励金制度を設けましたり、普及のための相談員、指導員を設けましたり、あるいは一般の啓蒙のために旬間などを設けまして努力をしているところとございまして、普及率は徐々に上がつてまいりまして、現在私どもの調査によりますと、一四%ちょっとというところまでいつております。

○養輪委員 これは全体で一四%ということではどうか、民間だけのパーセンテージでしょうか。

○佐藤説明員 いま申し上げましたのは、労働基準法の対象になつております方たちについての調査でございまして、いわゆる育児休業法によりまして育児休業の請求権が認められてゐる方が全部入つてゐるわけではございません。

○養輪委員 非常に低い普及率、努力をしていただいていることは十分承知しておりますけれども、まだまだ低い普及率だといふふうに思うのです。これが全体に適用される新しい育児休業法などが制定されるということになつてこないことには、一〇〇%に近づくといいのが困難だと思ひますけれども、これが婦人労働の実態だということなんです。

それから、婦人労働の実態の中で、賃金格差というのが非常に激しいというふうに思ひます。そこで、賃金格差の実態をお尋ねしたいと思ひますけれども、男女の平均賃金の差を、最近の推移を

含めて簡単に教えて下さい。

○佐藤説明員 労働省の毎月勤労統計調査により、月間の平均賃金総額で見ますと、男子を一〇〇とした場合の女子の数字は年々徐々に格差は縮まってきたわけでございますが、五十五年ごろからやや拡大いたしておりまして、現在、男子を一〇〇とした場合に五三となっておりまして。

○養輪委員 格差が縮まりつつあったのに、最近また開いてきているという重大な問題があると思えます。そして、平均賃金を男女出した場合に、その平均賃金以下の婦人労働者の数というのは一体どれくらいいるものだろうか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○佐藤説明員 ただいま申し上げました平均賃金の格差がかなり拡大してきているという御指摘でございますが、これにつきましては、最近パートタイマーがふえているとか、いろいろな要因があつて拡大してきているわけでございまして、それで、ただいまお尋ねの平均賃金以下の者がどのくらいいるかということでございますが、先ほど申し上げました格差を計算いたしました調査からは賃金階級別の数字が出てまいりませんので、ちよつと計算ができないわけでございまして、そこで、別の賃金構造基本統計調査の方から一応計算をいたしまして、これは全く私どもの、急なお尋ねでございますので、暫定的な試算というところでございまして、所定内給与に限つてみますと、まあ大体六割程度の方たちが平均賃金以下ということになるかと存じます。

○養輪委員 そういうことで、婦人労働者は非常に劣悪な労働条件のもとで働いているわけですね。そして、パートの拡大などはそれに拍車をかけているわけですが、大臣のお時間が十一時までというところでございますので、大臣に一言だけお尋ねをしておきたいと思ひますのは、婦人の年金権について、いまちよつと指摘を申しました以外に、雇用における男女差別というのは無数にございまして、それを一日も早く是正するため

に男女雇用平等法の制定ということが強く望まれておりますが、一方で日経連がこの男女雇用平等法反対というような意見を出したりもしている状況でございます。しかし、先ほど申し上げました意見書でも、雇用の労働実態を踏まえてこれを解決していくべきだということに言われておりまして、この労働実態を離れて、形式的論理的に支給開始年齢を一緒にしようというふうなことは、実に無謀だということに思ふのです。

一方、この労働婦人の定年と年金年齢との間というのはまだ埋まらずに状態でございます。で、そこら辺の政策も十分とられていないうちに、こういう支給開始年齢の同一あるいは併給調整とかという形で、結局のところ、婦人の年金権を保障すると言ひながら、現実にはいまもらつている労働婦人たちが逆に不利益を受けるというふうなことが指摘されるわけです。そういう問題を踏まえた上で、大臣は、婦人の年金権の確立という問題についてどのような所感をお持ちか、そのことだけをお聞きしておきたいと思ひます。

○山口説明員 大臣のお答えの前に、私どもの考え方を申し上げさせていただきます。私どもの考え方は、現在の年金制度の改革に取り組んでおりますが、その一つのテーマといたしまして婦人の年金問題に取り組んでおります。御指摘がありましたように、いまの年金制度の中での婦人の位置づけ、大変複雑でございます。私どもも制度的に欠落している部分もあるという判断もいたしております。今度の制度改正の中で真剣に取り組んでまいりたいと思ひております。

ただ、今度の制度改正の目指すべきところとしたしまして、私どもは、長期的に安定した年金制度の確立を目指すということが一つございまして、けれども、もう一つは、年金制度間における公平あるいは世帯間、世帯内の公平ということにも十分配慮した制度改正をしていかなければならないというふうに考えております。

（委員長退席、大原（一）委員長代理着席）
その場合に、現在の婦人のいろいろな特例等ござ

いますけれども、これに限らず、年金制度における特例というものを総点検をしてみようじゃないかというのが関係者でも非常に強い御要請でございます。その一つのあらわれとして、意見書におきましても、婦人の年金保障についての特例とどうするかという御指摘でございます。

支給開始年齢の問題にいたしましては、雇用状況等を勘案をしていけるという御指摘でございますが、従来に比べますと男女の平等という点でもかなり進んでまいっておりますし、また婦人が大変長生きをするということからいいますと、婦人の年金に係る費用というものは、男性と比べてかえつて多いというふうなこともございまして、また、先ほど来御指摘がございまして、低所得の方が多いということは年金制度上もそれだけ優遇されているというふうな面もあるわけでございまして、果たしていまの時点ですういふ男女の差というものをこのまま将来と延長していくべきなのかという点については、現状を十分踏まえて、将来的に合理的でない差というものは年金制度上も同一にしていく方向で努力をしていくことが、今後私どものとるべき立場ではないかというふうに基本的には考えております。

（大原（一）委員長代理退席、委員長着席）
○竹下閣務大臣 感想を述べろということでございますが、私もこの間興味本位——いろいろな統計をつくる勉強をすることは好きなものでございまして、……この前、四万八千人の国がまた独立して、いま世界の国が北朝鮮を入れば百六十七になりました。その百六十七を平均寿命で全部順番をつけてみました。そして日本が、一番新しいので男性が七十四・二歳、女性が七十九・六六歳、一番低いのは、エチオピアが三十七歳、アフガニスタンが三十九歳。ただ、この国も例外なく言えることは、女の方が五つ長生きしていらつしやいます。ただ、アフガニスタンなんか、そうりつばな統計じやないと私も思ひますけれども、

そういうことから見て、確かにいまの答弁を聞いておつても、長生きされるということが一つある。しかし、雇用の実態というものはそうじやない。そういうところに、歴史的経過の中で特例というものができているのだな、まだこういう素朴な勉強でございます。

基本的に年金権の問題については、私はおつしやる意味は十分理解できますが、何分乏しい知識でございますので、これからは御指摘の御趣旨などを念頭に入れながら勉強させていただきたいものだな……。考えてみると、明治二十三年七月一日に選挙が行われまして、そのときは男性であつて、年齢も三十でございまして、地租十五円。それが十円になり、五円になり、二円になり、それから大正十四年の法律改正で昭和二年からいわゆる普選。それから今度戦後の二十一年の選挙からいわゆる女性の参政権。だから、そういう民主化の歴史の中と、いわゆる宿命的にと申しますか、世界のどの国を見ても四・二歳ないし五・三歳多いのですよ。その調和が歴史的経過の中でこうなつてくるのかというふうなさきさきや私の勉強と、今後先生のおつしやつたことも十分勉強させていただきますというのを申し上げて、行革の委員会へ行つてまた帰つてまいります。

○養輪委員 大臣が婦人の年金権について一層深めていただくということで御答弁いただきましたけれども、もう少し議論をしたいと思ひます。民間企業に雇用されている婦人でありながら、厚生年金から締め出されている婦人というものが非常に多いわけですが、一体どれくらいいるのか、わかりましたら教えてください。

○小林説明員 パートタイマーにつきましては、就労の実態がその事業所の同種の常勤的な就労者に準ずる場合、すでに適用いたしておるところでございます。

御質問の適用状況につきましては、いわゆるパートタイマーを区分して適用いたしておりますものから、御指摘のような数字については把握いたしていないわけでございます。

○養護委員 民間企業に雇用されている婦人で厚生年金に入っていないのが一体どれくらいいるのかというのがわからないとおっしゃるのですけれども、ある程度わかると思うのです。私どもの資料の方では大体五万人はいるというふうに言われているわけです。これはいろいろな原因がございまして、強制適用事業と任意包括適用事業という仕組みになっておりまして、強制適用事業でないところでは主に婦人が非常に多いということから、こういうことになってきているわけです。サービス業とか農林水産業等が強制適用事業から外されておりますし、さらに五人未満の小規模事業所も外されております。それからさらに、正式採用の婦人以外のパート、臨時、日雇い、そういう人々も外されているというわけです。このように、現実には労働に従事しているたくさんの婦人が厚生年金からはみ出しているということは非常に重大な問題だと思えます。

そこで、任意適用事業を強制適用事業に改めていく、あるいはまた強制適用の対象の労働者の枠を広げていく、そういう努力をすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○山口説明員 御指摘のように、被用者につきましては原則として厚生年金を適用するということになっておられるわけですが、原則として五人未満、あるいは業種によつては適用除外になっておりまして、国民年金が適用されている状態にあるわけでございます。同じ被用者という立場にあるわけですから、できるだけ被用者年金の方でカバーをしていくべきだという御指摘はもっともだと思えます。今回の厚生年金部会の意見書におきましても、現在ある任意包括適用制度を活用するなど積極的なそういう方向での施策に取り組みたいという御指摘をいただいております。厚生年金を適用いたしますと、事業主の負担あるいは事務処理能力その他現実問題としていろいろな問題が出てまいりますけれども、基本的な方向としてはそういう方向で私どもも努力をしてまいりたいと思っております。

○養護委員 そういう観点でこの意見書もできていくわけですが、一体現在の実態はどうなっているのかということですね。包括適用事業を少しでも広げていく、そういう行政指導がやられているのかどうか、それをお答えください。

○小林説明員 任意適用につきましては、当該事業主が事業所に使用される者の過半数の同意を得まして、都道府県知事に申請することによりまして適用事業所になる、こういうことになっておるわけでございます。私ども任意適用の促進につきましては、各種の広報等を通じて制度の周知に努め、その適用促進を進めてまいっておるところでございます。

なお、お尋ねの任意適用の状況でございますけれども、昭和五十六年度末におきまして事業所数で二十六万六千所、被保険者数につきましては百八十九万六千人ということになっております。

○養護委員 そういう制度があるという広報はしているということですが、現実にはそれを促進していくための具体的な手だてというのはほとんどとられていないということ、昨日ちょっとお聞きしてびっくりしたのですけれども、そういう広報を受けて、それで自分の事業所はそういう適用を受けたと申し入れがあったら、それに就いて具体的に教えてあげるといふような、そういう姿勢でおられるやに伺ったわけで、私はそれは非常におくれていると思うのです。この際、こうした意見書もございまして、従来の形ではなくて、飛躍的にこれを前進させるための特別な手だてをとっていただく必要があると考えますが、その点はいかがですか。

○小林説明員 非常に数の多い対象、それから事業所数も非常に多いという事情がございます。私も従前に引き続きまして、関係行政機関の間の連絡でございますとか、あるいは地域の商工会議所等が用います広報とかを通じて、適用促進のために努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○養護委員 余り積極的な御答弁のように聞けな

かったのですけれども、私は社会保険庁がこうした前向きの姿勢をきちんと明確にした上で、必要ならばそれにまつわる関係省庁に対してリーダーシップを発揮し、たとえば労働省職安の窓口において求人事業所などがある場合には、このような行政指導を積極的に行うということがとられるべきだと思っております。その点も含めて御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小林説明員 引き続き適用拡大のための努力をしてまいりたいと思えます。

○養護委員 いま申し上げました点を踏まえて、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、時間がございませぬが、婦人が非常に長生きをするという中で、婦人の年金に対する重大な関心と期待は高まっております。これを踏まえて、この年金制度のあり方について議論をされております各種の審議会がございまして。たとえば、昨年もこの点私にお聞きしているのですけれども、各種の年金に関する審議会に、必ず婦人の代表を正式メンバーとして入れてほしいという問題なんです。国共済の審議会は九人ですけれども婦人がゼロ、それから社保審の方は二十七人ですけれども婦人がゼロ、国民年金の審議会は十二人中ほんの一人というふうな実情にあります。婦人の人生と暮らしかかる重要問題が結局男性だけで決められてしまふということになるのは、非常にぐあいが悪いわけですね。その点は、婦人が明確にそこで位置づけられて、きちんと審議会に、尊重される意見として反映される必要があると思えます。

特に、男女差別撤廃条約の批准を目指しまして、後半期の重点目標に掲げられておりますけれども、政策決定の場合の婦人の積極登用ということがうたわれております。そこで、各種審議会の中に特に婦人の代表を入れていただく。このことは、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会、いわゆる四十八団体と言われておりますけれども、ここで「年金制度改正案策定における婦人の地位改善についての要望」というのがござい

七月出されております。ここで、たくさんの要望がある中で、この審議会への婦人の登用という問題も述べられておまして、非常に強い強い要望なのです。ぜひ各種審議会ですれを實現していただきたい。これにかかわる大蔵省、厚生省からの御答弁をいただきたいと思えます。

○保田政府委員 政府の各種委員会における婦人の参加の問題でございますが、私、本日もっとも手元に資料を持ってまいりませんでしたけれども、政府全体としては、各省庁におきまして、所管する各種審議会の任期が参りますたびに、徐々に増加を図るよう努めていると思えます。大蔵省としましては、所管の委員会の構成につきましまして今後とも努力をしてみたい、こういうふうな考えでおります。

○山口説明員 私はお答えをすべき立場にはございませぬが、年金関係の審議会ということと、年金関係の審議会の構成がどうなっているかということについては、いま先生のおっしゃったとおりだと思えます。しかし、私ども、たとえば厚生年金部会の構成を見ましても、三者構成になっておまして、たとえば労働代表の方につきましても、その組織の中から代表の方が出て御審議をいただいているわけでございます。もちろん女性の組合員の方々の御意見も十分くみ上げていただいて、実際の審議会では御議論をいただいているというところは、お認めいただきたいと思えます。ただ、先生御指摘の趣旨は十分わかりますので、厚生省全体の審議会の問題としても取り組んでいることは事実でございます。きょう再びそういう御指摘があったという点については、省に帰りまして十分伝えていきたいと思えます。

○養護委員 これは目標が一〇%というふうになつてはいるのですけれども、現状ははるかに低い水準です。各省庁ともにその課題があるわけですから、特に年金にかかわるところについては、緊急をお願いしたいと強く申し上げて、終わりたいと思えます。

○森委員 長 広瀬秀吉君。

○広瀬委員 いわゆる共済年金統合法案について、若干質問をいたしたいと思ひます。

この法案の質問に具体的に入る前に、年金というのは一体何だろうかということについて、基本的な問題といひますか、理念的な問題といひますか、そういう問題を少し取り上げてお聞きしたいと思ひます。大臣はお聞きませんが、優秀な副大臣もおられることですから、お答えいただきたいと思ひます。

先ほど養老委員も質問をしておりましたが、かつては年金と言へば恩給ぐらひしか、日本の歴史、もう数十年前になりますか、戦前と申しますか、そういうときには恩給、年金、こういうものが対象であつて、その中で旧令共済、旧法共済、こういうようなものが雇用人等に対して行われ、しかも現業部門において行われたという歴史はあるわけでありまして、そういうものは後で若干、国鉄問題を扱うときに問題になってきますけれども、新憲法下において年金の原点と申しますか、これはやはり憲法二十五条の、国民は健康にして最低限の生活を享有する権利があるということ、したがつて、社会保障等について政府は努力しなければならぬという二十五条の規定があるわけでありまして、年金の理念というのは、今日の憲法体制のもとではこの二十五条の規定に基づくものである、こういう位置づけが当然なされてしかるべきだと私は思ふのですが、いかがでございますか。

○山口説明員 年金は、改めて申すまでもありませんけれども、老齢、障害、遺族という三つの事故が起きまして生活の安定が損なわれるという場合に、その生活の安定のために、社会連帯の精神にのっとりこれを保障していかうということでございますので、御指摘をいただきましたように、現在の憲法下におきましては、憲法二十五条の精神にのっとりた制度であるというふうに理解をいたしております。

○塚原政府委員 年金につきましても、日本、日本のすべての政策運営等の原点は憲法にあり、

るわけでございます。まさに憲法の趣旨に沿つた上での年金運用ということを目指していかねばいけません。ちょうど昭和三十五年に、社会福祉元年という位置づけがございまして、私、まだ小学生でございましてけれども、大變に自分の将来にバラ色の感じを持ったことがございまして、このときに出ておりましたのが、国民皆保険、皆年金という文字を新聞で拝見をいたしたわけでございます。そういう方向へしっかりとこれからは向かつていかなければいけないと思つております。

○広瀬委員 年金の原点というのは、やはり今日の法体系から言へば、憲法二十五条の生存権の規定、ここにあるということに認めていただいたものと理解して、次に進みたいと思ひます。

そういうことになりましたと、その給付水準、老齢年金もあるし、障害年金もあるし、遺族年金もある、こういうことにはなつておりますが、長い労働者としての生活、あるいはまた家族を養うために、一家の主人としていろんなところで働く、いわゆる被雇用者として働く場合もありますし、自営業で働く場合もある。あるいは自由業で働く場合もある。しかし老齢を迎えて、この際障害あるいは遺族年金というのをわきに置いて、原則的な基本的な問題として考えれば、これはやはり稼働能力、所得を稼ぐ能力がなくなる、あるいは社会的にもそういうことができない状態になるといふことは常識の範囲でおわかりいただけるわけでありまして、そういう段階になって、いわゆる高齢者の列に入つて、しかも人生最後の段階において、いわゆる生きがいのある老後の幸せな暮らし、幸福追求の権利が、老人といへども保障されなければならぬわけでありまして、そういうものに對して健康で文化的な生活を保障するということとはやはり考えていかなければならない。これはこの年金制度を論ずるに当たつて一番基本的な点であらうと思ふわけでありまして。

それならば、しばしばこの委員会でも議論をしたところでありまして、年金というものはやはり健康で文化的な生活を稼働能力を失つた人たちに保障するものである、こういうことを基本に置いて考へていかなければならないのではないかと、こう思ふのです。それに対して、生活費全体をカバーすべきなのかどうかということについてはいろいろ問題があるというようにことを言われるわけでありまして、私はやはりこの年金というのは二十五条に基礎を置くとしたら、そういうものに向かつて最大限の努力をするべきである。どの程度のもので健康で文化的な生活かということに定規ではかたつたようにきかんと、今日の経済社会の中で幾ら幾らであるということとは数字的なものか証明できないかもしれないけれども、少なくとも基本的にはそういう構えで、姿勢で、スタンスで年金の水準というものは考へていくべきであらう、こういうふうに思ふのですが、その点いかがでございますか。

○塚原政府委員 まさに理想的な姿に向かひまして年金制度というものをしっかりと整えていくといふことは、日本の国の政治がその最終目標に近いぐらゐな形で向かつていかなければいけない道だと思ひます。国も今日まで努力をいたしてまいりましたし、各政党も大変な御努力をいただき、またそれぞれ団体の団体も大変な御努力をいただきまして、その上で今日のいろいろな年金の形というのが出てきております。過去の一つの問題点といふものをより理想的な姿に持っていくために、今回の法案というものを私は御提案をさせていただきます。御審議をいただいておりますこの法律案が、先生の御主張になられます理想的な年金の姿になつていく一つの道しるべ、第一歩になればというふうに考へております。

○広瀬委員 この問題をやると、いつもそういうように、だんだん答弁して行くうちにぼけてしまつてあれなんです、一体この法案を提案してある大蔵省として、今日の段階でこの共済年金の老齢年金にだけ限つて、いわゆる被保険者である現職者、現に国鉄に働いて、公務員で働いて

いる、公企体に働いてるそういう人たちの所得に對してどのぐらゐの年金額というものが、健康にして文化的な生活を営むについて必要と思はれるものであるか、こういう点についての何か試算したものでありますか。

○保田政府委員 退職後の老齢年金が、現役で働いてる皆さんの所得との関係においてどの程度が適當であるかということ、年金のもらつた福祉の水準でございまして、それと負担との関係といふことではいろいろ御議論もあるわけでございます。人によつてさまざまございまして、一応老後の生活の安定のために基礎的な役割りを果たす、心理的にも安定感を与えるというやうな意味からすれば、現役の皆さんの六割ぐらゐがあれば適當なのではないかというものが、多くの御意見の一致するところではないかと思つております。

○広瀬委員 それでは、大体六割ぐらゐはせめて保障したいといふ多くの意見がありまして、そのぐらゐのものはせめて保障する体系にならなければならぬ。その反面として、給付水準の問題を論ずれば当然保険料負担の率の問題もあるわけだから、年金水準としてはその程度のもものは確保していかねばならない、今日の諸般の要素を考へてそのぐらゐのところは当然、あるいはそれ以上が理想であるといふことは、大蔵省としてもそういうお考えであるといふことでございますか。

○保田政府委員 年金の水準を個人単位で見るとあるいは家族単位で見るといふたようなことにつきましてもいろいろ議論がございまして、先ほど申し上げましたのは、できれば家族単位でそれぐらゐのものができればいいというものが理想的なことではないかと私は思つておりますけれども、今後、高齢化社会の確実な到来を控へまして、それからまた経済成長が低成長の時代に入つていくといふことではございまして、この低成長でもたらされる、従来の高度成長下で考へていた所得

の伸びに比べますとかなり低い所得の中で、いずれにせよ税金が保険料かによって負担せざるを得ない年金の水準をどう考えるかといったようなことにつきましましては、厚生省を中心としまして、政府としてそのバランスをいかにとるかということについて検討を続けている段階でございます。

○広瀬委員 これはいろいろな研究会やら社会保険制度審議会やら、いろいろなところからいろいろな構想が答申をされたり意見書が出されたりしておりますが、そういう中におっしゃったようなことはみな書いてあるわけけれども、現時点において、この法案を提出している立場として、当面統合のワンステップである、将来の統合の姿がどうなるかというようなことについても必ずしも明確になってない。明確になってない中で、成熟度の最も高い国鉄がもう財政破綻で年金給付ができない状態が目に見えてきている。こういう数字的にあからさまな事態に到達をしたというところで、今度これは何年間のままでのける法案なのか、その辺のところもわからぬ。しかし、現実のこの法案が予定している期間内におけるその水準というものは、少なくとも六割以上は保障されていかなければいかぬであらう、こういうようなお考えは述べられないですか。

○保田政府委員 年金の水準につきましては、従来から官民格差論とかいろいろ御批判があったわけでございますが、特に公企体の職員の年金水準というのは各種の年金の中では比較的高い水準にございまして、特にそれが負担との関係におきまして長期的な年金財政を維持することが非常にむずかしくなるのではないかとということが懸念される状況にございまして、したがって、将来の年金制度の一元化に向けて、当面は似た者同士と申しますか沿革、歴史の非常に類似しております国共済と公企体共済を統合するということが、今回御提案の法律の中身の一つでございます。

統合という意味はいろいろございまして、けれども、やはりその中で一番大きいのは、比較的高い公企体の給付水準を国共済の水準まで引き下げて

いただくということでございます。今回御提案いたしました法案では、その国共済の給付水準より引き下げることを前提としたものではございません。

○広瀬委員 現在でも公企体共済あるいは国家公務員共済、勤続年数四十年にして最終俸給あるいはやめる前一年間の平均俸給の百分の七十、七割給付というものが、最高では保障されておるわけですね。先ほどの六割というのと七〇%までいけるといふ、こういう点もあるわけですね。六〇%、七〇%、その辺のところはやはり妥当な水準である、こういう見解は変わらぬでしょうね。

○保田政府委員 六〇%と申し上げましたのは、私のかつての、いわば私が役人として若かりしころの、ということとは高度経済成長時代から抱いていた理想の姿であります。その姿が低成長に移りつつある、しかも高齢化社会を迎えつつある現在でも存在しておりますので、その数字をとりあえず申し上げたわけでございますが、将来の年金像といえますか給付の水準につきましては、負担との関係も考えながら、今後厚生大臣、年金担当大臣を中心としまして、政府部内で検討を進めていきたい、こういうふうにご考慮願うわけでございます。

○広瀬委員 基本問題ばかりやっていますとかなり水かけ論になる部分もありますので先に進みますが、今度の法案を出された。これは単に国鉄がもう六十年からは完全に年金支払い不能になるというところに対する救済措置、こういうことだけでこの法案を出されたのですか。それとも、それにプラスする見通しを持った理由というものがあるのですか。

○保田政府委員 今回御提案申し上げております法案の目的は、先生御指摘のとおり、逼迫しております国鉄の共済組合の財政に対する援助のためというのが一つでございます。

もう一つは、先ほど申し上げましたような国共済と公企体共済との統合ということでございまして、この国共済と公企体との統合と申しますのは、

将来の公的年金、現在八つの年金制度が分立しておるわけでございますが、この八つの年金を一元化するという展望のもとに立ちまして、ことしの五月二十四日に政府といたしまして「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」というものを閣議決定いたしておるわけでございます。この閣議決定では、「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了」するという展望に立ちまして、公的年金の諸制度の見直しを行なうということでございます。その具体的な手順としまして、昭和五十八年度におきまして「国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行う」とともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。それから「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る」。この上で昭和五十九年から六十一年度にかけて「国民年金、厚生年金、国民年金及び船員保険の関係整理を図る」と同時に、共済年金につきましても、国民年金、厚生年金等の改革の趣旨に沿いまして、これらとの関係整理を図るということでございます。将来の公的年金制度の一元化へ向けての第一歩というふうに考えておるわけでございます。

○広瀬委員 公的年金制度改革の進め方で、五十八年四月一日に、関係関係懇談会が設置をされて、いまおっしゃった内容のことが決まったということとは承知をしておりますが、このスケジュールで同時に行き体制というものは、いま間違いない、この決定は非常にいろいろな意味での裏づけといえますが、作業の進捗状況、そういうようなものから見て、あるいはまたいろいろその間に克服しなければならぬ実在に複雑さある問題点が数多くあるだろうと思うのです。こんなことで七十年を目途に公的年金制度の全統一ができる、このことは絶対可能であるかどうか。その辺の見通しをもう一遍、どういふ問題点があつて、それを克服しなければ次の段階に移れないんだという問題点を明らかにしながら、関係懇談会でつくったスケジュール、これが大丈夫なんだ、そういう方向で

間違いなくいける、こういう確信を持った答弁をしていただきたいと思うのです。

○山口説明員 ただいま御指摘のありました「公的年金制度改革の進め方について」という方針に従って、いま鋭意準備をされているわけでございますが、先ほど御紹介のありましたように、今後の年金制度改革の方向を決める上で最も重要な地位を占める部分、これが先ほど申し上げましたように五十九年から六十一にかけて措置を講ずるとされている、まず第一点といたしまして「国民年金と厚生年金保険及び船員保険との関係整理を図る」ということであらうかと思ひます。と申しますのも、国民年金、厚生年金でわが国の年金の被保険者の九割、受給者の九割を占めておりますので、この二制度が将来どういふ方向に向かつていくのかということが決まりませんと、共済組合との関係その他も整理ができないというふうに考えております。

そういう認識のもとに、私もいま国民年金、厚生年金の改革に取り組んでおるわけでございますが、関係の審議会から七月十五日に、その改革をするに当たつてこういう基本的な考え方、臨めという御意見をいただいております。その御意見に従ひましていま案を作成中でございますが、できるだけ早く案をつくりまして、改めて関係の審議会にお諮りをして御議論をいただき、最終的な政府案というのを次の通常国会に提出をしたいという事務的なスケジュールのもとでいまやっております。

そのときに一体何がポイントになるかということでございますが、この意見書の中でも、公的年金のいままで三種類八制度でやっております分立の体制、これをこの際のおのの制度の枠にとらわれないで再編成をせよというのが関係者の強い御意向でございます。その方向といたしまして、各制度を一本にしてしまふというのは現実性がないう御判断だろうと思ひますが、各制度に共通した部分は設けられるはずであるということ、意見書におきましても、各制度に共通する給

付を導入するといった考え方のもとに、全体として整合性のとれた制度にするようにということでございます。

これを具体的にどう仕組むかという点については、まだ申し上げられる段階にはございませんけれども、私どもも、俗な言葉で言えば、各制度に共通する基礎的な年金制度というものを御示唆をいただいたというふうに思っております。そういう基礎的な年金制度をこの際つくっていくという方向で再編成ができれば、各制度に共通したルールのもとにいろいろな調整等も行えるわけでございますので、今後の公的年金の再編成の方向としては、具体的なことは申し上げられませんが、この御意見の趣旨からいたしまして、ほはいま申し上げましたような基本的な方向で改革案がまとまれば、わが国の公的年金制度の将来の方向づけというのにも相当はつきりしてくるのではないかとこのように思っております。したがって、その第二段階での方向づけが明らかになった上で、さらに関係の部局とも詰めて、七十年を目途にしている一元化の具体的な構想というのをより明らかにしていきたいというのが、私どもの現時点での考え方でございます。

○広瀬委員 臨調の基本答申等においてもそういう方向が打ち出されて、年金統合の方向に向かっていけという言いが言われておるわけでありまして、五十八年度においては、いま議論をされているこの法案と、それから地方公務員の制度内の財政単位の一元化ということ、これは地方公務員の方はできた。いま審議中の問題があるわけでありまして、次の段階で、五十九年から六十一年の間に国民年金と厚生年金保険及び船員保険との関係整理を図るということが言われている。この中身は一体どういうものになるのだろうかという問題。それから、共済年金について、いま申し上げた国民年金と厚生年金保険などの関係調整を図るという改革の趣旨に沿って、上記制度との関係整理を図るのだ、こういうことなのですが、この辺のところになりますと、もう少しわかりやすくこ

れを説明すると一体どういうことになるのか。どの辺のところまで統合に向けて作業が進んでいき、現実には法改正というふうなもの、厚生年金法の改正なり国民年金なり船員保険法の改正なり、そういうようなものがどういう時点でどういう形で出てくるであろうかというふうなことにについては、まだ固まったものは何もないわけですか。いま審議している共済年金も、そういうふうなものとの見合いにおいて、五十九年から六十一年にまた何か制度間調整を進めるという。制度間調整というものはどういうふうなものがあるのか。こういう点で、いま議論しているものが五十九年、来年あるいは六十年までの間にそういう状態になるというこの辺のところは、これは山口課長、それから保田さんから答えてもらうのだけれども、どういう中身になっているのですか。このことを確かめておきたい。

○山口説明員 まず厚生年金、国民年金、船員保険の関係でございますが、具体的な案は近く審議会にお示しをしたいということで、それはまだお許しをいただきたいと思いますが、考え方としては、まず同じ被用者保険であります船員保険、これにつきましては、従来は船員保険は総合保険ということで独自の保険制度を持っておりますけれども、関係の審議会の御意見もございまして、これは厚生年金と年金部門については統合すべきであるという御意見を七月にいただいております。私どもは、それを踏まえて、厚生年金と船員保険の年金部分については統合をする、一本化するという案をいま具体化すべく検討をいたしております。(広瀬委員「いつごろになります」と呼ぶ) 近く厚生省案をお示ししたいと思っております。

そういたしますと、あとは具体的には国民年金との関係になるわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように、関係者の御意見も一本化するということではなくて、国民年金と厚生年金の共通にやっていた部分というのがあつたのではないかとということで、共通の給付を導入すると

いう考え方で案をつくってみよ、こういう御意見でございます。俗な言葉で言えば、先ほど申し上げましたように、基礎年金あるいは基本年金というふうなもの、厚生年金と国民年金に共通をする部分としてそういうものを考えたかどうかということでございます。

同じような構想は、各種の審議会等の御意見でもございます。たとえば社会保障制度審議会におきまして、従来基礎的な年金という制度の上に各制度独自の年金制度を上乗せしていくという二階建ての年金構想が示されております。構想としてはそういうものに近いものと受けとめておりますけれども、ただ御意見としても二つの条件がついておりました、その基礎的な年金というものの財政をどうするかという問題については、社会保障制度審議会等の基礎年金構想というのは税金で処理をしていくということでございますけれども、厚生年金部会の関係者の御意見は、それは給付と負担がかかり合いを持つ社会保障方式を今後とも維持してやっていくべきだという御意見でございますので、そこは構想として大きく異なるところでございます。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席)
それからもう一つは、現在の制度、すでに国民年金、厚生年金、相当の歴史を持っておりまして、その現行制度からの円滑な移行ということに十分配慮して再編成をせよという御意見でございます。その点も十分踏まえて具体的な制度をつくりたいというふうに思っておりますが、具体的な、いつまでというのを申し上げられる段階ではございませんが、できるだけ早くお示しをしまして、次の通常国会にはそういう年金改革の法案を出したいというのが私どもの希望でございますので、それに間に合いますように、できるだけ早く検討を進めたいと思っております。いろいろ困難な問題が出てまいりますけれども、私どもの目標としては次の通常国会に提出をするということとで努力をしている最中でございます。

案申し上げましたように、本年度におきまして国家公務員共済と公企業共済の統合をお願いをいたしまして、その統合を前提として、先ほど申し上げましたように五十九年度から六十一年度にかけて、厚生省の方のいろいろな作業の趣旨を踏まえながら、われわれの方も検討を進めるということでございます。

それで、厚生省当局からただいま御説明いたしましたように、被用者年金とそれから国民年金との間の統合はどんな姿になるのか、われわれとしても非常に大きな関心を持っておりますけれども、いずれにせよ国民の非常に大きな部分を覆いますのがこの厚生年金と国民年金でございますので、共済年金制度をどう持つていくかということにつきましまして、現在厚生大臣を中心として行われております検討の作業の結果を見ながら、これとの関係調整を図ってまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○広瀬委員 三制度八年金、こういうことになっているわけですが、まず公企業と公務員の統合を今回図る。これは国鉄救済という問題と同時に、将来へのワンステップであるという位置づけもなされている。次の段階、この右の厚生年金、国民年金、船員保険の関係の整理というものを横目に見ながら公企業と国共が合体する、統合されるわけですから、あと残るのは地方公務員共済、これは財政調整の一元化ということがもうできている。そういう点で、今度はさらに国公と公企業共済とそれから地方公務員共済の統合を果たすという段階があるのか。今度の統合が仮に通つたとしても、地方公務員共済がまだ残っている、その統合というふうなことを考えないで、閣僚懇談会で進めていく国年と厚生と船員保険の方の進み具合によつては、一気にそれとの統合の方向に向くのか、その辺のところはどういう構想を抱いておりますか。

○保田政府委員 共済年金制度につきましては、先生篤と御承知のように、厚生年金等と同じように社会保障制度としての一面、老齢後の所得保障

を付与するといった社会保障制度の一面も持つておるわけでございしますが、と同時に、国家公務員の特権性あるいは公企体職員としての職務の特権性に応じたいわば戦場年金の制度の部分もあるわけでありまして、それで、当然のことながら五十九年から六十年にかけての関係整理と申しますのは、社会保障の側面を持った部分についてできるだけ関係調整を図っていくということとございまして、いわば戦場年金の側面についてどう考えていくかということにつきましても、その段階でできるだけ調整を図っていききたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○広瀬委員 その関係、関係で言っている一、二ということと山口課長が与えた問題と、それを見ながらということに共済組合はなっているのだけれども、次の段階がどういうものであるかということについては必ずしも明確にならない。これは今回積み残しておきます。したがって、端的に何え、いままでの歴史から見れば大きな、画期的な一つの制度改正が今度行われるわけですが、次のステップがどうなるかという問題については、きょうは大分時間がたつちやいましたもので、次の質問に移ります。

○岩崎委員 国鉄に伺いたいのだが、国鉄がこれだけ財政が窮乏し、そして年金においても、六十一年にはもう支払い不能であるという状況に到達した最も大きな理由から順に、幾つか簡潔にひとつ述べてください。

○岩崎委員 国鉄年金財政の破綻の原因は、基本的に給付と負担が見合っていないことによる不足財源の増大ということになるかと思ひますが、国鉄共済年金が他に先立って破綻をする理由というのは、一つは輸送構造の変化に伴う国鉄本体の減量化による現職組合員数の減少が挙げられると思ひます。

それからもう一つは、戦中戦後の混乱期に復員者を含めて多数職員を採用いたしておりますが、そのいわば団塊年齢層が現在ちやうど退職時期を迎えておることによりまして、毎年平均的には一

万人ぐらゐのところが二万数千ぐらゐの退職者がこのところ続いております。それがほとんど年金受給者になる。つまり分母の被保険者数が減少し、分子である年金受給者が急増してござる、これが原因ではないか、このように考えております。

○広瀬委員 なぜそういうような年齢構成になったのか。さかのぼって当時の状況——これは国鉄が企業体であったならば、そういうことはあり得なかつたという事情があつたに違ひないわけでありまして、特に戦後のあの混乱の状況の中でのことは、国鉄として、そういうことは将来のことを考えてできないと拒否できる立場になんか全くなかつたのだらうと思ふのです。全部そういう職員も受け入れなければならぬ、そしてまたそれだけの当時のやむを得ざる事情があつたということ、そういうものと見て差し支えないだらうと私は思うのですが、それでいいですね。たとえば満鉄職員、引き揚げてきた者も優先的に採りなさい、当時の国策である。復員軍人も現業はほとんど採りなさいということ、これも国策として当時の国鉄に押しつけられた。そしてその後二十四年から公共企業体へ変わった。そういう状況で、全部その職員を国策のもとに抱えてござるを得なかつた。そういう事情、これはまさにそのとおりですね。

○岩崎委員 当時の混乱期に、雇用政策の一端を担つて積極的に取り組んだ結果だ、このように考えております。

○広瀬委員 まあわれわれの立場から見れば公経済の主体と国の責任、こういう問題で、私も十年前、四十九年、五十年、ずっとこの問題で、国鉄の財政は悪化する、まさにいま言った被保険者と年金受給者の比率、いわゆる成熟度と言われるものが大変な勢いで悪化しつつあるということで、国の負担というやうなものについて何とかしないと早々にパンクするぞという警告を発し続けてきたわけだけれども、公経済の主体としての公共企業体——いわゆる厚生年金などで国が負担をしてゐる二〇%、あるいは私学共済やその他に対して一八%を負担している。国庫の負担分として、そう

いうものを当然負担すべきであらうという主張をしてきたわけですね。

それでそのときに、いま公取委員長になつていらっしゃる橋元さんがちやうど保田さんの立場であつたわけですね。きょうは議事録を持ってこなかつたのだけれども、この間読み返してみた。そうしましたら、国といひ、あるいは公共企業体といひ、いづれもその性格は同じやうなものだ、公共企業体になつたからといって、やはりそれはちやんと独占的な地位も与えられてゐるであらうというやうなことも言われておるわけですね。これは議事録で調べていただければすぐわかることですね。ところが十年前、十五年前あたりから、あるいは二十

年前から、国鉄の人員輸送、貨物輸送、そういう輸送に占める比重というものは独占どころじゃない、もう完全な競争社会にすうつとなつてきた。電車の場合あるいは専売の場合は独占的な地位が保障されている、なるほど公経済の主体として経理もりっぱに成り立っている。そういうことであるけれども、国鉄の場合はそういう状況ではなかつたということですから、パンクすることは十年前、十五年前から目に見えておつたわけですね。その間、政府も手をこまねいて何にもしなかつたということが非常に大きな原因であつたらう。今回、こういうふうな国鉄共済の長期収支が完全にバランスを失つて、年金支払い不能という事態を迎えるに至つたという点で政府の責任というもの、かなり追及されなければならぬ問題があるんじゃないか。したがって、そういう公経済の主体論だけではなしに、少なくとも国の政策として企業体である国鉄に押しつけた分、過去勤務債務と言つていいかと思うのですが、しかも財政が悪化するから、どうしたつてその整理資源、追加費用の積み立てなんというものは十分には行われなかつたということにもならざるを得ないわけですね。これに対して一定の国の助成金は出るけれども、それは特に一部、特定人件費ということで、退職手当、退職一時金に対する若干の手当ではあるやうですけれども、それ以外に、年金の追加費用の

積み立て、あるいはそういうパンクするであらうということについて、国が責任を持つて何らかの手だてをするというやうなことが行われてこなかつたことについて、大蔵省としては一体どういふように責任をお感じになるのか。

○保田政府委員 大先生の前でいまさら公経済主体の負担論を展開するのは差し控えたいと思ひますけれども、いま御指摘の国鉄の共済組合が赤字になつた原因については、いままでにもたびたび触れましたように、国鉄に特有の問題もございしますが、基本的にはやはり長い目で見た負担と給付との関係がアンバランスであつたということが一つ。それからもう一つは、やはり年金の基礎を一つの企業に求めていた。その企業が産業構造、輸送構造の変化に対応し切れなくなつてきて、その職員と卒業生との関係が非常にアンバランスになつてきたということにあるわけでございます。

この基本的な二つの要因は、わが国の公的年金制度に全く共通するものでございまして、まず給付と負担とのアンバランスにつきましまして、今回とりあえず公共企業共済と国共済との間で合致を図るといふことにおきまして若干の是正をする。それから第二の点につきましては、一つの企業体で年金制度を持つていくことがやはり非常に世の中の変化についていくにいくというところでございまして、この際は保険集団のすそ野を大きくする必要がありますと考へまして、これもまたとりあえず国共済並びに専売、電電の二公企体の共済組合とも統合を図る。これらにつきましましては、将来の年金制度一元化の段階に進みましてさらに調整を続けていきたいというふうな考えておるわけでございます。

いづれにいたしましても、年金の負担というものは保険料が国庫の負担、国庫の負担ということ、やがては税の負担にかゝるわけでございます。そのいづれがより適正であるかということにつきましましては、先ほど来御議論もございしましたように、社会保障はやはり被用者と使用者との折半負担によります保険料をもつて維持していくのがたてま

えてございまして、安易に国庫に依存する、そして国民の税負担に転嫁していくということはいかなるものであろうか。やはりこの際は社会連帯の精神に沿ひまして、相互扶助、社会保険の枠内で処理していくことが適当ではないか、共済というのはまさにそういう言葉をあらわしているものではないか、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

○広瀬委員 大蔵大臣もおいでになりましたし、時間が十分足らなくなつてしまつたので……せつかく専売の総裁もお見えになつておりますが、国鉄と同じような状況に専売公社が立ち至る時期はいつですか。

それともう一つ、経営形態の変更で、臨調からは販売部門について特殊会社に移行しろとか、あるいはその後特殊会社に移行しろと言われているわけですが、そういう状況を踏まえてどうお考えになつておられるか。

そしてまた、今回専売公社も、国鉄の財政破綻を救うために組合の掛金を引き上げて、そして国鉄に十五億で売却をする、こういうことになつてゐる。電電からおいでになつてゐる方も、その点同じような質問をいたしますので、簡潔に……。特に専売の場合には、その提出をするものよりも、六十年ぐらゐになると財源率が国鉄の財源率あるいは掛金率よりも上がるではないか、そういう逆転のおそれありとすら言われているのだけれども、そういうことに対して専売としてはどのように考えているのか。その辺のところをちよつと総裁と、それから電電の方に……

○長岡説明員 専売の共済が国鉄のような状態になるのは一体いつであるかという御質問でございますが、共済年金制度基本問題研究会の意見の資料によりますと、専売の場合には五十九年度で単年度収支が赤字となり、八十四年度には積立金もなくなつて賦課方式に移行せざるを得ないのではないかと、そういう試算がございまして、これは一応の試算でございまして、私どもも年金の成熟度は国鉄に次いで高い方でございまして、

将来のことを考えますと、やはり相当深刻な問題を抱えておると言わざるを得ないと思ひます。

それから、経営形態問題との関係でございまして、経営形態の問題につきましては、私どもは現在鋭意詰めておりますけれども、まだ現在の公共企業体である公社制度がどのような経営形態に変更されるかという結論には至っておりません。したがひまして、将来どうなつた場合にはどうするかというお答えは的確にはいたしかねますけれども、ただ、現時点において私ども、この問題の受けとめ方といたしまして、経営形態いかにこの年金制度のいかんとは、そう直接的に結びつけないでいいのではないかと申しますのは、民間部門の被用者は厚生年金、公共部門の被用者は共済年金と一応分かれておりますけれども、中を見ますと、公共部門に属する公団、公庫等について厚生年金が適用されている例もございまして、また逆の例もございまして、そういうような現実を踏まえて、仮に経営形態が変更になつて一般的な形態である厚生年金が適用になるということをお考えの場合にも、技術的には非常にむずかしい問題が出てくるわけでございます。移行前の期間にかかると共済年金の支払い義務、これをどこが一体承継するんだといったような、大変むずかしい問題がございまして、したがひまして、私どもとしては、当面経営形態のいかんにかかわらず、共済年金制度を続けていくことが現実的ではないかというふうにご考えております。

それから第三番目の、国鉄の負担との関係の問題でございまして、これは、大蔵省が非常に粗い試算と申しますが、そういうことで国共済に提出された資料によりますと、予想財源率を見ますと、専売の場合には、国共済と電電共済とはおおよそ均衡がとれたものになつておりますけれども、国鉄との比較におきましては、国鉄については財政調整を前提として策定されました賦課方式の計算、それから私どもの方は所定の保険数理に基づいて計算をするという計算の違いもございまして、比較はなかなかむずかしいところがございます。

すけれども、どうも私どもの方が高くなつてゐるというのが現状でございまして、この点につきましては、協力側の財源率が、受益者という言葉はどうかと思ひますけれども、結果的に上回るといふのは、どうも私どもとしては均衡上不合理な点がございます。組合員の理解を得ることは非常にむずかしいのではないかと、率直に申し上げまして、そういう感じを持っております。したがひまして、財政調整委員会においていろいろ議論されることにならうかと思ひますけれども、いま私が申し上げたような点を踏まえて、十分今後議論を尽くしていただきたいというふうにご考えております。

○広瀬委員 ちよつと中原さんが答弁される前に、保田さん、財政調整委員会ではやはり助けてやる、そういう言葉はいいか悪いかわからぬけれども、とにかく提出をして急を救おう、そういうところが逆に負担が高くなるというふうなことは、やはりこれはおかしい姿だろつと思つたので、その辺のところは財政調整委員会にそういう事態のないように、これはやられる気持ちはあるのでしょうか。その点だけ、簡潔に。

○保田政府委員 先ほど来御議論の素材となつておりますのは、本法案を御提案申し上げる作業の段階で一応のめどとしてわれわれが試算したものでございまして、具体的な援助の仕方につきましては、この御提案しました法案の中に書いてございまして、長期給付財政調整事業運営委員会において御議論をいただくことになつておまして、先ほどの数字で決めたということではもちろんございません。

○中原説明員 私ども共済組合につきまして御説明いたします。昭和五十年におきましては、収入が二千二百三十七億、支出千九百九十二億、収支差額一千四百五十五億、年度末の積立金が一兆七百七十一億、成熟度二二・〇％という形で、現在は一応順調な共済組合であらうかと存じております。なお、将来の見通しにつきましては、非常に多

くの仮定が必要にはなりませんけれども、現在の財源率というものを全く動かさずにこのまま推移する、かつまた要員状況も変わらないというふうなことで計算をいたしますと、十年後、昭和六十七年までは単年度赤字である、それから単年度赤字になる、そして積立金の取り崩しというものは七十八年度に取り崩されてしまふという計算になります。なお、この財源率につきまして、現在の制度によりまして五年ごとに一定率計算をし直して引き上げていくというふうにご計算をいたしますと、二十年後の昭和七十七年度までは単年度収支が赤字で続く、そして積立金を取り崩すのは三十年後の昭和八十七年度になるといふような試算をしてございまして。

なお、経営形態との絡みにつきましては、いま御返事がございましたように、変更後どのような形でお決めたかといふことによるわけではございませんけれども、いまお聞きしておるところによりまして、当面統合された共済組合法の適用になるといふふうにご聞いておりますので、それもそのようになつていくのかなと思つておるところでございます。私どもとしては、経営形態の移行いかにいかにいかにいかに、筋としては厚生年金の方向へ行くのが筋だろつというふうには思つておりますが、これは決め方いかんの問題だといふふうにご聞いております。ただし、経営形態変更後生じてくるその他の条件というものがいろいろあるわけでございますので、それと共済年金との調和ということについては、種々これから先御検討いただかなければいけない問題は出てくるというふうにご考えております。

以上でございます。○広瀬委員 それぞれ公企体共済関係の三公社の意見を聞いたわけでありまして、いま国鉄の共済がそういうピンチに陥つてゐる、これを何とかしなければならぬまいというところで、この法案では、国公を含めてそれぞれの二公社の方から拠出をして六百億を埋めていく、そしてその財源として被保険者である在籍者の掛金率を〇・六％上げて

負担している、こういうことになっているわけでありませう。

大蔵大臣もお見えになったのですが、そこでこれを掛金分にストレートにはね返らして、それを国鉄に差し上げるのだ、提出するのだ、こういうことになりませう、いままで長い歴史を持った組合にそういうことをやる前に、国として当然やるべきことがあつたのではないかと、しかも、国が本来責任を持つ恩給部分からの受け入れの問題、それを公経済の主体としてやってやる。しかもその公経済の主体である国鉄は、いまやまさにもう坂道を転がり落ちるような状況で現職者がほとんど減つてしまつて、輸送の面で占める独占的地位なんというものは、もう数十年前のことであつて、いまではどうにもならない、競争社会で奮闘されているという状況。しかも、そこへもつてきて特定人件費というやうなことで、あの終戦直後のどきどきの中で政府の国策として押しつけられたものがそのまま尾を引いて今日の共済組合の財政ピンチ、そのバックにある国鉄全財政のピンチも招いておる。

小坂運輸大臣に予算委員会で質問したのですが、少なくとも国鉄の赤字のうち三分の一はそういうもので占められておりますと、運輸大臣も認められたわけですが、公経済の主体というもので、ほかの二公社の独占的地位とは全くさまを異にしている。そういうものに対して何らかの手を——そういうことをやるやうな財政状況ではない。それは確かに財政が今日苦しいこともわかつておるけれども、本来国がやるべきやうなものを企業体に押しつけて、企業の経営を悪化させた。そういうものについてはもう少し国の何らかの特別な施策というものがあつてしかるべきだつたらうと私は思うのですが、その辺のところ、いかがですか。大蔵大臣、どうぞ。

○保田政府委員 先ほどお答えしたことに尽きると思うのでございませうが、なおつけ加へますと、公経済の主体として国鉄が、国鉄の共済組合に対していろいろな御負担されている金額が非常に多い

ということ、これは、国鉄の経営収支にあらわれてくるわけにございませう、その国鉄の経営の収支に對しましては、国として非常に乏しい中ではございませうけれども、経営全体を考えまして、金額としては七千億程度だつたと思ひますけれども、何とかやりくりをさせていただいておる、こういうことで何とか御容赦をいたしたいと思ひます。

○広瀬委員 これは少し政府も責任が過ぎ過ぎたと思ひます。日本の場合は高齢化社会が急ピツチで、ヨーロッパ諸国では百年以上かかつて到来した一三・四％とかそれ以上の高齢人口というものが、もう二〇三〇、四〇年の間に來てしまつた。そういうものに対して備へるところ、対応の仕方というものがすべて非常におくれおくれ、後手後手に回つておることからかういふことになつたとは思ひきれども、まあ国もなかなか大変だということはおわれぬけれども、いままでの長い歴史を持った中で、国鉄がバシクしたからといつて、それを今度は仲間で見ても、これはなるほど共済組合の助け合いという原則、ごく常識的な立場で言へばそういうことかも知れぬけれども、国家公務員はいま年勤が一、二年結されて、ことしの人も、これは先ほど大蔵大臣もちよつと賃金委員の質問に答へておられましたが、二年結の凍結はしない、五十八年度の人勤は尊重する、これは与野党の申し合せになつておるわけだけれども、これすらわからぬ。どうなるんだらう。まだ閣議決定も何もしてくだらない。いまその点でも非常に不安を持てている。そういうところから〇・六％、金額にすれば大体千二、三百億のところであつて、そういうものを提出するんだといふことについて、やはり非常に拒否反応がある。国鉄の事情は何とかしなければならぬ。しかしながら、そういう分をその人勤凍結をして、いる公務員から出させるのはひどいぢやないか、こういう気持ちだつてあるわけだ。したがつて、そういうものに対しては、やはり国として果たすべき責任、そして労働者の権利といふものはきちんと守つてあげる、これが憲法に忠実な政府の道

であらう、こういうやうなこともあるわけですね。そういう点で、この人勤の問題も解決することによつて、そこまで政府も苦しい中でやつたんだから、そういうお互いの共済組合の本当に原点みたいなところで皆さんの助け合いの精神をひとつやつて、痛みを分かち合つてくれといふことだつて言へるだらうと思ひます。その辺のところ、いかがですか。大臣。

○竹下國務大臣 私は、日本国有鉄道といふものの今日まで果たしてきた役割、なかなか廣瀬さんやわれわれの年配の者が雇用の場として多数そこに吸収されたといふ事実、これらは十分理解するものであります。

今日、共済の赤字といふものに対して、国鉄当局がみずからの収支に影響を及ぼしながら支出をしていらつしやる。それが全体の国鉄の収支に影響を与えておるだけに、政府としてもそれらに對して、共済といふものを特定しないで、国鉄全体に對する財政支出も今日までやつてきた。だから、おしやる事情といふのは私にもよく理解できる問題でございませうが、今日の共済制度そのものに對する方策として、いろいろな角度から審議會等で議論され今日に至つたといふことは、やはり基本的に労働連帯といふものが、御答申までいただけの背景にあつたのではないかと、御答申までいた強いたしておるわけでありませう。だから、その心情の問題については将来の問題として、われわれがどのやうな形で持ち続けていくべきものかといふことについては、私も勉強しなければいけません。

すね。それを今度は三・三五％、そのうちにやつぱり〇・六％が含まれているんだ、こういうやうなことですから、これは出す側からすれば財布は一つだから、どれを出したつてといふことになるかもしれないけれども、それそれまだ若干、積立金の面では余裕がある二公社である。そういうやうなことです。それから、直接組合員が——特に国共なんかの場合には、人事院勧告もどうなるやらわからぬ。去年はストップされた。曲がりなりにも去年、公企体は仲裁裁定が一応実行された。国鉄の場合は、期末手当では大分ダウンさせられたけれども、そういう気持ちもあるわけですから、その積立金といふものの利息ぐらゐのところをそれを賄つてあげる。そうすれば、〇・六％引くといふことになれば、かつて国鉄が三・三％掛金率を上げたけれども、二・七五％ぐらゐでおさまる、こういうやうなことでなつておるわけだ。そんな手だつてあるぢやないか。そのあたり、どうですか。

○保田政府委員 先生の御提案、ちよつとストレートに、正確には理解できない面もあつたのでございませうけれども、いづれにいたしましても、国鉄共済組合に對する財政調整事業の申分は、今後運営委員会において議論をされるといふことでございませう。ただ、いづれにいたしましても各共済組合、助ける組合と助けられる組合が互いに共済の原則に返つてその姿があらわれるのも、非常に美しいことではないかと思ひます。でございませう。

一三

が二公社の場合でありますから、その積立金の利息で拠出金の額ぐらひは当分賄つておく、組合員の負担にそれを持っていく。まあ二・七五%はみずからのものに返っていくわけですから、その分は納得が得られるとしても、〇・六は国鉄を救済するためだけなんですということでは、なかなかいろいろな感情的な面もあるだろう、そういう問題意識だけひとつ頭に入れておいてもらいたいということ。

それから、平準保険料の修正率ですね。これを〇・八から〇・九に引き上げるといふようなこと、これもまた何かとさくきに紛れてちよつときじかげんをしてこまかしてしまふということ、この掛金率の引き上げに結びついていふと思うのですが、その辺のところも考慮したらどうですか、こういうことを要求します。

〇保田政府委員 最初の、利子を使つたらどうかとおつしやつた御提案でございますが、お気持ちとしては私としてもよくわかるのです。しかし、その利子を使うとおつしやいますが、使わなければその利子は各共済の積立金の増につなぐるものでございまして、基本的には同じことなのではないかと思ひます。

(中西啓)委員長代理退席、委員長着席
それから、二番目の御指摘の修正率の問題でございますが、先ほど各共済組合の年金財政の将来について当局の方から御説明がございましたが、各共済年金とも遠からず単年度収支は赤字になり、やがては積立金を取り崩して修正積立方式へ移行せざるを得ない状況にあるわけでございます。その時期はどういう時期かと申しますと、生産年齢人口に対してOBが非常に大きくなつてくる時代でもあるわけでございます。そういう二つの意味で、後代の世代は非常に負担が大きくなつてくるということでございます。したがって、後世代との負担の公平という観点から、われわれとしてはできるだけ修正率は高い方がいい、引かれる率は非常に少ない方がいい、そういうふうな基本的な考へておるわけでございます。

〇広瀬委員 委員長、ちよつと戸田先生の御了解をいただいたものですから、もう一問だけ大蔵大臣に……

さつきの年金改革の關係懇談会でスケジュールを発表した、そのスケジュールの中でどういう段取りになつておるか。五十九年から六十一年の間に厚年と国民年金と船員保険の關係調整を図つていくという中で、そのときの被保険者の負担の問題として、年金税の導入ということが考えられるということ、大蔵省としては、やはり税ということになれば大蔵省の所管だと思うのですが、大蔵大臣の頭の中にそういう構想があるのですか。相談を受けてみますか。

〇山口説明員 ちよつと一言。

先ほどお答えをさせていただきましたけれども、私どもが検討している中に、年金税を取つて基礎的な年金部分を賄つていくという構想があるということ、ちよつと私も申し上げたつもりはございません。先ほど申し上げましたのは、基礎的な年金制度をつくるという構想はいろんな審議会等でもございまして、その一つとして、その部分は税金でやたらどうかという御提案があることは事実ですけれども、厚生年金保険部会の御意見では、社会保険方式を維持すべきだという御意見をいただいておりますので、私どももいたしましては、基礎的な年金というものをつくるにしても、その財源については社会保険方式を維持するという審議会の御意見は尊重して、具体的な構想についての成案を得ざるを得ないということ、私どもは税金でということを毛頭考へておりませんので、その点は御了解いただきたいと思ひます。

〇広瀬委員 大蔵大臣も同様ですか。

〇竹下国務大臣 恐らく、きわめて常識的に、年金の基礎部分はいわば税にして、そうでない部分はそれぞれの保険制度のもとに負担したらどうかというきわめて粗っぽい議論がよく出るといふことは、私も常識の範囲内においては聞いておりますが、いまの審議会等からも、そのようなことは

言われていないようでございますし、また今日、私ども相談を受けたこともございません。

〇広瀬委員 まだ大変たくさん残っているのですが、時間が大分超過しましたので、終わります。

〇森委員 戸田菊雄君。

〇戸田委員 最初に、厚生大臣はおりませんから審議会に伺ひます。

過日、五十八年五月十日であります。私の本会議での質問に対して、政府としては、年金制度の一元化など、制度体系のあり方を含めまして、昭和五十八年度末までに、公的年金制度改革の具体的内容、手順等につきまして成案を得る。ようにしております。こういう答弁があつたわけでありまして、具体的にその時期は一体いつごろになるのか。おおむね予想としては九月、十月あたりには大臣から諮問案を作成して社会保険制度審議会に諮問をする、こういう予測だといふのですが、そういういつの時期を明確にしたいと思ひます。

もう一つは、社会保険審議会厚生年金保険部会が七月十五日に「厚生年金保険制度改正に関する意見」、これをまとめまして、厚生大臣に提出をいたしました。この内容、要点を説明していただかせんでしょうか。

〇古賀政府委員 先生の御質問は二つあると思ひます。

一つは、厚生省が現在改正案をまとめるべく準備をいたしておりますのが、厚生年金保険、国民年金、それから船員保険、厚生省所管の三つの制度につきまして、五十九年に改正法案を提出すべく、現在準備を進めておるわけでございます。その提案の前には、関係審議会に諮問をしなればいけないわけでございます。当面は社会保険審議会と国民年金審議会でございますけれども、この両審議会に諮問をする時期はいつかというのが一つであらうかと思ひます。これにつきましては、現在鋭意改正案につきまして作業を進めておるところでございますので、成案を得次第、速やかに関係審議会に諮問をいたしたいといふことでございます。

もう一つは、これが先生の本論かと思ひますけれども、公的年金制度全体の再編統合の具体的内容、手順等につきましては、これは五十八年度末までに成案を得るといふのが閣議決定でございます。昨年の九月及びことしの五月の行革大綱におきましても述べられておるところでございますけれども、その公的年金制度全体の再編統合の具体的内容、手順等についての成案は五十八年度末までにつくるといふことでございまして、これも厚生省の成案を得ました後、全体の、いま申しました成案というものがつくられる、閣議決定が行われるという段取りにならうかと思ひます。

〇戸田委員 大臣、まだ昼食もとらずに御審議なされているようでございまして、最初にひとつ食事をしていただいても結構です。人権尊重のためまえ上からゆめしい問題だろうと思ひますので、どうぞ。

いまの回答の中で、手順等についてまだ決まていない、こう言うのですが、これはもうすでに決まていふのです。これは公的年金制度に関する関係関係懇談会というものが設置をされまして、それで年金大臣が厚生大臣、こういうことで設置をされた際に、いわゆる当時の前文を読み上げますと「昭和五十八年度末までに、公的年金制度改革の具体的内容、手順等について成案を得るため、下記に沿つて今後の検討を進めるものとする。作業手順は決まていふ。一つは「昭和五十八年度において次の措置を講ずる。」「国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。」「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。」「これはすでに前通常国会で決定済みです。それから「高齢化社会の到来に備へ、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行い、昭和五十九年から六十一年にかけて次の措置を講ずる。」「国民年金、厚生年金保険及び船員保険の關係整理を図る。」「共済年金について、(1)の改革の趣旨に沿つて、上記制度との關係整理

を因る。」「以上の措置を踏まえ、給付面の統一化に合せて負担面の制度調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了するんだ、こういう一定の手順は関係懇談会でちゃんと決まっておるのです。それに従って、さしあたって現下の統合案というものがまず行われる。地方公務員制度の財政一元化の問題について連合会制度がつくられて、これも決定をされる。次にやってくるものは国民年金といわれる厚生年金、この一番大物と言われるものをどういうことでこれから整理統合をするか、こういうことになっていくのじゃないでしょうか。そして、七十年ですから十二年間、そういう中で統合法案というものは五年間財政調整をやる、こういうことでしょう。

○古賀政府委員 先生の御指摘の、本年四月一日の公的年金制度の関係関係懇談会の決定は、昨年の九月二十四日の閣議決定において決められておりますところの「五十八年度末までに改革の具体的内容、手順等について成案を得る」というその成案そのものではないのでございます。その成案を得るためのおおよその方向と段取りの目安を定めるということで決められたものが四月一日の閣議決定であり、それを受けての五月二十四日の行革大綱でございます。繰り返すようにございませうけれども、五十八年度末までに得る成案、その得るための今後の検討の方向といえますか、おおよその方向、それから段取りの目安を定めるために大枠を一応決めたということでございまして、本体の方の五十八年度末までの成案というのはこれからでございます。

○戸田委員 七十年までにはいずれにしても統合一元化を図ります、こういうことですね。手順としては三段階方式でやっていきます、こういうことでしょうか。その中身はこれからいろいろと検討し作成をいたしますと。そこで問題は、いま私が前段で質問いたしました「厚生年金保険制度改正に関する意見」というものですね。有識者に対する

の調査もやりましたでしょう。同時に、年金懇談会の基本問題研究会に一定の諮問というのか、御意見を伺いますというところでやったものの意見が出てきたわけでしょう。その意見の内容の要点について先ほど若干説明をいたしたけれども、時間が余りありませんから、この中を一つ一つ詳しくは触れるわけにはまいりませんけれども、要は今後の全年金統合の展望、いわゆる全像がどういう形になっていくのかということを知りたいわけですね。

それで、社保審のいわゆる「厚生年金保険制度改正に関する意見」というものが出てまいりました、その中身を見ますと、基本的考え方、課題、もう一つは具体的改正事項、この大綱二項から意見書のまとまったものが出てまいりましたね。その基本的考え方、課題としては、現に支給されている年金は老後生活にかなりの役割りを果たす、給付額の増大で将来の高負担は否定できない、整合性、長期的に安定した制度運営確保のため、個々の制度の枠組みにとらわれないで見直しをいたしましょう。そして課題として、一つは制度の分立と格差を解消するためには社会保険方式の維持。さつき大蔵省の次長も同僚委員の話にちよっと回答されておりました。それから、共通する給付の導入、各制度からの円滑な移行により制度の再編成を進める、婦人に独自の年金権確立の方向で年金給付水準を見直します、年金水準は現行とのバランス、負担急増を避けるために見直しをいたします。そして具体的改正事項として十八項目羅列をして、一定の指示を求めているのです。

その一つは何かというと、給付水準であります。そして報酬比例部分、重複給付の調整問題、支給開始年齢、四十歳以後十五年間の受給資格期間、第四種被保険者制度については通算年金が定着しておるので廃止。六番目として第三種被保険者の廃止、在職老齢年金あるいは脱退手当金、事後重症、遺族年金、スライド、標準報酬、保険料、国庫負担、適用範囲、年金業務、年金基金、積立金等々

の内容について、今後十分検討しまして写真裏を出しましょう、こういうことだろうと思うのですね。この内容はわかりでしょう。

○古賀政府委員 先ほどの先生の、前回の御質問に関連しましてちよっと補足説明をさせていただきますと、やはりこれからの段取りと申しますのは四月一日の閣議決定でございまして、それからのつとめて第二段階として、五十九年から六十年にかけて次の措置を講ずるということが決められておりまして、そのうちの第一段階として厚年、国年、船保の関係整理を行うということでございまして、その点は先生の御指摘のとおりでございします。

それから、先生がお述べになりました去る七月十五日の社会保険審議会厚生年金保険部会の意見書、これはそのとおりでございまして、一昨年の十一月から検討を重ねまして、一年八か月ほど検討を重ねた結果まとめたものでございします。

○戸田委員 それで内容をいまいろいろ検討しますと、審議官の方で発行された「二十一世紀の年金を考える」というこれは「年金制度を取り巻く社会経済状況の変化」それから「年金制度の現状と課題」そして「年金制度改革の基本的な考え方」この三大項でそれぞれ情勢を分析をし、一定の改革というものをこつちもやっておられる。その三番目のいわゆる「年金制度改革の基本的な考え方」ですが、これをずっと見てまいりますと、いまこの意見書の中身とやや一致しているのです。

たとえば制度体系の一覧を見ますと、「現行の公的年金制度を次のように再編成する。(ア)公的年金各制度に共通する基礎的年金を導入し、これをすべての国民に対して保障する体制を確立する。①現行の国民年金の給付及び厚生年金保険の定額部分を基礎的年金として再構成する。」恐らくこれは私の理解では、支給年齢には触れていないのです。しかし、この厚生年金保険の定額部分を基礎としていわゆる基礎的年金を再構成するということになると、国民年金の年齢状況に応じてい

くんじやないかという気がする。いわゆる六十五歳、年齢は書かれておりませんが、それから「この基礎的年金は社会保険方式による給付とする。」さっきの社会保険を維持すると、こういうことがちゃんとあるんですね。「被用者については、この基礎的年金のうえに、従来同様、所得に比例した給付を行う。」大体おやりくださった検討項目の中身というものは、この「二十一世紀の年金を考える」、この厚生省試案として出して各般の試算をやっているものが大体追認をされたというのか、こうじゃないか。その辺は理解どうでしょうか。

○古賀政府委員 この「二十一世紀の年金を考える」という小冊子は、先生御承知のように、昨年の暮れに実施をいたしましたいわゆる有識者調査の際に参考資料としてつけたものでございします。その資料の構成は先生先ほど御指摘のとおりでございしますけれども、この参考案というものは、厚生省案と実はよく誤解されるのでございします。アンケートに答えていたためには、何か具体的なイメージといえますか、具体的な案といえるものがないとなかなか答えにくからう。ことに試算A、試算Bというようなものも示してございしますけれども、これは従来やますれば給付水準と負担というものがそれぞればらばらに議論されておる。それを結びつけまして、一つのモデルとしてお示しをしたというものでございしますので、あくまでも有識者調査に答えていた際の参考として使っていただけ、こういう性質のものでございします。

それで、片や社保審の厚年部会は五十六年の十一月から審議をずっと重ねてきたわけでございします。その途中で昨年の暮れに有識者調査を実施したわけでありまして、この小冊子もその厚年部会に審議材料の一つとして提出をいたしました。委員の先生方の判断の参考にしていただいたことは事実でございしますけれども、この意見書と申しますのは、あくまでも厚年部会の先生方が独自で御判断をいただいたものである。しかも労使・公益

全会一致の意見書でございまして、私どもはこの「二十一世紀の年金を考える」の追認というふうなものではないというふうに理解をいたしております。あくまでも厚生部会独自のお立場で御判断をされ、取りまとめられたものが去る七月の意見書であるというふうに考えております。

○戸田委員 私も、そういった優秀な学者やあるいは有識者が集まって意見書を作成したので、それはそれ、ベテランの皆さんですから、すべてとは言いません。中身においても、従前よりは若干改善された部分もあるというふうに見ているものもあるのです。だから、そういう意味合いにおいてはありますが、しかし要は、やっぱりこれと相似しているのです。だからそういう点では、今後恐らく九月か十月でしようが諮問案を作成する。これは厚生省で責任を持ってやるわけですからね。そういうことになれば、当然こういうものがおおむね集大成として具体化されていくんじゃないだろうか、こう思うわけです。

その骨組みは、一つは負担と給付の問題、それから婦人年金を今度新しく制度化しようというのでしよう。それに全的統一、一元化、こういうことを大前提に置いて、それらの問題が中心で検討される、こういうことだと思ふのですが、具体的にいま指摘した十八項目の中で三点ほど何っておきたいのです。

それは、一つはさつき私が指摘をしましたように、四十四ページ、四十五ページに参考案としてですが、いわば試算A、試算Bという案ができておるのです。ここの意見書の内容を検討してみますと、これはどうも試算Bの方に近いんじゃないか、こう見ているのですが、その見解はどうでしょう。

それからもう一つは、さつき指摘をしました四十三ページにあるいわゆる制度体系の中で、いわば支給年齢に触れておらないというのは、一体どういうふうにかきかえていくのか。

それからもう一点は、積立金の自主運用等について、これは臨調等でも効用、活用のいいように

と、効率化させろということになっているのです。ね。

この三項を見ますと、いま国公共済、公企体等からいっているものは、国公共済は大体三〇%です。これは資金運用部に納めるわけです。それから公企体の場合には政府保証債、こういう形で大体やられておると思うのであります。そういうものを見ますと、この活用の還元方式その他も全部資料としてありますが、時間がありませんから一々指摘をしません。こういう問題についても少し自主運用を図るべきではないだろうかと思ふますが、これはひとつ次長の方とそれから審議官の方と、両者の御回答をお願いしたいと思ひます。

○古賀政府委員 先ほどのお答えと重複するかと思ひますが、意見書の内容は試算Bを追認するようなものではないかという御指摘でございますが、この試算A、試算Bと申しますのはあくまでもアンケート調査の際に参考として考えていただく、そういう具体的なイメージを一応お示しをしたというものでございます。これはもちろん厚生省案でないことは先ほど申し述べたとおりでございます。この試算Bと今度の意見書とは必ずしもイコールのものではない。先ほど申しましたように、この小冊子は判断材料の一つとして御提出をいたしましたけれども、そのものを厚生部会が採用したものではないことは申し上げられようと思ひます。

それから第二点の支給開始年齢でございますけれども、意見書では、先生御案内のように「老齢年金の支給開始年齢の問題は、今後の高齢化社会を展望するとき、避けて通れない問題であるが、定年の動向、高齢者の雇用実態等に着目すると、現時点における引上げは時期尚早であるとの意見もあることから、当部会において引き続き検討する」ということでございまして、これは「引き続き検討」というのがこの意見書の結論でございます。私どもは、この意見書全体につきまして十分これを尊重して原案をつくってまいるといふ考えでござ

います。

それから第三点の積立金の管理運用問題でございますけれども、この問題は従来から関係審議会、労使双方からも強く要望されておる問題でございます。五十九年改正の一環としてもその検討を避けて通れない課題であると考えておりますが、私どもとしては、一歩でも前進するという考え方に立ちまして、大蔵当局と今後とも協議をいたしまして、できるだけその有利運用の方向に参りますように、最善の努力をいたしたいと考えております。

○吉原政府委員 ただいま先生から厚生年金の積立金について、もう少し自主運用を考えたかどうかというお話があったわけでございまして、

いまさら申し上げるまでもございせんが、厚生年金資金やあるいは郵便貯金など、国の制度や信用を通じて集められました各種の資金というものは、資金運用部資金として統合され、そして一元的に管理運用されているわけでございまして、このように統合運用することによりまして、第一には政策的な重要性に應じた、バランスのとれた資金配分ができる。また第二には、これによりまして財政金融政策との整合性の確保もできる。また、効率的あるいは機動的な資金運用が可能になるということでございます。したがって、こういう統合運用の原則というものは、年金資金や郵便貯金などの貴重な公的資金の運用のための最も合理的な仕組みではないかとわれわれ考えているところでございまして、

さらに、いまも御指摘ありましたように、この問題につきましては臨調の最終答申におきまして「統合運用の現状は維持されるべきである」とされておりました。この臨調の答申につきましては、政府は新行大綱において最大限に尊重するということをお明らかにしているわけであります。

したがって、私どもとしては、年金資金等については自主運用を認めろという御指摘に對しましては、以上申し上げましたような理由から、やはり資金運用部資金による現行の一元的管理

運用の仕組みを堅持するのが最も合理的だといふ考え方を持っております。今後ともそういうふうにしていきたい、こう考えておるところでございます。

また、いま厚生省の方からもお話がありました、有利に運用するという点についてであります。いまも申しあげましたように、年金資金等々の制度、信用を通じて集められる資金は公共的な資金でございますので、その運用に当たりましては公共的な運用を行うとともに、他方ではやはり預託者の利益を十分考慮して、できるだけ有利運用にも配慮していただくつもりであります。また今後ともそういう努力をしていきたい、かように思っているわけですが、臨調答申におきまして、この「資金の運用においては公共性の観点も重要である」とした上で、「これまで以上に有利な運用にも配慮する。」と述べているところでございます。したがって、今後とも臨調答申を踏まえまして、公共性とのバランスをとりながらできるだけ有利運用に努めてまいりたい、かように考えております。

○戸田委員 長岡総裁、大分お待たせして申しわけなかったのですが、最初に、今回の共済統合問題についての基本的な考え方を伺ひます。

それから、専売共済組合はその基本的な考え方について、国共済等に対してどのような主張を今日までやってきたのか。

それからもう一つは、今回提出された法案についてどのようにお考えか。まず三点について伺ひます。

○長岡説明員 お答え申し上げます。

第一点は、今回の統合問題についての私どもの基本的な考え方でございますが、公的年金制度の再編統合の問題は、今後の高齢化社会の進行から見て必然的な要請であり、その一環としてきわめて性格が似ております公企体共済と国家公務員共済との統合という問題は、現実的な対処策としてやむを得ない措置であろうと考えております。この考え方につきましては、広く私どもの公社内の

ります。こういったような点につきましては、今

この点につきましては、組合員の理解を得るため

ものと給付の水準が長期的なレンジに立ちました上で安定的に保てるように考えなければならぬ、そういうことであろうかと思います。

いった考への下に、全体として整合性のとれた制

度とすること。という指摘がございます。やはりこれは基礎的な年金を導入するということを意味するものと私は理解しております。したがって、そういう考え方のもとに、厚生年金、国民年金、船員保険の改正作業を現在やっておりますのでございます。四月一日の閣僚議の決定にもございますように、昭和七十年を目途に公的年金制度の一元化を図ることとございます。それまでにはいろいろな段階、過程があるかと思ひます。当面は私も、この厚生年金の意見書の趣旨を尊重いたしまして、基礎的な年金を導入するという考え方のもとに、厚生省所管の三つの制度の改正作業を行つておることとございます。

○戸田委員 大臣、どうですか。

○竹下閣務大臣 戸田さんから私も個人的にと申しましよ、いわゆる船員の方のある意味において既得権という問題でございますが、そのようなお話を伺つたことも記憶しております。が、それらのことがいろいろ調和された中で今日の制度がいつて、一方から見れば、労働運賃の責任とはいへ悪い方へ右へならえをしますと申しますが、そうなれば将来展望の中で国民年金という既存のものに対して右へならえした場合、統合等が進めば進むほど条件の悪い方へ右へならえしていく可能性というものが、それに対して所見を求め、こういう粗筋のお話でございしますが、確かにいろいろな制度間の調整をしますとそのようなことが、年金のみならずござい。が、しかし今回は、いま厚生省からもお答えがあつておりましたが、年金大臣が中心になられて、いわゆる基礎年金部分をとどうするかという大所高所に立つた議論の中で結論が出ていくことであらうと思ひますので、私はすべての制度が、言つてみれば下の方へ全部右へならえしていくという情性で車の歯が回っていくようなことを念頭に置いて対応してはいけなないか、私自身もそれはそういう認識は持つております。

○戸田委員 私は本会議でも大蔵大臣に質問をし

ておるわけでありますが、年金制度を一つにする場合には統合するというところから、最小限、やはりばらばらの現行年金システムを同一負担、同一給付の原則の確立と推進、こういう原点を踏まえて積立金の移管とかあるいは既設年金費用や過去勤務債務、こういったものについても保険者の負担とする方向が明確に打ち出されなければいけないんじゃないかというのを質問として出したわけでありますが、いすれにいたしましても、現下のところはこれは回答いたしておるから、あえて回答は求めませんが、本日に単に国鉄の救済、それにその場しのぎで、そういう状況だと私は思ふのです。それでいて三公社、国公共済全部苦勞して、結局これ国公共済が総体で四百六十五億円で、電電が百二十億、専売が先ほど指摘されたのが十五億、そしてなおかつ国鉄も六十年から六十四年までの五年間において年間九千二百億必要と見込んでおる年金受給額の支払いについて、保険料収入は六千六百億しか出ないです。そうすると不足分が二千六百億、国鉄の労使を含めて自助努力で二千億やりなさい。その内訳は一千四百億国鉄の負担増、その一つは換出時の負担を給付時に切りかえる、これで四百五十億、厚年、国年は給付時負担、こういうことになっておるわけですが、それにまねたわけですね。それから、追加費用の当年度払い、未払い分の繰り入れ約九百五十億。それでも六百億不足しますから。

そうすると、これは保険料率の負担増でカバーする。五十八年の国鉄財政再建計画の中で「たんは料率引き上げをやつた。これは六十年度まで大丈夫です」と、大臣、總裁その他全部が決定して判こを押して承認をした財政再建計画が、みんな御破算になつちやう。それでなおかつ二百七十億、これは再度また料率引き上げですね。それから五十八年から、これは三公社全部同じです、スライド制——国鉄だけです。スライド制廃止、こういうことになるんですね、三年間。このくらい本日に四苦八苦してやつておるわけですね。そして

なおかつそれで六百億不足分がある。このくらいは何も三共済から出さなくても、何らかの運用でもつてできるんじゃないだろうか。たとえいままで国家財政が非常に破綻を来して、それはもう財政特別措置法という、競馬の納付金から、専売の納付金から、あるいは電電の納付金とか、いろいろな特別会計を取り崩して、そして何千億と集めた。だからそのほかに、やり方によつては六百億の補てん策くらい国庫で見ることができないのでしょうか、こう考えるのですが、その辺は大蔵どうでしょう。

○保田政府委員 やはり社会保険制度というものの一環として、強い者が弱い者を助けていくという社会連帯の精神でやつていかざるを得ないんだ、こういうふうな考へておるわけであり。五十八年度予算編成におきまして、確かに国の一般会計が特別の金として、雑収入で二兆円ばかりの金をとにかくやりくり算段して集めましたけれども、これはまさに昭和五十六年度の予期せざる収入の落ち込みを決算処理いたしますためのやむを得ない措置で、洗ひざらい集めた結果なのでございまして、国庫にもそういう余力はございません。と同時に、先ほど申し上げましたように、大きな社会連帯の中で処理をしていかなければならぬのだと考へておるわけでございます。

○戸田委員 時間がありませんから数字は余り読むことはできないのですけれども、スウェーデンの社会保障政策をちょっと私資料をいただいてきたので、これをいろいろ見たんですが、全く徹底して保障政策をやつていますね。たとえば国の予算総体で二八％、地方自治体において二八％、それから事業主で四三％、被保険者の負担は一％なんです。八百三十万人ぐらゐの人口ですから、これはどうでしょう、日本の一集団の組合ぐらゐじゃないでしょうか。国家公務員が——とにかく余り大きくない。それでこういう状況で全部やつてゐるんですね、微に入り、細に入り。そしてそのほかに住宅手当もあれば、いろいろ積み重ねる方式があります。だからそういう面からいいますと、

イギリスを含め北欧の年金は直轄型、こう言われておりますが、フランス、西ドイツとはまた若干違った関係がある。

日本は日本としてまた別な、一つのユニークなそういうもの、いいものを取り上げてつくつたこともありません。いすれにしてもこのくらい徹底した保障政策、年金その他においてもそういう状況をつくり上げている。これは経済大国、第二位と言われて、ことに二次産業その他では世界一だ、こう言われておるわけですから、もう少しその辺の再分配方式について根本的に考へてみる必要があらう。いすれにしても、今後高齢者は世界的に大増の傾向にあることは間違いないです。ね。この「考へる」の資料によりまして、平均余命というものが非常に延びてきておりますから、大体あと三十七年後、二〇一八年かそのくらい、二〇年近くになりますと、二一・六％くらいになるんじゃないでしょうか。世界の趨勢が大体そう。スウェーデンもそうです。先進資本主義国は大体そういう傾向に思ふ。それにやはり追いついてやつておるわけですね。だから、日本の有能な皆さんがおられたり、世界的に形容詞を持たれるくらい優秀な方ばかりおつて、この点だけ落ちてゐるというのはどうもわれわれとしては解せない、そういう考へを持ちます。したがつて、今度の統一についても、やはりこの六百億の補てん策というものは国で何かの創意工夫をやつたらう、それとこの条件ができたときに統合をやる、こういう道筋が一番いいんだらう、こういうふうには私は考へます。これは回答要りません、要望しておいて……。

それで、時間がなくなりましたから、あと项目的に質問をしてまいります。が、国公共済の運営の民主的な方向をひとつ御検討願えないだろうか、こう考へます。内容につきましては、けさほど質問要旨聴取に來られた方に具体的に言つておきました。項目だけ言つておきますが、「運営審議会」の第九条三項、これを「組合員」と、一行目の後段から五番目のここに「もしくは組合員の推薦す

る者」こういうものを入れてもらいたい。これを検討していただきたい。それから二十七条「役員」の項であります。これに三項、「前項を除く理事、監事には組合が推薦する者を加えなければならぬ。」このように一項を起こしていただきたい。それから「評議員会」の三十五条です。これも話をしておきましたから、ひとつその内容を御検討願いたい。それから「審査会の設置及び組織」の三項。それから百十一條等々の内容についてよくお話をしておきましたので、項目的にひとつ御検討していただいても、もう少し国公共済の運営、真に組合員の——一番多い代表もいるわけですから、一名入れられるならそういう運営方式を確立をしていただきたい、このように考えます。どうでしょう。

○保田政府委員 国家公務員共済の運営につきましては、かねてからわれわれとしても、構成いたします組合の意向を反映するように努力をいたしておるわけでございます。

労働組合の代表者の意見を聞く最高の機関として、運営審議会に多数を配慮いただいております。今後ともそれらの機関を通じて、できるだけ御意見を拝聴しながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○戸田委員 最後に二点ほど伺いをしておきたいのであります。

その一つは、年金基本問題研究会、ここである検討されて、その基本問題研究会で当面の年金の負担限界、こういうものをいろいろ検討されたようであります。それによりまして、将来の保険料負担はどの程度現役に期待できるかという点で、参考資料をグラフでもつていろいろとあらわされているものがあるわけですが、それによりまして、国庫負担を除いて、負担限界は千分の二百から千分の二百五十、この間だ、こういうことになっていきます。つまり、月収の一〇%ないし一二・五%が限界ではないか、こういう見解を示しておるようですが、この点に關してどう御判断をされておるか。それが一つであります。

あります。

それから、今後の国鉄、今回の財政調整で果たして再建できるかどうか。その一つは、たとえばこのままいけば、研究会でもつて出した内容というものは、おおむね六十一年には限界領域を飛び出して、千分の三百になってしまふ、こう言っているんですね。それから、昭和九十年までいきますと、これはとても問題にならない。千分の三百五十、千分の四百、こういうふうなことから、逐次上がっていく。平均賃金は大体二十三万で計算しているようでありますけれども、そういう状況なんですか。

最近では仲裁裁定その他も、三公社ほとんど皆同じ。ことし国公共済等も人勧凍結その他でもつてずつと抑えられましたから、所得増というものは大変な減少、可処分所得も実質は下がっている。それに税金やその他のいろいろな保険料、社会保険料というふうなものを取られますから、そういうことになりますと、総体三〇%くらい引いて七〇%で消費生活をやらなければいけない。三公社五現業、国公を含めて、いまの公務員関係を含めて、私の推測値でいくと大体そういう結果になります。そうしますと、いまの千分の三百五十、四百になりますと四〇%近く取られるわけですから、六〇%で生活、これはとても限界だといふのです。食えない。二十三万にしたら、四〇%引かれれば十四万円くらいの手取りしかないわけですね。現職は四人標準世帯ですから、これじゃとても生活は成り立つまい、こういう状況にあるわけでありま。そういうときに各共済がこういう状況でいくわけですから、そういう問題に対して根本的にいまのうちに何とか手を打たないと、第二の国鉄、第三の国鉄、全部出てきます。そういう点については、年金は何といつても十年、二十年の見通しでもって改善策をとっていかなければ間に合いません。そういう意味合いにおいてはぜひ御当局の、大臣等の御検討をひとつお願いをしたいと思います。大臣どうでしょう。

○保田政府委員 まずお尋ねの第一点、年金の負担の負担限界はいかんといいことでございますが、社会保険の負担というのは、いづれにいたしましても保険料が最終的には税か、そのいづれかといふもので、その合計によって負担せざるを得ないものでございます。したがって、年金の保険料だけを取り出して、それが重いとかが軽いかというわけにはいかないわけでございます。また、全体の税負担と保険料負担の合計で判断されるべきものではないかと思ひます。先ほどお示しの数字は、ある研究会の意見として存在することはよく承知しておりますが、われわれとしてはそういう理解をいたしております。

それから、国鉄の再建が今回のような——今回のようなと申しますよりは、現在の国鉄の再建計画がやらないといけないんじゃないかという点でございませうけれども、再建監理委員会の御意見も聞きながら、政府としてできるだけ検討をしていきたいと考えております。

それから、国鉄の共済組合の非常に悪い状態について、先ほど先生御心配の数字をいろいろ御披露になりましたが、そういうことであります。今回のような法案を御提案しておられるわけでございます。ぜひとも速やかな御賛同を得たいと思ひます。でございます。

最後に、このような状況は、あなたが国鉄の共済制度が持っている特有の状況ではないわけでございます。遠からず、共済だけではなくなっていく。その公的年金制度につきましてもやってくる危機なのであります。そういう危機状態を踏まえまして、政府全体として将来の公的年金制度をどう安定的に持っていくか、今後検討していきたいと考えておるわけでございます。

○戸田委員 ありがとうございます。時間がなくて急いで申しわけありません。

○森委員 沢田君。

○沢田委員 前回質問をいたしまして留保しておきました点について、限られた時間でありましたが、御答弁をお願いする次第です。

厚生省の方から申しますから、ちよつと最初に二つ問題提起しますが、厚生省は一つです。たとえば厚生年金に入っているだんなさんが死亡されて遺族年金。たとえば平均百七十六万と仮定をして、まあ百七十万でもいいのですが、二百万と仮定しましても、遺族年金百五十万ということになります。三十年の国民年金に入っていれば、モデルとして大体百二十万くらいの国民年金がもらえる。そうすると、だんなさんが亡くなったことによりまして奥さんは二百二十万のいわゆる年金が二つでもらえる、こういう計算になります。若干の数字上の問題は別として、このことは厚生年金ばかりではなくて、共済年金も同様のことが言えると思ひますが、この点いかがですか。

○山口説明員 現行の制度を前提にいたしますと、大体そんなたてまえになっております。

○沢田委員 それから、これは大蔵省ですが、昔甲と乙種がありまして、恩給制度から共済組合に変わりました際に、甲と乙を併用して掛金を掛けていた人は、いわゆる文官恩給をもらい、同時に共済恩給をもらう、こういう条件でやめておられる方もOBの方にはいると思うのであります。そういうことは御承知ですか。

○保田政府委員 申しわけございませんが、ちよつとそこまで勉強が行き届いておりません。

○沢田委員 いや、それは後で事務局からちよつと聞いておいてください。

それで、日本の年金というものを考えた場合には、本人が掛金を掛けているわけですから、その掛けた部分については、最小限度といひます。その権利というものは当然残されていくというのが、百年に及んだ歴史の足跡であったと言えらる。ですから、たとえばいまの厚生年金みただけで、だんなさんよりも収入が多くなつてしまふ場合がある。まあ、だんなさんより多くなるかどうかは別物ですが、たとえば厚生年金の遺族年金と国民年金を掛ければ、だんなさんがいなくなった分だけかえつてよけいになってしまふ。食べる人がいない、小遣いも使わないのですから逆

に多くなる。現行制度の中にはそういう矛盾があるのです。たとえば軍人恩給をもらっておる方が、あるいはまた他に奥さんが勤めて厚生年金をもらうというところもあり得るのです。いまの日本のこの年金制度の中においてはそういう状況がある。これだけは一つ、時間がないですから、そういう矛盾が今日混在していることをまず考えの中に入れておく。

それから、もう一つは、老齢化社会を迎えて、こはミクロとマクロの議論が両方されているわけですが、だんだんお年寄りの数がふえていく。共済でも年金受給者がだんだんふえていく。だから負担しなくちゃならない。全体で負担をする場合は税金で負担をする。それから、組合で負担をするときは掛金で負担をする。年金をもらう人は、多い方がいいに決まっている。掛金を掛ける人なり税金を取られる人は、少ない方がいいに決まっている。これは二律背反の問題で、どう調整するかという議論である。しかも、老齢化社会を迎えて、千六百六十六万、さらにこれから千五百万あるいは二千万と、こういうふうな年金受給者がふえていくわけですから、どう調整の仕方を考えるかというのを考えていかなくちゃならぬ。そういう時期に直面している。このことは、厚生省であろうと大蔵省であろうと関係ないと思うのですが、大臣、このことだけはまず先に大臣としてお答えをいただきたい、その原点だから。

○竹下国務大臣 原点として、今後とにかく人口構造等からいってもそういう傾向にあるということとは私も同じ認識です。

○沢田委員 ですから、あともう一つ言えることは、この間の質問で大蔵大臣がなかったのですが、年金とは国民に対する一つの約束であり契約である。いまあなたに五千三百円の掛金をもらっています。使用者も五千三百円掛金を出します。そして、その五千三百円の掛金を出したならば、三十年後になれば十六万六千円程度の年金を支給するようにします。四十年勤めれば約二十万の年金を支給いたします。これは現行の二千五百円という

基礎単価を中心として勤続月数に、そして同時に標準報酬を掛ければ当然支給されるという金額を示しているわけですから、当然この方程式の中に含まれるとすれば、これは約束なんであり、この点いかがですか。これは両方同じですよ。

○山口説明員 年金制度におきましては、先生おっしゃる通りに、国民の信頼感というものを尊重するということは大変大事なことだと思います。ただ、現在いろんな要件等将来の給付水準についてもお約束をしておりますけれども、一方、世の中がどんどん変わっていくということもあるわけでございします。そういう世の中に適した制度の再編成ということも、これはどうしてもしていかねばならないわけですから。

たとえば……(沢田委員「わかった、わかった」と呼ぶ)まあそういう要素がございしますので、いまの制度を今後とも絶対変えられないというふうに御理解をいただいてはならないと思います。

○沢田委員 私は変えちゃいけないなんて言っているのじゃないのだ。そういう約束事に基づいて成り立っているのだという基本を聞いているわけなんです。何とかねじ曲げよう、ねじ曲げようという答弁の仕方をせずに、いままではそれでわざわざ値上げもしてきたわけだから、この間二千五百円にまで値上げしてきた。だから、そういうふうな改善もしてきたという歴史的な過程というものは、考え方というものは、お互いに意見の一致をしておかないと、何かパナナのたき売りの朝鮮めしみたいな、こういうふうなちよこちよこ、ちよこちよこやって変わっていつてしまふのだということじゃないのですよね。——朝鮮という言葉は、もし差別用語であつたとかすれば、これはもちろん訂正し取り消しますが、昔の、露店で商売をやっていたという、まあ私の子供の時代の話なんです。要するに、そういうような形の中で、歴史的に継続されてきている、そのことだけは否定しないではほしいと思うのです。

これは大臣、今後変えるにしても変えないにしよう。

でも、その考え方というものはそういうものなんだ。いま掛けてもらっている年金は、あなたが三十年たつたときはこれだけになりますよというのをいわれる世の中に約束をして、今日その政治に信頼感を持たせながら働いてもらっている。だから、働いている人は、おれはこれだけもらえろのなんだというのを心の中に期待をしつつ汗を流して働いているというところだけは間違いないことじゃないかと思うのです。金額云々じゃありませんよ。考え方として、ひとつ御答弁いただきたい。

○竹下国務大臣 諸制度の中において、その種のものでその制度の仕組みの対象になった途端から、将来にわたつてのある種の期待権、これは発生すると思います。

○沢田委員 それは事情変更の原則もありますから、全然変えることがだめだとは私は言いません。しかし、それにはやはり納得してもらえざる条件が必要である。それから、非常に急激な変更は避けなければいかぬ、そういう二つがあると思うのであります。その点はいかがですか。

○保田政府委員 今回御提案申し上げております統合法案の中身といたしましては……(沢田委員「法案のことじゃない、考え方だけでいい」と呼ぶ)考え方としては、両方の兼ね合いの問題ではないかと考えております。

○沢田委員 兼ね合いでやることは承知です。ただ、急激な変更を避けようとする努力が必要である。もう一つは、やはり期待権を持っている人が納得できる条件をつくるように努力しなければいけない。このことは間違いないことじゃないでしょうか。いかがですか。

○保田政府委員 年金制度全体の話としますと、私が御答弁するのめいかかと思うわけですが、できればそれにこしたことはないのじゃないかと思ひます。

○沢田委員 別にそのことで言葉をとらうという気持ちじゃないのですよ。素直にひとつ受けとめていただきたいのです。逃げようとするとかえつ

て問題を生ずる。これは素直に、私は一般論として言っているわけですから、やはり、自分の一生に関係するような約束を行うということは、まず急激な変更を許されないことは当然でしょう。それから、緩やかな変更をすることが必要になってくるというところも当然じゃないですか。それが、何か原則的にとかまた何とかと回りくどく言うところには問題になってくるので、いまの質問の段階は、何もそのことでこのことを変えようということとは、とりあえずは関係ないのです。安心して答えてください。

○保田政府委員 現在の私の心境としましては、なかなか安心して素直な御答弁がいたしかねるような心境でございします。お許しいただきたいと思ひます。

○沢田委員 しかし、このことは世間どこへ行っても一般論として通る話だと私は思うし、あなたの方の話が通らないですよ。これはやはり法案だけにこびりついて、そして法案で自分の良心をねじ曲げちゃっている、そういうものになつてしまっている。これは答弁は要りません。この法案が何とか処理された後ゆっくり考えてみれば、あのときおれはあんなことを言つたけれども、悪かつたな、こういうことを思われるだろうと思う。

そこで、細かい点はいままで同様、先輩が言いましたから多く申し上げませんが、いま年金をもらっている人、その既得権については最大限に確保してやるように努力をする。そしてそれをもし移動があるとすれば、それは長期的な展望に立つて調整する。そのときの物価の状況あるいは社会経済の状況、そういうものを勘案しながら調整をしていく。私は文書に書いて大臣のところにも出しましたが、すでにいらつておる人、きのうも言つたが、時間がたつてから簡単に言うと、国家公務員と三公社のものは違ふ。違ふけれども、だからおまえけしからぬからぶつ切ると言うのじゃない、それはそれなりにひとつ時間をかけていこうじゃないか、そういう一つの考え方になつてもらいたい。それが一つ。

得控除がかなり手厚い控除が働く。同時に、所得制限がございいますが、受給者が六十五歳以上になりますと、老齢者年金特別控除というものが働きます。したがって、仮に夫婦二人の課税最低限というところで比較いたしますと、現役の労働者のご課税最低限の大体倍くらいの水準にあるわけでございします。六十五歳以上の年金だけで生活しておる夫婦二人の課税最低限。そういうことで、先進諸国に比べてまして課税面ではかなり手厚い制度になっておりますが、ただいま政府税調で議論の焦点になっておりますのは、先ほど来御議論が出ておりますように、今後高齢化が進みまして、現役世代の労働者に比べてまして年金受給者の数がどんどんふ

えていくという段階になりますと、果たしていまの年金課税でいいのかどうか、むしろそういう角度から議論されるべきではないかというふうに移りもは考えておるわけでございます。

○沢田委員 答弁漏れ。さっきの甲と乙。もとの恩給の……。まあ、あなたらはOBだから。

○保田政府委員 担当の参事官からお答えします。

○野尻説明員 昔の公務員の年金制度は恩給と共済と分かれておりまして、その共済の適用を受け

ていたが十数年たって任官する。任官すると恩給の方へ移るわけでございますね。恩給に移る途端にそこを脱退しなければいけませんから、そのため十数年の期間が年金に結びつかないで、のたまってしまふ。一時金になつてしまふ。そのために、恩給に移つた後も共済の掛金を引き続き掛けながら、つまり恩給と共済の二重適用を受けながら共済の年金権がつくまで、いわば任意継続をすることという制度が、昔はございましたことは確かでございます。

○沢田委員　時間が過ぎましたから終わりますけれども、この厚生連はそれと歴史約二十年つたので

れどもこの取得権にそれには歴史的に安んじられたというその証左として例示をしたのでありますから、改めてひとつこの点は尊重されるよう要請して、質問を終わりたいと思います。

○森委員長　御苦労さまでした。

この際、申し上げます。

社会労働委員会との連合審査会開会の件につきましては、来る十月四日火曜日午前十時から開会いたしますので、念のためお知らせいたします。なお、お諮りいたします。

連合審査会において、参考人から意見を聴取する必要が生じた場合には、その出席を求めることとし、人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後三時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時七分休憩

午後三時三分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より趣旨の説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下大蔵大臣 ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現下の債務問題等に適切に対処し国際通貨金融体制の安定を図るため、国際通貨基金がその資金基盤を強化することが必要と考えられ、このため

先般、その出資総額を現行の約六百十一億特別引き出し権から約九百億特別引き出し権へと約四七％増資することが合意されました。今回提案されております増資は、増資総額の六割を各国の経済実態に応じて配分し、四割を現行の出資割当て額に応じて配分するものであります。この中でわが国の出資額は、現行の二十四億八千八百五十万特別引き出し権から四十二億二千三百三十万特別引き出し権に増額することが提案されてお

り、その増加率は約七〇％と先進国中最大のものとなっております。また、これにより、出資総額に占めるわが国の出資割合は、わが国の経済力の伸びを反映して、四・〇八％から四・六九％に拡大することになります。わが国としては、国際金融面での協調を推進し、世界経済の健全な発展に貢献する見地から、この提案を受け入れることが適当と考えております。

本法律案は、この新たな出資に応じられるよう、国際通貨基金へ出資することができ金額を引き上げる等、所要の改正を行うものであり、この法律の成立後、国際通貨基金に対し同意通告を行いたいと考えております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○森委員長 この際、お諮りいたします。

本案につきまして、本日、参考人として日本銀行副総裁澄田智君の御出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田卓三君。

○上田(卓)委員 本改正案に係りまして、若干の質問を申し上げたいと思います。

現在、世界的な不況といえますが、非常に深刻化する中で、とりわけ発展途上国の経済状況、国民の生活というものは大変な苦しみにあるわけでありまして、そういう中でIMFあるいは世銀の果たす役割というものは非常に重要なものがあるろう、こういうふうには考えておられるわけでありまして、特に第三十八回の世銀とIMFの総会がいまアメリカのワシントンで開かれ、きょうが四日間の最後の日、こういうふうには聞いておるわけでございます。

そこで特に私が聞きたいのは、日銀の前川総裁は総会で日本政府を代表して、国際協調を推進するかなめとしてのIMFにふさわしい貢献という言葉を発せられておられるわけですが、このIMFにふさわしい貢献ということはどういうことであろうか、こういうふうに思うわけでございます。特にアメリカのリーガン財務長官は代表演説の中で、ブレトンウッズ精神に戻れ、こういうような言葉を言っておられるわけでございまして、本来は加盟各国の短期的な国際収支危機を救う目的で発足したIMFが、融資条件を緩和し、あるいは期間を長期にするうちに、ずるずると発展途上国に対する援助機関になっておられるのではないかと、こういうようなことに警告をしたのではないかと、このように考えておられるわけですが、こういうアメリカの態度に対して日本政府はどのように考えておられるのか、そういうことも含めて、まず冒頭にお聞かせいただきたい、このように思っています。

○酒井政府委員 ブレトンウッズ協定に基づきまして国際通貨基金制度が設立されたことはお説のとおりでございます。

御承知のように、昨年の夏以降、メキシコ、ブラジル等中南米諸国を中心に債務問題が深刻化してきておりまして、これにどういうふうに対処

していくのかということが国際金融社会にとって非常に大きな問題であったわけでございます。そこで、その問題の対処の一環といたしまして、私どももいたしましたのは、国際通貨基金に、核と申しますか触媒と申しますが、そういう役割りを果たさせていくことによつて、この問題の一環を担うことが必要であるというふうに考えて今日まで参ったわけでございます。

IMFは、この債務問題につきましては、債務累積しております開発途上国に対しては、融資に伴いまして経済政策についていろいろのアドバイスを行い、それから現実的な形としてはコンディショナリティーというふうなことで、開発途上国の自助努力を求めるという機能を果たしてきたわけでございまして、その果たしてきた役割りはきわめて大きかったのであらうと思ひます。

しかし、IMFの本来の機能は、相互扶助的なことによりまして短期的な国際収支の困難を支援するということでございます。私どももいたしまして、その基本的な精神はあくまでも維持するという立場は変わっておりませんで、ブレトンウッズ体制の一つといたしまして、御承知おきのよう

に世界銀行とかあるはその姉妹機関である第二世銀という援助機関がございしますが、それらの援助機関と国際通貨基金との役割りの違いははっきりと区別していくべきであるというところにつきましては、関係各国とも共通の認識を持っているわけでございます。先ほども申し上げましたが、IMFはこの問題について触媒としての機能を果たしていくかというスタンスを維持していくことが必要だと思ひまして、その機能を果たしていく意味でも、今回の増資によつてIMFの機能を強化していくことが必要だというふうに考えております。

○上田(卓)委員 けさの朝刊にも報道されておったわけでありますが、今回のこの世銀の第八次の増資におきまして、発展途上国は二百億ドルほどを要求しておったようでございますが、アメリカを除く、日本を初めとする先進国の約八十億ドル

くらいが相当ではないかという意見に対して、アメリカが三十億ドルを固持したと聞いておるわけでありませう。それは事実なのか、あるいはアメリカの意図がどこにあるのかというようなことをお聞きしたい。また、第二世銀の第七次の増資につきましても、増資額は百二十億ドルくらいではないかと日本政府初め先進国が主張したようでありませうが、アメリカは依然として九十億ドルという形で、前回以下の主張をいたしておるようでありませう。IMFあるいは世銀に對するアメリカの役割りが大であるにもかかわらず非常に消極的になっておるのではなからうか、このように思いますので、その点につきまして、大臣も後ほど退席されるようでありませうから、竹下大臣の考え方を聞かせたいと思ひます。

○竹下國務大臣 國際連合百五十七、IMF百四十六、世銀が百四十四というように加盟国があるわけでありませう。一応世界百六十七カ国として、これだけの国が加盟してあります。南北問題が議論になりますと、勢い南側は南側の立場、その中に産油国と非産油開発途上国とのそれぞれの利害の対立が存在するわけでありませう。したがって、いわゆる先進工業国家グループと南側との意見調整というのはその都度難航をいたしますが、今日アメリカの立場から申しますと、かつてそれらが出発した当時の世界のGNP全体に占める比率とかいふものは相対的に下がってきております。そういうことから、どうしてもアメリカの主張は、国会との関係も大変あるようでありませうけれども、少な目であつて、開発途上国側、なかんずく非産油開発途上国の方は非常に大きくなる。その間に立つのが結局日本を含む他の先進国。そうなりましたときに、かつては日本も世銀から金を借りて新幹線をつくりましたり、そういう時代もあつたわけでありませうから、そういう立場から言つて、勢い今度はまたその調整役を演ずる先進国の中でもパフォーマンスが一番いいから、日本にその調整の役割りをとらせるような雰囲気がある

ことは事実でありませう。したがつて、日本の場合、世界の中で果たさなければならぬ役割りはもちろん痛感しつつも、その辺の調整をどういふふうにしていくかというところが、いつの場合でも、ここ数年日本に与えられた役割りである。

ただ、その場合に、されば日本はどのような態度で増資等に應じていくか、こういうことになりませうと、百五十七カ国の國際連合といふのは、一億も一票、十億も一票、こういうことでございませうが、金融関係のものには出資額に應じたいわけは発言権あるいは採決権等があるわけでありませうので、そのことを考えますと、かつてまだ日本がいまのような地位にないときに決められたシェアにプラスした増資額等を含めて、言つてみれば、世界の中で第二のシェアを持つ出資国になるというものが、成り行きもありませうが、大体のいまの考え方でございませう。

○上田(卓)委員 私は、アメリカがIMFの、あるいは世銀も同じであります。最大のスポンサーと言つてもいいのじやないか、こういうふうな思つておるのです。にもかかわらず、アメリカがその出資といふか増資に非常に消極的である。その結果總會では合意に至らない、こういうことのようにです。きょうもまたやつておるわけですから、最終的にどうなるのかということもありませうが、そういう点で、本来のIMFの精神といふものがあつても、現実的には世界不況の中でのそういう発展途上国に対する救済措置といふのです。これももとを正せばアメリカの高金利政策で、わが国自身も被害をこうむつておるわけでありませうが、やはりそういう発展途上国の債務を焦げつかすような状況になつておるのじやないか、こういうふうな思つておるわけでありませう。

付けの焦げつきの穴埋めをするにはなりはしないだらうか、こういうようなことを言つて反對しておるようでありませう。それが事実であるならば、わが国においてもやはり考えなければならぬだらう。あるいは日本の民間銀行も相当な額を、そういうところに経済援助という形で協力をしておるようでありませうが、そういう点についてアメリカの事情をもう少し詳しく大臣からお聞かせいただきたいと思います。

○竹下國務大臣 私もきつめて正確な分析と言われたいと思ひますが、率直に申しまして、私は、一つにはアメリカの財務当局と銀行との関係と申しましう。日本は、相互銀行を含めて百五十七、ちやうど國連加盟国と同じほど銀行があるわけでありませうけれども、アメリカは万の数を超過しております。したがつて、日本の銀行法を見ますと、御案内のように投資家保護、銀行の場合で言へば預金者保護といふようなものが徹底し、アメリカの場合とはちがひと言へば自己責任といふような感じでありませうので、いわゆる財務当局と金融機関との関係が、日本は政策の整合性がとれていないと言わざるを得ないのではな

いか。それがまた数が大変多いございませうから、いま消費者団体とか文化団体、そのとおりでございませう。国会の議論を見まして、國際機関への増資とかそういうものは、みんなアメリカの銀行のいわば自己責任による、極端な表現をすれば野方図な融資の穴埋めをしてゐるのではないかと、こういう議論があることは事実でありませう。しかし、そればかりではないと思ひます。やはり全体の、かつてのアメリカが持つておつた経済力と、今日の力はかなり少なくなつております。相対的に日本などが上がつておるわけでありませうけれども、したがつて、そういう事情があるところでありませう。が、いま國際金融局長からも申しましたように、IMFといふのはあくまでも融媒的役割りを果たすのであつて、言つてみれば、よく日本でいいます誘い水の役割りとしても申しま

しょうか。したがつて私は、そういう一部の世論といふものは必ずしも当たつていないのではないかと一ふうに考えております。

いづれにしても、いま債務累積問題が起りますのは、委員御指摘のとおり、一つは第一次、第二次石油ショックでばこつと上がったために、非産油開発途上国の負担が耐え切れなくなつた。それと世界が同時不況になつたために、一次産品等の輸出もふるわなくなつた。それから開発途上国にはままございませう、われわれが考えても少しオーバーなぐらゐの開発計画、それが足かせ手かせになつて債務問題といふものが生じたのではないかと。したがつて、そこで國際機関のIMF等ございませうといふような条件を、コンディショナリティーをつけて融通しますから、そうすれば對で民間銀行がその國に對しての条件を提示する以上、それがオーソライズされたものになつて、ひいては累積債務國のためにもなつてゐるのではないかと一ふうに私は考えております。

○上田(卓)委員 いずれにいたしましても、やはりアメリカの高金利政策の犠牲として発展途上国のいまの債務の問題があるのではないかと、こういうふうに思つておるわけでありませう。アメリカが高金利政策をとるために、当然景気が抑えられる。そうすると、発展途上国の輸出の伸びが思わしくない、こういうことになるわけでありませう。また同時に、わが國も一緒であります。世界の各國が、アメリカが高金利政策をとつてゐるために、景氣回復のためのそういう金利の引き下げといふような部門もやはりなかなかむずかしい、こういうことになつておるのではないかと、こういうふうに思つておるわけでありませう。

そこで、このアメリカのレーガン大統領がつてゐる高金利政策といふものを、われわれは本當に諸悪の根源だと考えざるを得ないわけでありませうが、これに對して日本政府がどういふ努力をしているか、というよりもまず、高金利政策が当分まだ続くといふように考えておるのか。あるいは、アメリカの經濟が今後どうなるのかということに

ついてお聞かせいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 アメリカの高金利政策、根源をさかのぼればやはり財政赤字だと思います。何分にもその年度の預金の伸び率よりも政府が借りるお金の方が多いため、それで需要と供給の関係からしても高金利をもちたしていく。そのところの一つの問題がありますのは、たとえば、おまえのこの財政赤字をもっと少なくしろ、少なくした方が好ましいという意見は吐かれても、言ってみれば内政干渉みたいな形にもなります。

そこで、これがお互いの立場で最も効果的にそういう建言ができるかということになると、これはサミットじゃないかな。あるいはその前に行われまされわねの、七カ国大蔵大臣会議、そこで政策の整合性というように合意をしたら、勢い高金利に対して、財政赤字の削減に努めなければならぬとすると、これは原則的にアメリカも合意せざるを得ない。それで、合意したわけですが、したがって、その合意を土台といたしまして、折に触れと申しますか、絶えずこのアメリカの高金利問題についてのわが国の指摘というものを繰り返して今日来ておる、こういうことであります。

したがって、今度は米国の経済はどうなるか。確かにこの間の四一六の結果等を見ますと、年度は違いますが、三・一％を目標としております、向こうの経済運営は、それはできるんじゃないかと、だれしもそう思うようになりました。日本の場合は三・四でございすけれども、アメリカの場合の三・一というものは、もともとのがたが低いだけに、瞬間風速では相当高い率を示しておるわけでありす。そこで、アメリカの場合はそれによって、いま住宅がまず牽引車になった。二番目には自動車だとか、こんなことを言われておりますが、これだけ高金利でございすし、経常収支はまた大赤字でございす。ただ、それが何で埋まっておるかと言え、高金利だから、オイルダラーを含め、日本も影響を受けますが、世界じゅうの金がアメリカへ流れていく、外国の借金を決算資金

にまた充てておるといふような循環をしておるわけでございますので、本来大変健全な運営と言われるところでございす。それでにわかには、今後どうなるか。私は、今年は一・一％、それ以上の実質成長をするかとも思っておりますが、今後の問題についてはまだ不確定な要素がかなりあるのではないかな、そういう見方をしております。

○上田(卓)委員 アメリカの財政赤字は相当構造的な問題だと思いますが、抜本的な改革をしない限りむずかしいのではないかな、私たちはそういうふうに思っております。それから高金利政策というのですか、そういうもののおのずから出てくるだろう、こういうふうにも思っているわけですが、そうすると、財政赤字が構造的でなかなか抜本的に改革されない状況のもとで、果たして高金利が解消されるのかどうか、びいてはアメリカの景気がその結果回復するのだろうか、こういうふうにわれわれ考えざるを得ないわけでありす。そういう点で、やはりそういう樂觀的な考え方はなしに、アメリカに對してもっと厳しく、その点について抜本的に、いまやっていることが決して諸国民のためにもなっていないだろうし、いわんやアメリカの経済の活性化のためにもどれだけの貢献をしているのかというのをわれわれは考えざるを得ないのではないかな、こういうふうに思っております。

それに加えて、財政赤字だと言いつつ、一方においては軍拡と言いつつ、そういう点で、アメリカがやっていることと言っていることは全然ちがうではないかな、こういうふうに考えております。それで、そういう点でこの軍縮との関係について、次に行つていただいて結構でございます。

○竹下国務大臣 お答えになるかなぬかと思つてございす。確かに、いわゆる軍拡というものは、これは国の東西を問わず、多少GNPを押し上げる要因はありまして、原則的には戦争は浪費だといふことにならうかと思つてます。したがって、軍拡そのものがいい影響を与えるわけのものではないけれども、言つてみれば、米ソのいわゆる力の均衡の中においてそれが保たれておるといふ現状認識の上に立てば、アメリカがその国内政策として選択されることに對して、私もからとやかく言うことではなからう。しかし、少なくとも現状を固定して、それから削減していくといういわゆる軍縮交渉という芽生えはできておるわけでございますから、それには對しては、ソ連の側もそのテーブルに着いていただけるような環境づくりに、私も軍事的な力はないにしても、あらゆる場を通じてそのことをアピールしていかなければならぬ問題ではなからうかというふうに思つております。確かに二千億ドルを越す財政赤字というものは、私は、もちろん軍事的要請というものがあつたことは決して否定するものではないと思つてます。

○上田(卓)委員 いま大臣からお答えがあつたわけですが、恐らくレーガン大統領も軍縮のために軍拡をしているのだ、こういうことではなからうか。軍拡のための軍拡というよりも、軍縮のための軍拡。結局そのことが軍拡競争をまねき立てるわけでありまして、いま世界の核兵器が二万発ほどあつて、地球を二十回も破壊するだけの威力があるのだと言われているわけですね。

それと、何を言ひましても軍備は最大のむだでありまして、世界の軍備が一年間だけでも二百兆円になんなんとする。ところが、発展途上國に對する援助と言へば、日本円にして七兆円そこそこ、三十分の一、こういうことではなからうか、こういうふうに思つてございす。先般もWHOの總裁が、そういう発展途上國を中心とした國民の健康状態を維持するだけでも、軍備に割かれています。費用の五五％ですが、半分ですかを割けば事足りるのだ、それで何百万という人々が救われるのだといふようなことも言われているわけでありす。それから、そういう点でやはり、そういう軍縮のために軍拡だと言ふのじやなしに、そういうことは結局軍拡ばかりに行つていくわけですから、どこか

で歯どめをしなければならぬ、こういうふうに考へておるわけでありす。

しかし、わが國の中曾根内閣も、アメリカのレーガン大統領と同じような路線で、アメリカに協力するといふことになりす。日本自身がアメリカに對して、アメリカのいまのあつて冷戦政策といひますか、軍拡路線に忠告する何らの資格もないといふことにはしなからうか、こういうふうに思つておるわけでありす。そういう点で、今度レーガン大統領が日本を訪問されるわけでありすから、当然そういう世界の反核、軍縮のための米ソの対話といひますか、そういう場を早急に持つようなこととか、あるいはアメリカの高金利政策が諸國民に大変な損害を與えておるわけでありすから、そのことについて一言強く提起をするといふことが必要ではないかな、このように考へておるわけでありす。

さてそこで、次の問題として提起したいわけでありす。IMFあるいは世銀を通じて発展途上國に對するいろいろな援助があるわけでありす。特にそれに見合った形で民間の銀行が相當融資をしておるようでありす。特に日本の場合を考へますと、これは去年の十一月二十二日の新聞に出ておつたわけでありす。大蔵省のまとめだといふようなことになっておるようでありす。去年の六月末で、中長期の對外債務の残高が五百五十四億ドルといふ数字で、何とこれ、日本円にして十四兆三千億、こういうことではないかな。このうちの約三割の百九十億ドルが中南米、またその中でも非常に金融危機に見舞われておりましたメキシコには五十八億ドル、そしていま問題になっておるブラジルへは五十六億ドル、こういうような金が出ておるようでありす。本當にこういうものの回収の見込みといひますか、そのためにまた今回の増資によつて、そういうブラジル等に対して援助するといふことであるようでありす。何かサラ金財政のものと、借金を返すために借金をするのだといふ状況で、今回の増資で根本的な解決になるのかどうか。

そういう意味で、何かお金のほかに金をはかしているような結果に非常になっているのじやなからうか。何を言いたしても、IMFあるいは世銀等につきましてもこれは国民の税金でありますし、また民間の銀行資本と言ったって、結局これは預金者の金なんでありまして、そういう点で、銀行が金を貸すなんて勝手だというわけにはいかないだろうと思ひますが、そういう点についての考え方をひとつお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

日本の民間の金融機関が対外貸し付けをしている残高でございますが、ことしの六月の数字でまず申し上げますと、中長期の外貨建てで五百四十億ドル、四建てのものが三兆五千億円、合計して約十六兆円相当くらいの中長期の貸し付けがございます。民間銀行の対外貸し付けにつきましては、本来、民間銀行自身が内外の金融市場を勘案しつつ自主的に決定するというところで行っているわけでございますが、大蔵省といたしましては、従来から、民間が外貨資金を調達してきて運用するときに、中長期の外貨貸し付け等はできるだけ中長期の外貨資金調達を行うようにするとか、さらにまた、貸付先のカントリーリスクに対しまして、貸し付けが一つの特定国に偏ることのないようにするとか、いろいろのガイドラインを設けて、銀行の業務の健全性を確保する観点から指導監督を行っていただいております。

昨年夏以降、いろいろの国で債務支払い遅延の問題が起きておりますので、私も先ほど申し上げましたいろいろな監督指導の強化をいたしまして、詳しくはお求めがあれば御説明させていただきますが、監督を強化しまして、日本の銀行に債務累積問題で大きな損失が起ることのないように、十分な注意をあらかじめ配慮をするようにいたしておる次第でございます。

○上田(幸)委員 いすれにしても、民間資本といいますが、そういうものが先行して、その失敗の穴埋めを公的機関、国民の税金を使っている

というように疑い、先ほど申し上げましたアメリカにおいてもその点を明確にすべきだという動きがあるようにございますから、わが国においてもそういうことは十分に配慮していかなければならぬだろう、このように思っております。

特に、経済援助においてもその中身がやはり問題ではないか。その国の経済自立といいますが活性化のために使われるのであれば非常にいいわけでありまして、そうじゃなしに、一部の特権階級を肥え太らせたり、あるいは軍部に力を入れたり、あるいはその国にあるところのアメリカを中心とした多国籍企業が結局もって、自国へ持ち帰るというようなことであつてはならぬだろう、その穴埋めのためにまた国民の税金が使われるということになっておるのではないかと私は考えざるを得ないわけでありまして。

そういうことに関連いたしまして、わが国はアジアの一員でありますから、世界の困った国々にいろいろな形で協力することは当然であります。特に東南アジアの国々に対して、かつてアメリカが失敗したような経済援助じゃなしに、本当に自立自助というなら、そういうものを助けられる援助の仕方というものがあつてはしないだろうか、こういうふうに思っております。わが国の東南アジアに対する援助額といいますが、そういうものも、絶対額では多いのだろけれども、国力に見合った出資にはなっていないのではなからうか、私はこういうふうに思ひます。特に技術援助なども非常に要望しておるようでございまして、外務省の方もお見えのようでございまして、そういう対外援助のあり方というもののについて、また、その中で東南アジアに対する援助について、どのよう一般的に考えておるかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○川村説明員 わが国、特に政府ベースの対外援助を行うに当たつての基本的な考え方でございますけれども、一つには、わが国が平和国家であるということ、それからさらには、自由世界第二位の大きな経済力を有するに至つた国として、経済

協力ということは、またそれを通じて世界経済の発展に寄与するということ、わが国の国際的な責務ではないかという考え方に立っております。また、このような援助を通じて世界経済の発展あるいは世界の平和と安定に寄与するということ、ひいてはわが国自身の平和と繁栄につながるものであるという考え方に基いております。

そして、その経済協力を行うに当たつての基本的な目的と申しますか、そういう点から申しますと、経済協力というのはあくまでも南北問題の解決のために進めるべきである。南北問題の根底には諸国間の相互依存の関係、それから、いま一つは人道的な考慮、この二つの基本的な理念をもとにいたしまして、開発途上国の経済社会発展、それから民生の安定あるいは福祉の向上、これを支援するために行うものである、こういう考え方に立っております。

それから東南アジアでございすけれども、基本的にこれは世界のいかなる開発途上地域にいたしましても、いま申し上げたような基本的な考え方に立って経済協力を推進しておりますけれども、申すまでもなく、東南アジアはわが国にとって地理的にはもちろん、歴史的、政治的、経済的、文化的、あらゆる面で最も近い開発途上地域の一つでございます。そこで御指摘のありましたように、わが国の政府ベースの援助の地域的な配分の姿を見ましても、大体におきまして政府開発援助の七割はアジアに行つております。そのまた半分、したがいまして全体の約三割五分程度でございますけれども、これは東南アジア地域に配分された姿になつております。

○上田(幸)委員 対外援助に対する姿勢について、各国に比べて日本は非常に少ない、総じて少ないということにははつきり言えるのではなからうか、このように思ひますし、その中身においてもいろいろ問題があると思ひます。時間の関係がありますので、この問題については後日に発言したいと思ひます。

最後に、世銀のクローセン総裁はこういうことを言つておるのですね。「世界の軍事予算の総額は増額を続ける一方、それに比べてわずかな経済援助は増額が一段とむずかしくなつてゐる」。あるいは「すべての政府は軍事費に百万ドルを追加することが途上国の開発に追加投資する百万ドルより世界の安全保障に役立つかどうか、自らに問うべきだ」。こういうことで、世界の経済の活性化あるいは開発途上国に対する援助ということを考えて場合には、そういうむだな軍備拡張に予算を使うよりも経済の方に予算を回すべきだ、こういうことを言つたものだろうと思つておるわけでありまして、その点について塚原政務次官から後で答えていただくということ、それからアメリカのモルガン銀行の会長のプレストンという方がこういうことを言つてゐるので、一回政府はどういう考え方を持っているのか聞かせていただきたい。「日本は、インフレ率が低く、経常収支も黒字を計上しているのだから、財政再建策を一時的に緩和して公共投資を増やし、内需を喚起すべきだ」。こういうことを言つてゐるのですね。恐らくアメリカです。貿易摩擦の解消という意味で、日本はもっと内需の拡大をすべきだ、あるいは日本の景気を回復すべきだという立場だろうと思つておるわけでありまして。

われわれは、われわれの立場で考えるならば、本当に世界の景気が落ち込んでゐるから日本も仕方がないんだということじゃなしに、世界をリードするといふような意味も含めて、もっとも内需の拡大を図つて景気回復策をとり、雇用の増大、失業をなくする、そういう政策をとるべきじゃなからうかと思ひますし、また同時に、財政再建といふ名のもとで教育とか福祉が切り捨てられる。人動、仲裁裁定、あるいは減税についても、大幅なものが御破算にされても、またそれが大型間接税との見合いじやないかという点でも出ておるわけでありまして、そういう点でわれわれ自身、いまやつております財界主導型といひますか、そういうものの弱い者いじめの臨調行革、

財政再建というものに疑問を持つておるわけでありまして、そういう点について政府のお考え方を聞かせていただいた方がたい、このように思っています。

○塚原政府委員 まず私の方に御質問をいただきまして内容につきまして、上田委員の国際情勢に対する御見識というものは、私どももたびたび各委員会で拝聴いたしまして敬服をいたしております。

防衛力の問題でございますけれども、これはそれぞれ御見解の相違というものはあるわけだと思ひます。総理もいろいろな委員会で御答弁を申し上げておられますが、最小限度の防衛力の必要性並びにそのことからの軍縮の重要性というような御答弁も申し上げておるところでございます。

あわせて先生にずっと御指摘をいただきまして、この対外経済援助、これはもう日本の、これから世界において、世界の平和に大きく貢献をしていく、あるいは今日の経済力を持った日本が世界の中で貢献していく上にきわめて重要な、第一義的な要因であるというふうに考えております。十分に先生の御趣旨等も今後勉強をさせていただきます。そして、でき得る限りの対外経済政策というものをとってまいりますように、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○吉田(正)政府委員 モルガン銀行のプレストン会長の御意見でございますけれども、こういう意見はプレストン会長のみならず、世界でも幾つかあるわけでございます。日本が経常収支の黒字を出して、ある程度の経済パフォーマンスマンモいいので、したがって財政支出を拡大して内需を拡大すべきではないか、これは第一次石油ショック以降いつでもよく出てきた意見でございます。顧みてみますと、五十二、三年のころもそういう意見が出て、日本が財政で、あるいは世界の景気の中で機関車を演ずるべきだ、こういう議論でございます。そういうことで、財政の中でも許す限りにおきまして公債を発行するなどによりまして、内需を振興するなどの景気振興とか、機関車

の役割りを果たした時期もございます。現にいまでも相当の公債を発行しながら財政支出を賄っているというものが、結果的というふうな面もございますけれども、景気の維持、あるいは後退を防いでいるというふうな面があるかと思ひます。

現在のわが国では、一つには、先ほど先生がよくおっしゃいました世界の高金利現象という問題を抱えておいて、それで国内の景気を振興するためには金利を引き下げてということでございますけれども、それはまた為替の円安になる。円安になりますれば国内の企業利潤その他に響くというふうな矛盾もございします。いろいろの矛盾を抱えていることとございします。全体として眺めてまいりますときには、そういう行財政改革の問題なども抱えておりますので、そういう全体の姿を見ながら経済運営並びに財政運営をやっていくかなければならないと思ひますが、何といつても、仮に日本がまた公共債などを発行することによりまして金利が上がる。いまアメリカの高金利だけでも世界は苦しんでおるわけですから、第二の経済大國でございしますわが国が高金利になりますことは、世界経済にとつてもよろしくないのではないかと、この点で、先生の御意見も十分わかることとございしますけれども、慎重な財政運営、経済運営が必要ではないか、かように考えておるわけでございます。

○上田(卓)委員 時間が来たようですから、終わります。

○森委員長 阿部助哉君。

○阿部助哉委員 委員長にお伺いしたいのですが、尊敬する森委員長にして、これだけの大きな問題を二時間や三時間で片づけてしまおうというお考えはどこにあるんだらうか。私はちよつと不思議でしようがない。アメリカでも両院でまだ協議が調わないとか、いろいろな意見があることは先ほど指摘したとおりであります。こういう問題を三時間やそこらで片づけようというのですか。私はちよつと委員長の気持ちははかりかねておるのですが、どうなんですか。

○森委員長 委員長発言いたします。たびたびにわたるこの大蔵委員会の理事会におきまして、結局のところ、最後は各党間の話し合いが無事決着いたしましてこういう次第になったわけでございます。あえて感想は申し述べません。終わります。

○阿部助哉委員 先ほど委員長権限でちゃんと開会されるのです。国会法を見たつて、理事会の理の字も出てこない。委員長権限なんです。大委員長ともあろう者がそれぐらいの見識を持つてくれないければ、この委員会をただ形式的にやりまして、通しましたという点だけで済まぬのじゃないだらうかという点で、もう少しこういう問題はお互いに話し合いながら日本の進路を決めていく重要な案件だと私は思うので、そういう点で私は委員長にひとつ反省を促して質問に入りたいと思ひます。

○森委員長 どうもありがとうございます。

○阿部助哉委員 この増資の問題は、十カ國蔵相會議というふうなことで大体大筋が合意されたようでありまして、なぜ平均四七％にもなる大幅増資を必要とするのか、これが第一。第二に、わが国はその中でも七〇％にもなる大幅な増資。平均を大きく上回っておりますが、なぜそうなのかな。第三に、その効果はどのようになっているのか。時間が非常に制約されておりますので、これを簡単に答え願ひたい。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

増資の全体的な規模でございますが、IMFの協定では、出資の総額につきまして大体五年ごとに見直しを行うということになっておりまして、最近における開発途上國の債務の問題、それから世界経済の伸び等を勘案しまして、今回平均して四七・五％の増資規模としたわけでございます。過去、過去の増資のたびの増資割合と比べてみましても、四七・五はさほど大きな数字ということにはなっておりません。

二番目の、平均が四七・五であるのに日本はなぜ七〇％の増資割合になつておるかという点につ

きましては、今回の増資に当たりましては各國の経済実体に応じた増資を相当程度考えようということ、今回六百十一億SDRから九百億SDRに、約二百九十億SDR増加することになっておりますが、その増加額の六割は各國の経済実体に応じて配分するというようなことで、わが国の経済の力の伸びというものが勘案された結果七割ということになつたわけでございます。

今回の増資の結果どういふようなメリットが日本に及ぼされるのかという第三番目の点につきましては、今回の増資の結果わが国のIMFにおける出資割合、シェアが高まります。これは私どもの発言権がそれなりに高まることを意味するとともに、そしてまた出資割当て額がふえておりますと、将来万一日本が外貨の面で困難なときに、IMFの資金を利用しなければいけない場合が起らないとも限りませんが、そういう場合にはIMFの資金利用可能額がそれなりに大きくなるといふメリットがあるかと思ひます。そういう具体的な個別的なメリットを離れまして、世界経済、金融社会の安定のためにIMFの資金力を強化するといふグローバルな意味で、日本として力にに応じた協力をするといふ意味でメリットがあるといふふうに思ひます。

○阿部(助)委員 後でこれはまた私の意見を述べることにして、一応この問題は聞いておきますが、ただ発言権が大きくなった、一体日本はどういう態度で第三世界に対応しておるのかということになると、何か私には疑問があるわけですから。これは後でもう少しあれをいたします。

先ほど上田委員の質問でもありましたように、アメリカにおいてもいろいろな意見があるわけですよ。やはり私もそう思う。何と言つたつて物すごいインフレで、IMFのブラジルに対する——韓国にしたつてインフレ率を九〇％に抑えなさい。これは九〇％以上なんだ。九〇％に抑えなさいなんというのは日本では考えられない。そうすれば当然金利も高い。しかも、これももう少し時間があれば後でゆっくりやりますけれども、変

動金利制度をとっておる歩合がだんだん大きく
なつてきておる。そんな高い金利のところへ貸し
ました、まともに元利が返してもらえらるなら、金
さえあればだれだって貸したいですよ。そうする
と、そういうことでアメリカの民間銀行がどんど
ん貸してしまつた、民間銀行はもうけるだけもう
けた、今度取れない、困つたから政府めんどろ見
ろ、そんなばかなことはいりぬぐいしておれるか
いという意見があることは当然だと私は思うの
だ。後で、民間銀行がいままでそういうことでも
うけた金額もひとつ皆さん検討して出してもらい
たいのだ。ちよつとこれは出にくいでしょう。だ
けれども、実際はそれをちよつととしてくれなけれ
ば、民間銀行はもうけるときはもうけました、
困つたから政府、国民の金で何とかせよと言つ
たつて、これは、資本主義というのは金持ちに都
合がいいもんだ、私はこう思うので、ちよつとわ
からぬ。その点もありまして、累積債務がきわ
めて深刻になつたということをやつておるが、累
積債務の残高は幾らなのか。数字だけでいいです。
○酒井政府委員 開発途上国の累積債務につしま
しては、いろいろな機関が推計をしたりいたして
おりますが、IMFが発表しております見通しで
は、実績見込みで、一九八二年末で債務残高が六
千二百二十四億ドルということになっております。
○阿部(助)委員 八二年で六千二百二十四億とい
うのは非産油国だけじゃないのですか。産油国も合
わせて残高がこれだけですか。ちよつと少ないと
思うが。

○酒井政府委員 いま申し上げました数字は非産
油開発途上国の対外債務でございまして……
○阿部(助)委員 いいですよ。
その累積債務は特定国に著しく集中しているは
ずであります。上位五位の国の名前と累積残高、
それと輸出に対する比率をお示しいただきたい。
○森委員長 早くしてください。時間がありません。
○酒井政府委員 これはモルガン・ギャラン
ティーの発表でございまして、それによりまして、

上位五位、一番債務の大きいのは一九八二年末で
ブラジルでございまして、八百六十三億ドル。そ
れの輸出に対する比率でございまして、三十五
になります。その次が、メキシコが八百四十六億
ドルでございまして、輸出に対する比率が二五
三。その次がアルゼンチンでございまして、三百
八十八億ドル、輸出に対する比率が三八八とい
うことになっておりまして、その次が、韓国が三
百七十二億ドルの残高でございまして、輸出に対
する比率が一二一。その次が、ベネズエラが三
百三十二億ドル、輸出に対する比率が一五五とい
うふうな推計されております。

○阿部(助)委員 いまの数字で明らかによい、
輸出総額よりも大きいのです。これでは勤勉に
元利を払っていくなんというのは非常にむずかし
い。しかも、私はここで指摘したいのは、この大き
な借金をしておるブラジルにしても、アルゼンチ
ンにしても、ベネズエラにしても、メキシコにし
てもそうでありまして、韓国を除けばアメリカの
裏庭みたいなところにある。ここに集中しておる。
また、別な意味で言うと、メキシコはちよつと政
権交代がありますけれども、韓国もひっくりかえ
る。大抵軍事独裁政権であるというところに累積債務
が集中しておるという点は大変特徴的だ、こう言
わざるを得ないと思うのです。その点は認める
を得ないと思うのです。

そうすると、一体なぜ国際金融の問題がこう問
題になつてくるのか。そこで私は、原因というか、
なぜこうなつたかという問題が解明されなければ
ば、少しづつこの程度の増資をしてみたからとい
つて解決ができないんじゃないだろうか。病氣
を治すには、その病氣のものを解明しないとい
治らないけれども、サラ金の手当てみたいなもの
で、困つておるから、いまやらないと大変なこと
になるからやるのだということだけなのか。多少
将来の展望を持って、これで何とかなるのだ、何
とか解決のめどが立つのだ、こういう考えでおよ
りになるのか、これは大変な重大なことなんです
何かどぶへ捨てるようなことでやつてます

援助必ずしもその国にプラスしないことだつ
てあるのです。やればやるほど深みにはまるとい
うことだつてあるのです。だから、これで本當に
この国々が何とか健全になつていくという見通し
を持つておやりになるのか、それは先のことはわ
からぬ、とにかくにもいままやらないければ大変な
ことになるからやるのだ、こういうことなんです
か、どつちなんですか。

○酒井政府委員 開発途上国がこういうふうによ
額の債務を負うようになった原因でございま
すが、いろいろの原因が考えられるかと思ひます。
御承知おきのよう、過去二度にわたりまして
大幅なオイルショックがございまして、石油代金
が二ドルの、一時は三十数ドルというふうにな
がつてまいつたわけでございまして、そういう石
油価格の急騰に伴う支払い代金の増高。そしてま
上国のみならず先進国にも大きな負担をもたらし
まして、先進国がそのために景気低迷に陥る。先
進国が景気低迷に陥りますと、先進国の輸入もか
つてのようではなくなる。それがまた開発途上国
からの輸出というものに大きく影響する。それか
ら三番目には、先ほど大臣が触れましたように、
一部の開発途上国では、行き過ぎた国内開発計画
等による財政赤字や輸入の急増がある。さらに、
最近の米価を中心とする高金利による債務国の支
払い負担の増加というふうないろいろの要因が重
なつておるものと思ひます。その結果が現在の累
積債務の問題でございまして。

今回のIMFの増資によつてそういう問題が解
決できるかという、それはそういう簡単な性格
ではないと思ひます。今回のIMFの増資の規模
は二百九十億SDRの増加額でございまして、これ
をもつて今日の大きな累積債務問題を解決するこ
とは無理でございまして、これは、この資金の充
実によりましてIMFから開発途上国、債務国に
対する資金協力を行うとともに、開発途上国に対
するいろいろな指導を行つていくことによりまし
て開発途上国の信託を回復させるということに

ねらいがある。信託が回復すれば、民間の金融機
関も融資をある程度維持することができるとい
うことだと思ひます。

そういう意味で、この累積債務の問題の解決の
ために最も基本的なことは、債務国の厳しい自助
努力が指摘されるのだろつと思ひます。厳しい自
助努力によりまして経済調整を進めていくとい
うことを行わなければ、この問題について明るい見
通しを持つことができないわけだと思ひます。具
体的にはIMFが融資をする際にいろいろ融資の
条件をつけます。それによつて開発途上国が節度
ある経済運営を行い、そして国際収支の赤字を縮
小改善する、黒字に持つていくというふうな努
めを自助努力によりまして、開発途上国の経済再
建の青写真がでることが、経済再建中のそ
の国に対する国際的ないろいろな金融的な支援を
引き出すためにも不可欠でございまして。そうい
う開発途上国の自助努力を促進させるという意味で
IMFの融資の機能は考えられるべきであると思
ひますし、そういうことによつてこの問題につ
いて明るい道を見つけていけると私は考えてい
る次第でございまして。

○阿部(助)委員 局長、大変懇切でありがたいの
ですけれども、時間がないので、石油ショックと
言へば皆さんわかるんだ。第一次石油ショック
でどうだこうだなんぞいふことを言わぬでも、
皆さんもう百も承知の先生だから、過大なプロ
ジェクトと言へばそれでわかるのだから、もう少
し短くやらないかな。

自助努力と言ひますけれども、それが簡単にで
きると考えるのかというのが問題なんです。大
体軍事独裁政権は、やはり無理をしておるから、
どうしても大衆に迎合する、夢を与えたり、い
ろいろなことをしなければいかぬというこ
ろになる。だから、IMFが自分で自衛しろと押しつけ
れば軍事政権はひっくり返る、その可能性の方が
強い。だから、なかなかうまくいかない。もう一つ
は、何といつてもいまま軍事独裁政権はアメリ

カの一部勢力と強く結びついておるところにいろいろの問題を持っておるのであって、もう少しアメリカの援助が——アメリカ自体にも大きな責任があると思ふ。そういう点で、これという程度の発言もふえた。もともと発言権が仮にあったとしても、日本がアメリカにそう文句を言うなという度胸はないと思うので、それはやめなすけれども、もう少し日本は日本独自の外交、平和外交を推し進めるくらいの気構えでなければ、私は幾ら金を出したってだめだと思ふのです。アメリカの「タイムズ」を内閣調査室が出しておる。これを見たって、もう全然解決のめどがない、こう言っておるんだ。私も、いまのままだったら解決のめどはないと思うのです。そういう点で、呼び水になるかわからないけれども、私はその可能性が非常に少ないと思うので、日本はもっと平和外交に徹して、多少つらからうと、アメリカにもちゃんと物を申すようなことをしなければ、私はだめだと思ふのです。

もう一つ、いま上田さんがちよつとお伺いしたようだったけれども、私ちよつと聞き忘れたので。大場財務官は、ブラジルへの輸銀の融資はむずかしいようなことが新聞に出ておった。ところがきょうの日経新聞にはまた五億ドルの援助をするようなことが出ておるのですが、この問題はどうかされるのですか。やるのですか、やらないのですか。

○酒井政府委員 ブラジルの債務の救済の問題、IMFの総会の際に主要国が集まったときにいろいろ話が進みました。全体で百十億ドルくらいの金が今年の後半そして来年いっぱいにかけて大体必要であるという感じがしています。そのうち民間銀行に六十億ドルくらい金融支援をしていただきたいということで、それについては民間銀行の幹事行の基本的な合意ができたという聞いております。残りの四十五億ドルについてどうするかという問題で、これは民間も背負い切れないというところで、公的な支援を何かしかなければいけない。そこで、そのうち二十億ドルくらいは

既往の債務のリスケジュールリングと申しますが、繰り延べで対応したい。それから二十五億ドルくらいを何か新しい資金調達ができないかというような話がIMF、アメリカ等からございました。ところが、私も私が現在まで聞いているところでは、これに對しましてアメリカ以外の主要国はおおむね慎重な態度をとっておりまして、現在までのところ具体的な合意には達しておらず、日本としても何らの具体的な決定も行っていない段階でございます。もちろんわが国としては、国際金融不安を回避する上で、ブラジルの債務累積問題を円滑適切に処理する必要性は十分認識いたしております。しかし一方、債務累積問題の解決のためには、先ほど申し上げましたように、債務国の自助努力が基本でございますので、公的支援措置につきましては、今後ほかの債権国の対応ぶり等をも踏まえつつ慎重に検討したいと考えておる状況でございます。

○阿部(助)委員 すいぶんこちやこちやおっしゃったけれども、結局は、やらぬではないけれども、よその国の動きを見て決める、こういうことなんです。そうじゃないんですか。

○酒井政府委員 まだ公的な支援をどういう形でどの程度行うかというようにすることについて何ら決めておりません。しかし、そういうアメリカとかIMFの提案というものもございまして、ほかの国々の動向等をも勘案しまして今後検討してまいりたいということでございます。

○阿部(助)委員 何といつても、さつきもちよつと御答弁をいただいたのでありますが、この解決はなかなか容易じゃないと思ひます。累積債務が、先ほど言ったように、輸出総額の何倍にもなっております。それで、この十年間に債務の残高が十倍にもふくれ上がった。それで、いろいろな資料を見ても、これからますます増大する。その一つの大きな原因は、やはりその国のインフレとアメリカの高金利ですね。そこへもってきて変動金利制をだんだんと。それは貸す方としては、金利が上がつていく傾向にあるとすれば当然変動金利

制をとっていく。それがますます債務国の負担を大きくしておるといふようなことを考えていくと、全く出口のないところへはまってしまったのじゃないだろうか。そうかといつて、あなたがおっしゃるように自助努力——結構です。自助努力というのは大変いい言葉ではありますけれども、自助努力がどこまでできるかが一番問題なんですよ、どの国でも。無理してやれば内乱が起るかも知れぬ、政権がひっくり返るかも知れぬ、その問題がなければ私はまだ楽だと思ふのですけれども、その問題があるだけに、簡単にできないという問題がある。

そういう点で、こゝまで来てしまったんだから、皆さんの立場、政府の立場からいけば、これで世界が金融恐慌になつちや大変だといふことでやらざるを得ないこともわからぬではないけれども、それだけにもう一遍アメリカのいまの姿勢、特に財政赤字、そして高金利、そのもととは言へば、これは軍備拡張競争ですよ。一番大きな問題は、ペトナムでアメリカがあれだけ金を使つて負けたというあたりから国際通貨が混乱してきた。今日なお軍備にあれだけ金をつぎ込んでいく、そして高金利政策をとっていくとすれば、低開発国の借金国の自助努力だけでは私は問題は解決しないと思う。そういう点でもっとアメリカにも物を申すべきだし、日本自体も余り軍事予算なんていっぱい組むのじゃなしに、むしろ対外援助に回すぐらゐの平和国家の姿勢をとるべきであつて、IMF、アメリカが何か言うから金を出すのじゃなくて、シェアが幾ら大きくなつたって、何も発言しないのでは、こんなものは何の足しにもならない。そういうことにはいまの姿勢はなつておるのじゃないだろうかという懸念を私は持たざるを得ないのです。

そこで、もう少し詳しく申し上げますと、七八年から八二年にかけて、発展途上国の変動金利債務の比率は二三%から四一%へと幅が広がつてきたのです。変動金利は固定金利に比較して、金

利低下局面ではいいけれども、金利が上がつてくるときになると、債務国は大変な負担増になつてくる。八二年平均の変動金利と固定金利を比較すると、変動金利は一七・五%に對して固定金利は七・九%と、二倍以上の高金利なんです。そうすれば発展途上国の債務がだんだん重くなつて、債務の七五・五%はメキシコ、ブラジル、アルゼンチンの中南米三カ国に集中しておるのですが、これらの国の外貨のやりくりが悪化するのはいま当然のことです。高金利のために、主要借入国は利息の伸びが債務の伸びの三倍近くにもなつてゐる。政府の通商白書が何かでも、高金利が累積債務問題を深刻にしている直接の原因であると言つておるのであります。私は、これをつくつておる一つの大きな責任は、繰り返すけれども、やはりアメリカであると思ふのであります。

そういう点で、日本政府はアメリカにもつと強く注文をすべきだし、もう一つ、時間がないからしよつて申し上げますけれども、やはり余りにも選別融資が過ぎるのじゃないだろうか。確かに、ある意味で言えばメキシコは石油を持っておる、ブラジルは資源が多い。だから、まさか取りっぱぐれはないだろうという気分がなきにしもあらずだつたと思ひます。それで、金利が高いから、銀行はみんなもうけるために貸していった。そのしりぬぐいを国民の金でやらなければいかぬというところは、アメリカの議会だけではなしに、われわれにとつてもやはり不満なんだ。そういう点で私は、大体この五年間ぐらい、日本の銀行はどれぐらい利息を取り上げたのか、一遍調べて出してみたいと思ひますが、どうです。

○酒井政府委員 この問題は、債務累積額が非常に大きいために、私も私としても短期間のうちに解決できる問題だとは思つておりません。この問題の解決にはかなりの期間を要することを覚悟しなければならぬと思つております。それから、この問題に對する対応といたしましては、先ほど申し上げました発展途上国の自助努力が基本でございますが、先進国としても幾つか

なすべきことがあると思います。

その一つは、開発途上国の債務返済能力を向上させるために、先進国として持続的な経済成長を維持すること、それは開発途上国からの輸入に大きく影響するわけでございます。そしてまた、その輸入の際に、開発途上国の産品に対して開かれた市場を設けておく、そういうようなことで輸入制限的なことを避けるように努めていかなければならない。そしてまた、資金繰りのためには金融市場を開放することが必要でございます。

さらに、先生御指摘のように、債務国の負担軽減のために金利低下をさせるといことがきわめて重要でございます。日本といたしましても機会あるごとに、たとえばウィリアムズ・バーグ・サミットであるとか、それから今回のIMF総会の際におきましても、ほかの主要国とともに、米国に対して金利低下の重要性を指摘し、そのためにも、先進国における一層の財政赤字削減が必要であるということを主張してきているわけでございます。

日本の発言の仕方がやや手ぬるいんじゃないかという御指摘でございますが、かつての日本の発言の強さに比べると、今日においてはその発言の重みというものは非常に大きくなっているというのが現実の姿でございます。今後とも機会あるごとにアメリカに金利低下の必要性、世界経済のためにいかに重要であるかということを強く指摘していきたいと思っております。

さらに、先進国におきましては、この債務累積問題がなかなか長引く問題でございますので、民間銀行が中長期的な視点に立つて貸付方針を考えるというふうにしていくことが必要だろうと思っております。

さらに、先進国を含めたところでできております国際金融機関、IMFとか世銀等が開発途上国の自助努力による経済成長を助けるというようなことで、今後より一層大きな役割を果たしていかねばならない。こういうような開発途上国、

先進国、国際機関、金融機関、そういうもののそれぞれが、いま申し上げましたような多様な努力を今後続けていく必要があるというふうに考えております。今回の増資は、規模から言っても、決りまして民間の銀行の貸し付けの肩がわりをするというような規模でもございませぬし、また性格もそういうものではないと思っております。触媒的な役割を果たすということをして主眼としているわけでございます。

最後に、民間の金融機関がそれでは開発途上国に対する融資によって一体どれだけの利益を上げたかという点につきましては、現在ちょっと数字を持っておりませんので……

○阿部(助)委員 これは今回の融資が直接民間の肩がわりと私は言っておるわけじゃないのですよ。確かにいろいろな呼びぶきの役割りや何かはするけれども、ある意味でこれだけの債務がなければこんな金を出さずにはないのですね、やはり多少は回り回らざるを得ないのですね、私は肩がわり的な面を持たないではないと思う。全然否定はできないと思うのです。そういう点で、出した金ですぐ銀行へ行くんというのを私は考えませせんよ。それはだれだつてわかっておる話だ。だけれども、結局これはそういう後始末をしななければいかぬようになってしまったのだ。私はこの増資が、結局はアメリカの軍拡、高金利政策を支え、またアメリカを中心とする金融機関がこれを救済する、そして中南米の独裁政権や何かを援助するためのカンフル注射になるだけじゃないかというおそれを抱くのです。皆さんは恐らくそう肯定はされたいとは思いますが、私はそういう可能性すら持つておると思うので、そういう点でこのIMF増資、そしてIMFのこれからのあり方というものの一つ大きな反省がなければいかぬ。そのためにはやはりこれのよって来る原因をもう少しきちんと解明しなければいかぬです。やはり私は大きな意味で言えば米ソの軍備縮減だと思っております。これがなければ世界経済というものはもう次から次へとこういう問題を起こしてくるのじゃない

か、こう思うのでして、皆さんの方が私の意見をすぐ肯定するとは私は思っていないのですよ。だけれども、私はそう思っている。

そこで、最後に、大体時間のようでありますから、はしりませうけれども、開発途上国では、かねてから新国際経済秩序、NIEOというのですが、この実現を熱望しております。今日の経済困難、経済危機を打開する方策を主として国連の場で決定したい、こういう願いを持って提案をされておるわけですね。IMFに当たって、ある意味では株式会社的な方式で、発言権が出資額に応じて決められるというふうな傾向を持っておる。国連はそうではないに、総会になれば一国一票であります。そういう点で開発途上国の発言権が大きくなるということとは当然のことなわけです。また、ある意味で先進国ではそうなるのは困る、わがままを言われては困るという気分でもないではないと思ふ。しかし、その辺が私は国際協調のあり方だと思ふ。新しい、新国際経済秩序の要求しておる中では、第一次産品の価格補償の要求であるとか、援助のあり方に対する要求であるとか、幾つかのものがあられるけれども、方向としては、私はIMFなんというもののじゃなしに、やはり国連の場であんなで話し合いながら、世界が話し合いの中からこの新しい世界経済というものを形成していく、こういう方向をたどるべきじゃないだろうかと思ふのですが、これは本音を言うと皆さんよりも政府の考えを私は聞きたいのです。

○塚原政府委員 第二次世界大戦が終了いたしました、世界が知恵を出し合っているいろいろな国際機関をつくってまいりました。それなりの活動もしているところもあれば、また大変大きな貢献をしている機関もあるわけでございます。ただいま先生から大変御心配をいただきましたIMFの問題につきましても、これは大体五年ぐらいいで毎回このような形の法律というものは恐らく出てくるものでありましようし、今後のますますの勉強、また国会で御議論をいただくという形のもので出てくると思っておりますけれども、この機関もやはりきわめて

て重要な機関であると思ひます。

また、先生から御指摘いただきました国連というものを中心とした平和維持のための努力をするというのは、これは何と云っても重要な問題であるとうと理解をいたしております。唯一の被爆国としての日本が世界の平和にますます貢献できるやうに、世界のあらゆる機関を通じて政府といたしましてががんばってまいらうと、何か総理大臣のする答弁のようになってまいりますけれども、ただいま一応政治家の政府側は私だけでございませぬ。阿部先生の御質問に対しても、はなはだこれは失礼でございます。その辺おわびを申し上げます。

○阿部(助)委員 以上で終わります。

○森委員 柴田弘君。

〔委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

○柴田委員 いまいろいろと質疑があったわけですが、私からはまず今回のこのIMFの増資問題に関連をいたしまして、世界的な金融不安、この問題は三月三日の予算委員会において質問をいたしまして、大蔵大臣並びに当時の国際金融局長からいろいろ答弁があったわけでありませぬ。そのときに大蔵大臣は、IMFの機能がきつと働いておれば国際的な金融不安は起こらない、こういうふうにお答えがございまして、その理論的な根拠として、国際金融局長からは、ユーロ市場の規模は七千億ドル近くに達しているが、このうち産油国が先進国の銀行に預けている預金が一四％であるから、多少取り崩しても大きな影響はない、原油の値下がりによって産油国の収入は減るが、その分石油消費の多い先進国の収支が改善される、累積債務に悩んでいたメキシコは先進各国の追加融資で当面最悪の事態は乗り切れる、こういう見通しである、だからまあ大丈夫だろう、こういうふうな答弁がありましたね。あれから約半年たつて今日にたつておりますが、現状のこの世界的な金融不安は大丈夫かどうか、大蔵省当局としての御認識をまずお伺いしておきたいと思ふのでありま

す。

○酒井政府委員 昨年の夏以来、中南米その他の非産油開発途上国におきまして債務返済に困難を来す国が出てきたわけでございます。昨年のIMF総会の際には、メキシコに対する債務救済をどうするかということが非常に大きな問題でございました。今年のIMF総会の際に、確かにブラジルに対する追加的な資金援助をどうするかというのとはかなり大きな問題ではございました。しかし、アメリカ、カナダを初めその他の諸国においても景気が回復の道に向かっているということ、それからまたこの一年間の国際金融社会における先進国、国際金融機関の経験、また民間銀行の対応のしぶり、そういうものから考えまして、債務累積問題が国際金融不安につながることはないというふうな見方が広まっているというのが現状かと思ひます。

○柴田委員 そういった心配はない、こういう判断でよろしうございますね。

そこで、先ほどもいろいろと議論がありました。ブラジルに対する累積債務問題、一応総額で百十億ドル、このうち六十五億ドルを民間が請け負う、四十五億ドルを先進国の政府、IMFなどの公的機関が負担する。この四十五億ドルのうち二十億ドルは返済繰り延べ資金だ、二十五億ドルが各国の輸銀の信用供与、新規融資ということになりますかね。それですでにアメリカはこういう方向で、この新規融資の二十五億ドルのうち十二億五千ドルは出そう、こんなふうに言っておるということであるわけでございますが、わが国は先ほど答弁がありましたように、いまだ決定をしておりませんね。きょうの新聞を見ると、返済の繰り延べで五億ドルを負担しよう、こういうふうに出ておるわけです。これはまだ決定していませんね。それはそれでいいわけですが、すでにアメリカの輸銀が全体の半分に当たる十二億五千ドルを負担する、こういうふうに表示をされているわけでありまして、もし日本が新規融資しない、繰り延べだけだということになりますと、

これは全体の救済計画というものが狂ってくるんじゃないかと考えられるわけでありまして。でありますから、この辺きちんとしていかなければいかぬのじゃないか、こういうふうに思ひます。いまのようなそんなあいまいな返事ではなしに、そこら辺、一体どうしていくのかという確たる答弁を一遍お願いをしたいわけでありまして、どうですか。

○酒井政府委員 御指摘のように、ブラジルに対する公的な金融支援をいたしまして四十五億ドル、そのうち二十五億ドルを新規の融資というふうな話がアメリカ、IMFからあったというふうな話に聞いております。しかし、それをどういう分担割合で、そしてまた国によりましては制度的な困難を伴っている国もございまして、具体的に申し上げますと、片っ方ではいままでの融資というのが返済繰り延べになっている、そういうところに輸出信用を供与する機関から追加的な新規融資を出すというのが非常にむずかしいという国もございまして。そういうようなこともございまして、公的金融支援について各国がどういふスタンスで臨むのか、アメリカ以外についてははっきりした話をまだ聞いていないわけでございます。

そういうようなことで、今後アメリカからは、先生御指摘のように全体的なスキームというものを維持するために協力をという要請が来ることは十分予想されますが、ヨーロッパの主要国なんか、一体どういふやり方で、そしていかなる程度、どのくらいの分担割合でやるのか、現在のところはまだ何にも話が固まっていないう状況でございますので、今後主要国が相談し合つて、どういふふうに対応するのか固めていくことになるのだろうというふうに考えております。

○柴田委員 アメリカは大体出そうと言っているわけですね。日本とヨーロッパ各国がまだはっきりしないわけですね。それで、日本としては、アメリカ以外のヨーロッパ諸国が新規融資に応じましようと言つたら、やはり新規融資に持つていくのか、それでも日本の立場として、どうしても繰り延べ

だけでしかないのか、どうでしょうかそこら辺は。

○酒井政府委員 その辺につきまして、まだIMFへ行つた私どもの方の代表の連中が帰つてきておりません。帰つてきましてからもう少し話を聞きました、どういふような対応を日本としてすることができののか、そういうような日本の対応でも国際的な理解が得られるのか、その辺を十分検討したいと思つておりますが、現在のところ具体的には先生の御設問に対する結論は出ておりません。

○柴田委員 では、次に進みます。

次は、対外経済対策の問題であります。貿易摩擦の激化を避けるために、黒字減らしというのわが国にとつて非常に必要である、こういうふうな考えです。そこで、九月に入りましてから、内閣官房を中心としたしまして経済企画庁、大蔵、通産、農水、外務省、関係五省庁による連絡会議を設置されました。対外経済対策についていろいろ御検討をなされている。何とか九月いっぱいでの経済対策のきちんとしたものを打ち出していきたい、こういう政府の方針だと伺っているわけでありまして、事務局案としては内需の拡大策、輸入促進策、市場開放対策等々五項目あると思つておりますが、この辺の具体的な取り組み、考え方、経済企画庁の方で御答弁できれば、簡単に結構ですからよろしく願ひします。

○田中説明員 お答え申し上げます。

最近の経済情勢を見ますと、経常収支の黒字がかなり大幅な水準で続いております。また国民所得統計の速報等から見ても、内需の盛り上がり、欠く状態にあるというふうな経済情勢を踏まえまして、経済企画庁といたしましては内需中心の経済成長を確保なものにしていく、また調和のある対外経済関係を維持していく必要があるという考え方に立ちまして、所要の措置の検討を行つておるところでございます。経済企画庁が取りまとも役となりまして、関係省庁にそれぞれ所要の対策の御検討を進めていただいておりますのでござい

まして、関係省庁と御相談しながら鋭意取りまともを行つておるところでございます。

○柴田委員 そこで私は、この対策の目玉はやはり内需拡大策、その中で特に必要なのは、予算委員会あるいはしばしば当委員会等で議論もあつていふわけでありますが、やはり所得税減税、景気回復に役立つ相当規模の減税、それから公共事業の追加、公定歩合の引き下げを含む長期金利の引き下げ等々の金融措置が必要である、こういうふうには私は考えているわけでありまして。その辺はどうお考えになつていらっしゃるのか。特にこの辺は私は要求していただいておりますが、いかがでしょうか。

○田中説明員 ただいま御指摘の内需拡大策につきましても、検討の一環といたしましていただいま検討いたしておるところでございます。

○柴田委員 特に御要望をしております。それからいま一つ、黒字減らし対策としての輸入促進策。当初の政府見通しでは、経常収支の黒字幅は九十億ドルであつたのが、どうも最近の試算によれば百八十四億ドルぐらゐ、倍以上になるのではないかと。この輸入促進策についてひとつ、お考えになつていふ点があれば具体的に御説明を賜りたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○田中説明員 輸入の促進につきましては、市場の開放、それからいろいろな財政、金融的な措置によりまして輸入の奨励というふうなことも含めまして、対策の重要な項目の一つといたしまして検討いたしておるところでございます。

○柴田委員 具体的に、輸入促進策に関連をいたしまして私の方へ要望がありました。通産省あるいは大蔵省へも要望があつたと思ひます。

電子機器、部品、材料等の輸入促進に関する要望であります。通産省の貿易局には局長あてに、特別低利円融資制度の適用、あるいは政府機関における輸入品の優先購入及び新規発明品に対する輸入税の免税、日本のメーカーによる模倣の防止、製品輸出企業に対し外国品を採用するような行政

指導、関税の引き下げ及び通関手続簡素化についての要望、これは大蔵省からもわかりませんね。あるいは会計上の配慮、輸入品に関する国内代理店の保護、輸入機械展示会への助成等々九項目にわたって要望がありました。これに対して今後どういうふうに取り組んでいかれるか。中には大蔵省に關連するものもあるいはその他他省庁に影響することもあるかもしれませんが、ひとつあなたの方のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○柴田委員 わかりました。では関税局長、関税局の方にも要望が四項目行つておると思ひます。関税の引き下げ、あるいは機械本体の附属部品の課税率、修理のために機器を外国メーカーに返送する場合の手続簡素化の問題等々四項目ありますね。これはどう対処されますでしょうか。

○柴田委員 いずれにいたしましても、秩序ある商業活動、自由主義貿易体制を堅持して、お互いに各国との貿易の振興、国際経済社会の発展に寄与する、こういう観点から、どうかひとつ通産省、大蔵省とも十分に御検討をいただきまして対処をいただきたい。心から御要望しておきたいと思ひます。

○柴田委員 時間がありませんので、一点御答弁をいただいて終わります。変動相場制の見直しの問題です。この問題はやはり私も先般の予算委員会でもやりました。まだ固定相場制への移行というのは考えられないけれども、やはり今日のようにこんな円が上下してしまえばだめだ、こういう観点から、変動相場制というものをどういう方向へ持っていくかという、その見直しを検討課題だということ、去る九月二十四日に先進十カ国蔵相会議が開かれて、その通貨改革作業を開始していくということ、で合意されたという新聞は報道しているわけでありすね。こういった問題を大蔵省としてはどういうふうにいま御認識なさり、対応していかれるお考えであるのか、お聞かせをいただきたい。

○奈須説明員 お答えいたします。先生御指摘の、貿易収支黒字幅の拡大傾向という問題につきましては、もちろんこれは輸出サイド、輸入サイド、要因としてはあるわけですが、中でも、現在のもは原油価格の低下等を反映しました輸入の減少に主として起因すること、でございます。この貿易収支黒字幅という問題につきましては、輸入の拡大により問題の解決を図ることが重要であると考えております。そのためには、通産省としまして、新たな輸入促進対策を展開していくことを非常に重要と考えておりまして、現在、関係各省庁とともに具体的な策を検討中でございます。いま先生のお話のございました要望につきましても、十分耳を傾けて検討させていただきます。検討の中に取り込んでいきたいというふうに考えております。

○奈須説明員 ただいま御質問のありました日本電子機器輸入協会の御要望につきましては、貴重な御提言の一つとして私も現在検討をさせていただきます。先ほど委員御自身御指摘になりましたように、この要望の中には、細かく申し上げますと、私もよこされました中にも他省庁の所管に属するものがございますので、それにつきましてはそちらにゆだねたいと思ひます。さはさりながら、一般論として関税の引き下げと輸入検査手続の簡素化について申し上げますと、まず関税の引き下げにつきましては、国内産業事情及びわが国の市場の開放の要請等を踏まえて適切な対応策をとることとしております。現に、御要望のうち医療機械の一部の関税につきましては、本年四月の五十八年度改正において、東京ラウンドの交渉で国際的に合意を見ました最終譲許税率にまでもうすで引き下げを行つておるわけでございます。今後ともこの基本方針に沿つて適切な関税引き下げを行つてまいりたいと思ひております。

○奈須説明員 国際通貨制度の問題につきましても、御指摘のようにウィリアムズバーク・サミットで合意ができておりまして、その後具体的な進展がなかったわけでございます。ところが、今回の会議におきまして、この問題の検討の場を十カ国蔵相会議にしようということ、で関係国の意見が一致をいたしました。近くこの蔵相の代理の会議を数週間以内に開催をいたしまして、一体どういふことを検討するのか、どういふタイミングで検討を進めていくのか、そういうものを協議をいたしまして、その蔵相代理会議における検討の結果を、明年初めに恐らく十カ国蔵相会議がまた開かれるだろうと思ひますが、その場に御報告をする。そして、十カ国蔵相会議でこの検討の結果について御了解が得られれば、その線に沿つて検討を進めていくということになっております。

○奈須説明員 時間が参りましたので、終わります。米沢隆君。御苦勞さまでした。

○柴田委員 漠然としたお答えでなくて、これは大体いけるようだが、これはちよつと無理だとか、検討していらつしやる、たとえ二点でも三点でもいいから、ちよつと具体的な答弁をできればお願いしたい。

○柴田委員 片方、輸入検査手続の方でございますが、これにつきましては、委員御案内のとおり、昨年の四月から通関手続の改善五項目というものをすでに実施に移しております。これにつきましては、米国の政府当局あるいは国内の関係方面からも高い評価を受けていると考えております。しかしながら、通関手続について、あるいは輸入検査手続について、これから関心が高まつてまいるものと思つておりますので、そういう客観情勢を十分勘案の上、また御提起の点についても勘案しまして検討を続けてまいりたい、かように考えております。

○柴田委員 今後のあるべき通貨制度はどういうものが望ましいかということについては、いろいろまだ意見がございまして、フランスのミッシェラン大統領がかなり主張したことは御承知おきのとおりでございます。しかし、現実の問題として考えた場合にどういふ制度が可能かという点につきましては、これもまたいろいろの意見がございしますので、今後その辺も含めて議論をしていくことになるだろうと思ひますが、私も私としては、今日の世界経済情勢のもとで固定的な相場を維持するのはなかなかむずかしいという現実を踏まえて、考えていかなければならないかというふうにして思つております。

○米沢委員 今回の国際通貨基金の第八次増資並びに本年一月十カ国蔵相会議で合意が成立いたしました一般借り入れ取り決めの拡大、改組等の対策は、もとより特に昭和五十七年の夏以降の開發途上国の債務累積問題に端を発する国際金融不安に対処するものである、この理解をいたしております。しかし、OECDの調査等によりますと、開發途上国の八二年末の対外中長期債務残高は推計六千二百六十億ドル、七一年末の七倍近くにふくれ上がつておる。毎年返済する元本は、もちろんアメリカの高金利で利息も急膨張し、八二年末の元利返済額は千三百億ドルを超えと言われております。同時にまた、住友銀行の調査等によりまして、いまから八七年までの五年間の借入純増額は、ブラジル、メキシコ、ベネズエラ、アルゼンチン、フィリピン等の五カ国だけで計約七百億ドル、途上国全体で約二千億ドルになると見られておりまして、今後も途上国の累積債務はふくれ上がる可能性が大変強いのであります。先ほどの議論にもありましたように、その上これらの国々の今年度の必要支払い額は、これらの国々が稼ぐと見られる輸出額を上回つておる。こういう状況を前にいたしまして、果たして今回とられた措置でねらい

どおりに国際金融不安を静めることができるのか、まず基本的な問題について政府の認識と、その金融不安が解消に向かうと見ていいのか、その見通し等について所見を伺いたい。

○酒井政府委員 今日、累積債務の問題は、なかなか早期に解決のできない、非常に頭の痛い問題でございます。この問題に対応するのには、先ほど申し上げました開発途上国のみならず、先進国、国際金融機関がそれぞれの分野で努力をしていく必要があるわけでございます。今回のIMFの増資及びGABの拡大、改組によりましてこれがすぐ解決できるという問題ではございませんが、IMFの資金力、指導力の強化によりまして、われわれとしては債務累積問題に明るい道を開いていきたい。これによりまして国際経済社会は、この累積債務問題を何とか克服していくことが可能になるというふうに考えておる次第でございます。

○米沢委員 私は、今後の国際金融不安に対処する立場で三つのポイントがあると思うのです。一つは、先ほどから言われておりますように、アメリカの高金利が是正されるかどうか、第二は、今回のIMFの強化策によって、民間の金融機関がIMFに対して信頼を高めたかどうか、第三がいわゆる世界不況の克服、先ほどから議論になっておりますように、途上国の経済安定の度合い、この三つが大きなポイントだろう、こう思うのです。

そこで、簡単にお答えいただきたいのでありますが、第一の、アメリカの高金利が是正されるのかという問題です。御承知のとおり途上国の金融危機継続というものは、アメリカの高金利、ドル高によって世界不況が長引いておるといのが大きな原因でございます。アメリカは巨額の財政赤字を抱えたままであります。本当にインフレなき持続的成長という軌道に乗ってアメリカの金利が下がる方向にあるのかどうか、そのあたりの見通しについて大蔵省の見解を聞かしてもらいたい。

第二に、御承知のとおり、国際金融不安の高ま

りによって、昨年後半から民間金融機関が途上国からの資金を引き揚げたりあるいは新規貸出しの縮小等をやっております、それがまた途上国の資金繰りを一段と悪化させて不安をさらに高めるという悪循環をつくっているわけであります。今回の措置が民間金融機関をして、これならばまだ開発途上国とおつき合いをしたいという気持ちを起こさせるかどうか、今回の措置がそういうふうな民間金融機関にとって歓迎するようなものであつたかどうかというところが大変大事だ、そう思うのです。そういう意味で、今回の措置によりまして国際金融界が、これで安心して途上国融資をふやし、世界の資金循環が正常に向かうという保証があると言えるかどうか、大蔵省はどういうふうに理解をされておるか第二点。

第三の問題は、何といましても基本的には開発途上国の経済が回復して発展をしていく、そしてもうけて返す余力ができてこない限り基本的な解決にはならないわけでありまして、そういう意味では、先進国の立場としてはやはり開発途上国の経済を回復させていく、そのために汗をかくことが先進国の責任だと思ふ。そういう意味で日本政府としては、そのような先進国の責任というものが、あるいはその施策を執行していく場合の実施方のやる気というものをどれくらい持っているのか、その三点について聞かしていただきたい。

○酒井政府委員 アメリカの金利の動向につきましては、先ほど大臣が御答弁なされましたが、アメリカの中におきましても、財政赤字が解消しない限り高金利は是正されないという見方と、財務省やなかは財政赤字と金利とは余り関係がないというような言い方をしております。しかし、アメリカの高金利がいろいろな弊害を世界経済にもたらしていることを、私どもとしてはアメリカにも強く認識してもらふ必要があるということ、さきの先進国首脳会議におきましても、アメリカの金利の是正、そのためには構造的な財政赤字の解消というものに努力すべきだということが強調されており、私どもも機会あるごとにアメリカに高金利の是正を主張しております。

それから第二の、民間の金融機関の開発途上国に対する信託の問題でございますが、IMFの資金力を強化することによりまして、IMFからの融資条件、コンディショナリティーと申しておりますが、それによって適正な経済運営を行っている。開発途上国におきましては、それはある場合にはかなり厳しい政策を求める場合もございますが、それによりまして開発途上国が調整をうまくやってくれるという自信を民間金融機関に持たせることが非常に重要でございます。そういう意味でIMFは融資に伴って触媒的な機能を果たしていく、そういう意味合いからして、今回の増資によりましてIMFの資金力を強化することが、民間の金融機関の開発途上国に対する信託を維持させることに大きく貢献するものだろうと思っております。

それから、三番目の御指摘の問題でございますが、債務累積問題への対処としましては、もちろん開発途上国の自助努力も必要でございます。しかし、先進国におきましてもインフレなき持続的な経済成長というものを維持することがきわめて肝要であることは、過日のIMFの暫定委員会でも、各国とも意見を同じくしたところでございまして、インフレなき持続的成長を維持することによりまして、そしてまた開発途上国の輸出に対して門戸を開いておく、自由貿易体制を維持することによって、先生御指摘のように、彼らの輸出によつてこの債務問題に対処していくというのが基本的な方向だろうと考えております。

○米沢委員 この問題を考える場合、現在の国際金融不安の原因になつておる開発途上国の累積赤字、これが一時的な不況によつてもたらされた、だから不況が克服されればさつと解決していくものなのか、それとも構造的なもののなかという判断が大事だと私は思うのです。私どもはすべて構造的とは言いたくないのですが、かなりの構造的な要因を持つておる。そうなりますと、将来的にもわれわれはIMFを通じて陰の経済協力み

たいなものをやつていかざるを得ない、そういう立場にあると思うのです。

そこで、先ほどから議論がありますように、それぞれの国の財政出費まで余り理屈は言えませんが、結果的には自分たちでたためをやつて、それに対してわれわれが貴重な税金を出して救うなんというのはいさよと理解しかねるという議論がある問題であります。確かにその国の自助努力を要請していかねばなりません、やはりおつき合ひする立場は今後も変わらない、そう思うべきだと思ふのです。

そこで、さきの開発途上二十四カ国蔵相会議のコミュニケを読んでみますと、われわれは確かに大変なのだ、経済成長は四年連続マイナスで、非産油途上国の対外債務は一九八二年末に六千億ドルに達し、一次産品価格はここ四十五年間で最低水準に落ち込み、貿易条件は大幅に悪化しておる。したがって、IMFを強化してもらいたい。そして、IMF第八次増資は不十分だ、第九次増資の繰り上げ実施を検討してもらいたい。そして、第八次増資実施後もIMF融資の現行限度枠は継続すべきだ。IMFは融資に伴うコンディショナリティーを緩和し、八三年の流動性不足に緊急に対処すべきだというふうに、今回のIMFの措置に加えて、今度は限度枠を決めたりしましたね。そういうものに対してかなりの不満をぶち上げております。そういう意味では、今後の問題として、日本も開発途上国のこういう不満に対処してやらねばならぬ、そういう立場にあるのですが、そのあたりをどういうふうにお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 これはお説のとおり、そういう国際会議の場において、特に開発途上国グループとでも申しますが、そういう機会におきましては、絶えずそのような主張が行われます。そのときに心していなければならぬのは、国によつては多少金持ちは貧乏人に恵まべきだというような宗教上の気持ちのある国もございましょうが、総体的に

言われた場合、その国自身のいわば開発に対する自助努力が足りないからというわけにはいかなないのだというような対応の仕方だけで済む問題ではないと私は思っております。これがサミットにおける中曽根総理の、「南の繁栄なくして北の繁栄なし」という言葉に象徴されたこと、これからのわが国の経済協力の基本的な考え方として持ち続けていかなければならぬ気持ちだと考えております。

それと同時に、これはいささか私見にわたりますが、実際問題、東海道新幹線を見、東名高速を見、あるいは黒四ダムを見た場合に、かつての日本はそういう借りる側におつた。それが国民の自助努力とともに今日あるというようなことを考えると、なおのこと、国際社会の場における経済協力の使命感というものを維持し続けていかなければならぬ問題だと考えております。

○米沢委員　そこで、いま国際援助機関の資金調達が大変苦しくなつておる、こう言われております。先般は、米州開発銀行の第六次融資では貸出条件の緩やかな特別業務基金の伸び率が抑えられた。また、国際開発協会いわゆる第二世銀における第七次増資の問題も交渉が難航しておる。ことし四月の世銀・IMF合同開発委員会、その共同声明の中でアメリカを名指して非難するという異例の事態があつたと言われておりますが、それもこれも、ともにアメリカが自国の資金難を理由として新たな資金提出に非常に消極的な姿勢を示しておるといふことに端を発しておる、そう思うのです。また、新聞等を読みますと、現在アメリカではIMFの増資法案の審議が難航しておるとも言われておりまして、最大の提出国であるアメリカのIMF増資がおくれれば、ただでさえ苦しいIMFの資金繰りは一段と苦しくなるのは明白であります。その影響はひとりアメリカ一国云々の問題ではなくて、今後の国際金融不安に対する世界各国のスタンスが崩れる危険性があると言わねばならぬと私は考えます。

そこで、アメリカが国際援助機関に対して、資

金難を理由にして出し渋る、こういう問題について政府はどういう認識、気持ちを持つておられるのか。私は、このアメリカの消極的な姿勢に対しては、大国は大国としての責任を果たせとやかましく言つてしかるべきだ、そう思うのですが、大蔵大臣の見解を聞かせていただきたい。

○竹下國務大臣　私はいまの意見に全く同感でございます。国際会議の場、なかんずくそういう機関への出資、増資等の問題になりますと、米側の主張というのは、いわば個人的な主張になると国会が大変だ、こういう議論になるわけであります。

いささか言い過ぎかもしれませんが、私なりに考えてみると、ニューヨークに大半の支出をもつて国際連合というものができた。そして百五十七国がそれに加盟して投票権を行使して、自分たちのいわば犠牲に対する国連内部における投票権等の結果は、いつでもじやございませぬが、間々反する結果に終わることが多いというようなことも、ある種の国民感情の中にはあるんじゃないかな、こういう感じを持たないわけでもございませぬ。

しかしながら、GNPにいたしましてもまだ日本の倍ちよつとありますし、経済大国として、かつての世界全体のGNPに占める比率よりは低下しておるとはいえ、やはり日本を初め米国等先進国がそれらの役割りの中心になつていかなければならぬという意識を持ち続けなければいけません。だから、そのことは私も絶えず米側に對しても主張し続けて今日に至つておるところでござい

ます。ただ、幸いにして今次のアメリカの議会の問題は、下院においてまだ歳出法は残つておりますものの、私どもが予測しておつたよりはと言えはいささか非礼に当たるかもしれませんが、スムーズに国会の了承を得られて現在時点に至つておる、こういうふうな理解をいたしております。

○米沢委員　IMFの増資問題については、日本政府は増資問題に積極的だった、あるいはまた出資比率が上がることを望んでおる、こういうふう

に言われておるのですが、たとえば、今度もまた世銀の増資問題がこじれておりますけれども、こどもも従来のような計算のやり方をやつておりますと、増資規模にかかわらず、日本は今度はアメリカに次いで第二位になる。また、こういう状態に對してイギリスやフランスがどうも機嫌が斜めだ、こういうのはちよつと僕にはわからぬのです。どういふことで日本がこのように発言力を強化することを英仏が嫌がるのか、これが事実だとすればどういふ原因なのか、そのあたりを教えてください。

それから、そういうものに関連いたしまして、イギリス、フランスの両国は、日本の第二位を認めるかわりに、それならば無償援助機関に近い第二世銀にもつと日本は金を出したらどうだという意見をかなり強く持つておつて、いずれ日本に對してもそのような要請をなしてくるのではないかと、こう言われておりますが、第二世銀に對する日本の出資比率も大幅に引き上げようなんという気持ちがあるのかどうか、日本の政府の考え方を聞かせていただきたい。

○竹下國務大臣　私も出かけて感じますことは、今度は、私個人ではございませぬが、日本国が議長国になるわけです。そういう意味においては確かに、客観的に見てもその地位は上がつておるということはあると思ひますが、政治家同士の議論として申しますならば、かつての問題意識から発生する戦勝国と戦敗国と言ふやうな表現が適切でないかもしれませんが、そのような問題がやはりあつたのではなからうか。しかしながら、私も主張いたしますいわけのハモナイズさるべきであるという主張は、原則的には認められる範疇の中にある主張でございまして、そういう方向に物は進みつつある、そういう環境が醸成されつつあるという感じがいたしております。なかんずく、言つてみれば総裁を初め事務当局などはそういう素直な主張というものは内々賛成でございまして、そういう空気が醸成されつつあると私は思つております。ただ、この

国ともそれぞれ国会を抱えておりまして、その中ではいろいろな議論もなされるようでございまして、日本の国会はそのことにつきましてはいささか機嫌をいただいておるといふ立場においても、またその舞台に出たときには大変私どもが腰を強くして主張することのできる問題ではないかと思つております。

IDAの問題につきましては、私自身が折衝の当事者でございましたが、数字にわたりますので、酒井局長から簡単にお答えさせていただきます。

○酒井政府委員　今回のIMFの第八次増資を行いますと、慣例といたしまして世界銀行の特別増資を行うことになっております。従来の増資のやり方でございまして、世界銀行では日本の地位が第二番目になるといふような計算の仕方が慣行でございまして、私どもとしては世界銀行の特別増資を早期に行うようにということを強く主張しております。

それとの関連で、第二世銀、IDAの特別増資をどうするかという問題が出ておるわけでございしますが、これにつきましては、その規模をアメリカは九十億ドルぐらゐといふふうにしておりまして、それから日本とかイギリスとかドイツとかフランスは、百二十億ドルぐらゐの増資を主張しているわけでございまして。したがって、まだ主要国におきましても増資の規模をどのくらいにするかという問題が決着がついておりません。恐らく年内には決着がつくことを期待いたしております。そして、増資の規模の中で、そのシェアをどういふふうにするのかという問題につきまして、これからの議論の焦点にならうかと思ひます。第六次のIDAの増資のときには、日本は一四・六五%出資をいたしまして、現在日本は第六次増資後でドイツと並んで第二位になっております。御指摘のように第七次の増資に際しましてイギリスが少しシェアを下げる、そのシェアを下げる分の一は日本が単独二位ということと主張するならば、その辺の資金協力を考えてほしいというような主張をいたしております。

国際機関における地位の問題というのは、ややプレス・テイジの問題がございませう。大臣もお話のように、それぞれの国会等も抱えておられまして、なかなか実力が素直に反映されない場合がございませうが、私も当委員会の附帯決議を体しまして、実力に応じたシェアということの実現に今後とも努力してまいりたいと考えております。

○米沢委員 最後になりましたが、先ほど議論がありました例の国際通貨制度を改善するためには、いまからその検討をやっていくということが合意されたことは、大変歓迎すべきことだと思っております。

そこで、むずかしい話はもうしませんが、大蔵大臣にお聞かせいただきたいのであります。為替相場を安定したものにしたいのか、それからの検討課題ではありませうけれども、現在の段階で政府の考え方をちよつと聞かせてもらいたいと思つております。現在の為替相場制を堅持していくのか、あるいは変動相場制を堅持していく中で問題があれば、いまやっておりますような協調介入等それと考へておられるのか、あるいはまたECに於けるEMSのような、一定の範囲内における変動制がより望ましいと考へておられるのか、簡単に現段階での見解を聞かしていただきたいと思つております。

○竹下国務大臣 各国間におけるインフレ率、経済成長率等格差が縮小しつつございませうものの、やはりまだございませう。したがって、好んで変動相場制によつておられるわけではございませんが、現状認識としては、変動相場制のもとにおいて、そこで、私どもの会議で合意したものがサミットにおいても確認されました協調介入、あるいはもちろん独自の介入等でもつて対応していくというのが、現状においては一番適しておられるのではないかと、いまま御主張にありましたように、通貨問題をどうするかという国際会議、これは、手順からいいますとどういふ問題を議論するかというところから

始めなければなりませんので、いきなり固定相場は是非かという議論にはならないのじやないかというふうにして思つております。

○米沢委員 それから、先般大蔵省が決められた対外融資の貸し付け引当金、これを無税にしようという話はその後どうなつておりますか。

○水野(勝)政府委員 御承知のように、国内におきまして、この金融機関の貸付債権につきましては、扱いをいたしましては、制度をいたしましては貸し付け引当金があるわけではございませう。実績率による積み立てであるいは法定概算率によりまして千分の三を積み立てる貸し付け引当金制度があるわけではございませう。この制度以外に、また一方、債権償却引当金勘定への繰り入れという実行上の制度もあるわけではございませう。

これは国内の制度でございまして、現在の問題でございませう。発展途上国に於ける累積債務の扱いにつきましては、これは全く新しい問題でございませう。この点につきましては、こうしたカントリ・リスクの実態でございませうと、対外債権の動向でございませうとか、このリスクに備へるために現実にどのような引き当てが行われておるかとか、そういった状況につきましても検討する必要があるわけではございませう。またさらに、先ほど申し上げました現在の国内の債権の扱いとの関連をどう考へるか、そこらも勉強する必要がありますかと思つておられます。そうした新しい問題でありますとともに、また現在の厳しい財政事情を考へますとなかなかむずかしい問題であると思つておられるわけではございませうが、なお慎重に今後検討を要する問題である、このように考へておられるわけではございませう。

○米沢委員 終わります。

○森委員 正森成二君。

○正森委員 今回、IMFの第八次増資というのですか、六百十一億SDRから九百億へと増資の問題があるわけですが、それに関連して、短い時間でございませうが若干質問させていただきます。

今回の増資を決めるに至りました非常に大きな誘因が、途上国の巨額の累積債務、その激増にあることはきわめて明らかであります。そこで伺いますが、一九八二年末において判明している途上国百五十八カ国の累積債務は、中長期で幾らあるのですか。

○酒井政府委員 OECDが開発途上国の対外債務を報告しておりますが、この推計によりまして、開発途上国の中長期の累積債務は、一九八二年十二月末で六千二百六十億ドルとなっております。

○正森委員 七一年ぐらゐは幾らありましたか。

○酒井政府委員 ちよつといま七一年の数字はございませうが、七六年末で二千二百億ドルでございました。

○正森委員 私の手元にある論文では、七一年末は九百億ドルであつたというようになっております。そうしますと、約十年余りの間に実に七倍に上つたことになるわけで、発展途上国の累積債務の急増がいかに甚だしいものであるかということがわかると思つておられます。

しかも問題は、その内容が変化いたしました、公的な資金でなしに民間銀行の貸し付けが非常に急増しているという事実がございませう。同じくこれについて、OECDの調査にあるかもしれませうが、八二年末現在でどのぐらゐか、あるいは七一年、あるいは七一年がなければ七六年でも結構ですが、どのぐらゐあります。

○酒井政府委員 一九八二年末で公的資金の債務が千三百十億ドル、それから七六年で六百三十億ドルというふうになっております。(正森委員「民間、民間」と呼ぶ)このOECDの発表では、その他ということ、ノンコンセンショナルというふうになっておりますが、それは八二年末で四千九百五十億ドル、七六年末で千五百七十億ドルということになります。

○正森委員 いずれにいたしまして、公的なものでない——いまのものすべてが民間銀行かどうかわかりませうけれども、それが非常に急増しておる。私の持つております資料では、七一年に比

べると実に十九倍ぐらゐになつておるといふ数字もあるわけですね。これは発展途上国に対する民間銀行の貸し出しが非常にふえており、しかも途上国が、累積債務の急増によつてそれが返済できない状況になつてきておる、そこへでこ入れのためにIMFの増資という問題が起つてきておるといふのが学者の言われておるところであります。

そこで伺いますが、この中で米銀行が主要途上国の債務の中で占めておる比率はどのぐらゐですか。

○酒井政府委員 アメリカの銀行の占める比率の算出につきましては、データの制約もございませうが、公表されている統計を使いますと、まず一つは、モルガン・ギャランティ・トラスト銀行の発表の資料で、二十一カ国を主要開発途上債務国としておりますので、この二十一カ国で八二年末で対外債務残高は合計で約五千億ドルになつております。

この二十一カ国をベースといたしまして、これらの諸国に対する民間銀行貸し付けにつきまして国際決済銀行、BISの資料による西側十五カ国の民間銀行の貸し付けの残高をとりますと、これが一九八二年末残高で約二千六百五十億ドルというふうに表示されております。そして、これらの諸国に対するアメリカの銀行の貸し付けにつきましては、アメリカの連邦金融機関調査委員会が発表をいたしております。それによりますと、一九八二年末残高で約千二百億ドルということになりますので、これらのことを前提として単純に計算をいたしますと、二十一の主要開発途上債務国に對する西側主要十五カ国の民間銀行貸し付けのうち、アメリカの銀行の占める比率は約四五%という数字になります。しかし、この開発途上国は、西側の主要十五カ国以外の銀行からも借り入れを行つておりますので、実態としては四五%よりももう少し低い比率になるのだらうというふうに理解いたしております。

○正務委員 はば正確だと思います。私の持つて
いる論文の資料で、「ワールド・フィナンシャル・
マーケット」の一九八三年の二月号ではほぼ四
〇％弱というところになっておりますが、それは恐
らく西側の主要銀行以外のものも含めた統計だか
らそういう数字になっておるのだろうというよう
に思われます。ここから言えることは、発展途上
国の累積債務というものが、最近十年間に七倍ぐ
らいに激増しておる。その中で民間銀行の貸し付
けというものの比率は、この七倍の速度を上回る速
度である。しかもその中で、いわゆる西側諸国を
とりますと、四〇％ないし四五％は米系あるいは
米銀行が占めておるということになるんです
ね。それが、いま非常に発展途上国が返済能力が
減退いたしまして、デフォルトといいますが、債
務不履行の危険さへ起こっている。リスケジュ
ルなんかは、これはもう日常茶飯事的なものに
なっている。それを救済するために、つまりアメ
リカの銀行が取りつけ騒ぎを起こさないようにす
るために、今回の増資が呼び水になって、こうい
うぐあいにはIMFも力を入れているのだから、ま
だまだデフォルトというようなことは起こらない
ので、民間銀行も協力せよというてこ入れになっ
ておるといことだと思ふんです。そうすると、
それによって一番利益を受けるのは、メキシコ等
に非常に貸し込んであるアメリカの銀行であるとい
うように言わなければならぬと思います。
そこで、次に伺いたいのですが、この累積債務
国の借り入れ条件がさる悪化しているんです
ね。これは、普通、変動金利制というのを最近とら
れておりまして、ロンドン・インターバンク借り
入れの金利にスプレッドといつて上乗せ金利を乗
せるんです。それは、いま現在どれぐらいいの
パーセントになっておりますか。さらに民間銀行
は、ロールオーバーというのですか、先へ返済を
延ばしてくれというようなりスケジュールの場合
には金利を上乗せするというをやっております
です。そうすると、それは一層金利が高くなるわけ
ですが、現在のデータでこれらの金利がどれぐ

らいであるか、御答弁を願いたいと思います。
○酒井政府委員 民間銀行からの融資の金利の条
件、スプレッドの幅というのは銀行によって若干
の違ひがあるかと思いますが、そしてまた、開発
途上国と申ししても信用度には大分差がある状況
でございまして、なかなか一概には申し上げが
たいのでございまして、最近のおおよその状況と
いうのを申し上げさせていただきますと、開発途
上国のうちでも信用度の比較的高い国、この中に
はなかなか中南米の諸国は入らないと思ひます
が、これにつきましては、ことしの初めごろまで
はLIBOR、ロンドン銀行間取引金利に対する
スプレッドが八分の三の程度でございしましたが、
最近ではそれが四分の三、〇・七五％程度に近
づいておるといふふうに聞いております。他方、
この債務累積額の比較的大きな国でも、まだ債務
救済という形になっていないような開発途上国が
ございまして、そういう国に対しては大体一％前後
のスプレッドというふうになっております。さら
に御指摘の、リスケジュール等によって債務救済
を受けている国の場合には、おおむね二％前後の
スプレッドになっているといふふうに理解いたし
ております。
○正務委員 いま発展途上国が非常に困っている
のは、なぜこんなに累積債務がふえるかといへば、
いわゆる先進資本主義国と言われているのが非常
に不況であつて貿易が思うように進まない。一次
産品の値段が下がる上に輸出が思うようにいか
ない。そのくせ先進国から輸入しなければならない
工業製品は非常に値段が上がっている。そして金
を借りますと、アメリカに膨大な財政上の赤字が
ありますために金利が非常に高い。それによつて
世界金利が高くなる。その上に、いま言いました
スプレッドとかあるいはリスケジュールの上乗せ
金利というので金利が非常に高くなる。したがつ
て、発展途上国の累積債務はますます拡大する
といふかっこうになるんです。私が持つておりま
す資料では、これはOECDの「エクスターナル・
デット・オブ・オペロッピング・カントリーズ」一

九八二年のサーベイであります。それを見ます
と、一九八二年には変動利子債務の利率は実に一
七・五％になっているんですね。それは十年前の
一九七二年には幾らであつたかといふと八・三％
です。だから実に二倍以上に上がつておるんです
ね。こういう状況では、発展途上国がとてや
ていけないというのには無理はないと思ふん
です。
そこで、さらに伺いますが、この累積債務、つま
り貸し付けですね、それが後発の発展途上国に向
けられるのではなしに、発展途上国の中の新興工
業諸国というのに集中しているのじゃないです
か。現段階における発展途上国全体の累積債務の
うち、新興工業諸国の占める比率はどのぐら
いあるのですか。
○酒井政府委員 OECDの推計によりますと、
一九八二年末の中期の開発途上国の債務総額
は、先ほど申し上げましたように六千二百六十億
ドルでございまして、そのうちNICS、新興工
業国は二千六百六十億ドル、パーセンテージに
して四二・五％といふふうに理解いたしてござ
います。
○正務委員 物の本によれば、統計のとおり方もあ
るでしょうが、もっと高く出しているところもあ
るんですね。しかも注目しなければならぬのは、
その中でメキシコやブラジルという一つか二つの
国に二〇％以上貸されているといふことが出てい
るのですね。それが果たしてそういうことなのか
どうか。これらの国が過大なプロジェクトを
実行して、そしてお金を先進国から借りる。ところが、
それが現実性を持たないといふようなことのため
に、債務がなかなか返さなくなつておるとい
うことが起こつておると思ふんです。
そこで、事務方ばかりに聞いてもらひ申しわけ
ございません、後で大臣に聞きますが、デット・
サービス・レシオといふのがあります。これは
発展途上国全体の平均では現在のどのぐらになつ
ておるのか。その中でも問題のあるメキシコ、ア
ルゼンチン、ブラジル、ベネズエラではどうなつ

ているか、お答えください。
○酒井政府委員 デット・サービス・レシオにつ
きましては、モルガン・ギャランティートラスト
が推計をいたしております。しかし、全途上国の
平均といふのがちよつと手元にございませんで、
メキシコにつきましては五九％、ブラジルにつ
きましては六七％、アルゼンチンは八八％、ベネ
ズエラは二五％といふふうになっております。
○正務委員 デット・サービス・レシオといふの
はいろいろ物の言い方もございまして、結局支払
わなければならぬ元本を分子として、その国が
輸出額といふのが分母で、それで割るわけ、そ
んなものが八二％にもなれば、これはもう返済が
不可能になつていくといふのは非常にはつきりし
ておるんです。ですから、たとえば毎日新聞の
二月十五日付によりますと、こう書いてあるん
です。メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラなど
少数の国に集中している。むしろ、これらの国は、
その債務の元本の一部と利息を年々、支払わな
ければならぬが、八三年の必要支払額は、これら
の国が輸出額とみられる輸出額を上回つてい
る。輸出額が外貨はすべて元金の返済に充てられ
ては、一部は、国民生活の向上や経済開発
の促進に必要な輸入の支払いにも充てなければ
ならない。
このままでいけば、元金の返済が不可能になる
のはあきらかであらう。こういふように言うて
おるのですね。そうすると、これらの国に多額の
資金を貸し込んだ欧米や日本、特にアメリカは四
〇から四五％を占めているのですから、そういう
先進国の民間金融機関が経営危機に陥るといふこ
とはきわめて明らかなんですね。これはだれが何
と言おうと客観的には、それを救済するために今
回増資が実行されることになるといふことを私は
明らかにしておきたいと思ふのです。
そうだとすると、先進資本主義国としては高金
利を抑えろとか、あるいは発展途上国に本当に役
立つような援助を行う、そして返済可能な状況に
持つていくといふことでなければ、少々増資をし

ても焼け石に水であるというようにも思われると思うのです。その一つの対策として、一九七八年だったと思いますが、第九回の特別貿易開発理事会の百六十五号の決議で、七七年以前の後発発展途上国へのODA、政府開発援助については枠引きをするということがたしか決められておったと思います。この点について、OECD加盟だと思いますが、十七カ国ぐらいがどういうぐあいにそれを履行したかということがわかっていないはずですが、その概略を説明してください。

○酒井政府委員 UNCTADの一九七八年の第九回の特別貿易開発理事会の百六十五号の決議でございしますが、これはLDC及びMSCAC十八カ国に対して無償援助を供与することを内容とする債務救済の特別措置が決められております。実施状況につきましては、UNCTADの事務局により調査が行われておりますが、詳細は必ずしも明らかになっておりません。UNCTADの資料によりますと、本件債務救済の実施見込み額は、DAC諸国全体で約五十六億ドルというふうになっていて、そのうち、なお、アメリカは本件債務救済措置は実施していないというふうになっております。

○正森委員 UNCTADの事務局の資料を見ますと、たとえば中にはオーストラリアのように、そもそも初めから全部償還する国とか、あるいはノルウェーのように全部償還しなかったというふうな国もあるようですが、ただ一方アメリカだけが全くこの決議を実行しないということがUNCTAD事務局の報告にも出ていますので、そうするとアメリカという国は、自分自身は民間銀行が非常に大きな割合を持っておいて、それが債務不履行にでもなったら困るから、IMFに対して増資してこれを救済するようにしろと言いながら、UNCTADで決めた、救わなければならぬ先進国が全部で一九七七年以前の債務を償還しようじゃないかというふうなことを、一国だけが頑としてやらない。しかもこのごろアメリカの考え方は、こういう公的機関には金

を出さないで、自分の国と特別に関係のある二国間については金を出すとという考え方が、あらゆる国際機関について非常に濃厚ですね。今度の問題でも、上院は一応通過したようですが、下院は当初反対でございました。何とか通過して協議会にかかっているというのですが、どういふ点で意見が違つて協議会にかかっているのですか。

○酒井政府委員 よその国の議会議決の過程でのごさいますので、私も必ずしも十分承知いたしていませんが、私どもの承知している限りでは、IMF資金利用国の貿易政策の改善、それから銀行監督の適正化等につきまして、上下両院で同じような趣旨の修正条項が付けられているというところのほか、下院ではSDRの配分についての議案承認とか、それからGABの発動の条件づけとか、増資払い込みの方法に関する協定改正、銀行の対外貸し付けの過剰利益の取り扱い等について修正条項が付けられている模様でございまして、この両院の修正条項の違いについてこれから協議がされるというふうになって承知しております。

○正森委員 いまお聞きのように、アメリカは自分の国の銀行の取りつけ騒ぎを事実上防ぐということにも大きな効果のある本件増資についても、いろいろ条件をつけてなかなか実行しようとしていないという状況なんですね。しかも途上国のこれだけの累積債務の増大については、アメリカの高金利あるいは財政赤字というのは非常に悪い影響を及ぼしているのです。まことに得手勝手だと言わざるを得ないのですが、大蔵大臣、こういう問題について大蔵大臣は種々国際会議にも出られるわけですが、どういふ御所見をお持ちになり、また将来求められて発言をされる時にはどういふ意見をお述べになろうとされているかお聞かせ願いたいと思います。

○竹下國務大臣 私は、アメリカのこういう国際機関等への出資等に対する姿勢というものは、いま正森さんが御指摘になった、理由は別として、

しる傾向にあることは、これは事実であります。率直にこれは認めます。私どもは、その背景にある一つとしては、確かにかつての世界経済の中に占めるアメリカのシェアというものは相対的には落ちておると思います。日本などが相対的に上がつておるということでありましょう。したがって、一応そのような数値に基づく反論と申しますか理由はそれなりに存在していると思います。いま一つは、アメリカ自身は、これはお互いとはいへ国会を抱えておるということ。それから、特に民間銀行等は、日本の銀行等と違ひまして非常に自己責任主義とでも申しましょうか、そういうところにある種のエゴが出てくる経済体制にあると思うのであります。したがって、私どももいたしましては、各種国際機関の設立されたその趣旨等からして、私どもの主張というものにアメリカも同調してくれる方向で、これからの不断のアプローチをしていかなければならぬ課題だというふうには私は理解をしております。

○正森委員 ここにある新聞がございしますが、「国際金融「暑い夏」」 難航するIMFの増資」という見出しのコラム欄がありますね。そこにどう書いてあるかといいますと、下院で非常に反対の声が強かった。その理由で、民主党を中心にレーガン政権が財政危機を理由に福祉削減に大なたをふるっている一方で、他国の救済に回す金はないはずだ、こう言うんだというのです。これはちよつとわが国で言うても通るような議論であります。こういうことをアメリカの民主党が言うておる。共和党の議員は、IMF増資は体のよい大銀行救済策だ、こう言っているとの新聞には書いてあるのです。さらにアメリカの消費者運動のラルフ・ネーダーやあるいは徹底した市場経済尊重を唱える保守派の市民団体も異趣同舟で反対運動に乗り出して、ラジオのコマーシャルで、国民の税金で大銀行をもうけさせるIMF増資を許すな、こういうふうに宣伝をしておる、こう書いてあるのです。私は、金融の総本山であるアメリカで、しかも国会の民主党にも共和党にもこ

ういう声があるということは、わが国においてもよく考えてみる必要があるのではないかと思います。問題提起として申し上げておきたいと思うのです。何事も結構だ結構だというわけにはまいらない。その点ではアメリカの方が進んでおるのじゃないかという気もするわけでありまして、そこで、せっかく日銀澄田副総裁においで願つておりますので、お待たせいたしました。最後にお伺いしたいと思ひます。

伺いますと、何か日本時間で本日の午後八時に前川日銀総裁が演説をなさるそうでありまして。その中で、ただいま衆議院大蔵委員会を通過いたしましたということを入れれば、これは議長国になる者としてはなほ都合がいいというふうなこともあつたようでありまして。そのあたりで本院の審議も種々これありましたが、ここではそれは申しません。しかし、せっかくそういう高邁な演説をなさつたということであれば、演説の後で結構です。日本文に翻訳しないで英語のままでもいいから、当委員会か、少なくとも私にはそれを提出していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○澄田参考人 正森委員よく御承知のように、前川日銀総裁は、日本のIMFの総会に対する総務ということで、本来ならば大蔵大臣が行かれるところを、そのかわりに総務として出席いたしておりまして、きょうの、伝えられます、来年議長国になることに際してそれを受諾する意味のスピーチを行うのも、これも総務、いわば大蔵大臣のかわりにいたすわけでございます。したがって、いまのお話の点でございますが、大蔵大臣の方のお許しを得まして、差し支えないということでございます。後からお届けを申す、それは演説後になると思ひますが、そういうことにいたしたいと思ひます。

○正森委員 大蔵大臣、前川氏は、国際決済銀行などでも非常にお顔が広くて、英語も御堪能でございます。すし、各国の中央銀行総裁等の間では愛称をもつて呼ばれているそうですが、その愛称を御存じですか。

○竹下国務大臣 たしかマイクと呼ばれていると思います。

○正森委員 前川というのは、英語や外国人は言いやすいのでマイクと言うのです。

そこで、ここに「カントリー・リスク」という本があるのですが、その中で、メキシコの去年の八月の危機の場合に、前川日銀総裁のところに直接電話がかかってきたという秘話が載っているのです。もちろん澄田さんは御存じだと思います。ボルカー・F・R議長が日本時間の八月十四日に「マイク、手を貸して欲しい」と、「マイク」とこうくるのです。それでたちまち十八億ドルほどの救済措置が決まったというように書かれています。日銀としては、メキシコとかブラジルとか、こういう途上国の非常な累積債務増大による金融危機、そういうものについてどう評価し、どう対処しようとしているのか、その点を伺って私の質問を終わりたいと思います。

○澄田参考人 日本銀行の立場におきまして、私どもとして最も留意いたしております点は、やはりこれが全般的な国際金融不安に発展することは何とかして回避しなければならぬ、そうして国際金融資本市場が円滑に機能するというふうなそれを確保していくということにしなければならぬ、こういう立場で終始この問題に対処しているわけでございます。そういう点から、債務累積問題に対しまして、何としてもやはり国際的な機関でありますIMFの機能を活用することによりまして、それと同時に民間金融機関に融資協力を要請する、そうしてさらに各国当局といたしまして、それと同時並行に民間金融機関に融資協力を要請する、そういうことと協力をする、こういうことでありうかと思うわけでありまして、もちろんその基本は累積国それぞれが自国の立て直しの鋭意努力するということが前提でございます。また、IMFもそれを前提に救済融資をする、こういうことでございます。

そこで、本行も各国中央銀行と協力いたしまして、特に中央銀行の集まりの組織でございます国際決済銀行を通じて、債務累積国に対して

当座のつなぎ融資を行うというようなことが、これは国際決済銀行においてメキシコの場合に行われておりましたし、その後のケースにおいても行われておるわけでありまして、その場合におきまして、この国際決済銀行がそういったつなぎ融資を行うためには、各国中央銀行のいわばバックアップという態勢のもとにこれを行うということでございまして、それに協力をするということでもいままですてきておる次第でございます。

○正森委員 時間でございますのでこれで終わりますが、いわゆる先進国の中央銀行や財政当局が、先進国の民間大銀行が大きな被害をこうむらないように、金融不安を起こさないようにということだけでなしに、そのもとになる発展途上国の経済の本当の再建あるいは建設にどういうぐあいに援助なり金融が役立つかという観点を常に持って対処していただきたいということを最後に申し述べまして、時間でございますので、私の質問を終わらせていただきます。

○森委員 小杉隆君。

○小杉委員 大分限られた時間でありまして、この個条書きというか、続けて質問を二、三問したいと思ひます。

まず、今度の第八次の増資が、前回一九八〇年に行われたのに、わずか二年ということになったわけですが、本来五年ごとに増資の検討を行うというIMFの増資が、今回なぜ二年で再検討せざるを得なかったのか。その背景というか、その理由をはつきりしていただきたい。前々回はたしか一九七八年だったと思うのです。これもやはり二年。そういうことで、従来の増資の経過を見てみますと、最近二年とか三年でほとんど増資が行われていたわけですが、今回増資をしてもなおかつ、先ほど来の説明では、世界の累積債務の問題は非常に深刻でありますので、これから先どんどん増資が行われていく可能性があるわけですが、今後とも二年とか三年ごとに行われていくような可能性があるのかどうか。それをまず第一点にお伺いしたいと思ひます。

それから第二番目に、今度のIMFの増資が、果たして現在抱えている途上国の累積債務問題に對してどれだけの役割というか機能を果たし得るのかということなんです。先ほど来の説明では、現在、六千二百六十億ドルの累積債務があつて、そのうち民間銀行の占める割合が四千九百五十億ドルというのですから、七九%に達しているわけですね。しかも、西側の銀行は、貸し出しはもう限界にきているという状況になっているわけですから、昨年来ずっと、西側諸国の銀行は途上国に對する融資をむしろ減らしている。こういう中で、仮に公的資金のIMFが六百十一億SDRから九百億SDRに増資することによって、公的資金のシェアというのは、さっき申したようにわずか二%です。この程度の増資で果たしてこれだけ膨大な累積債務の一つの問題の解決にどのくらい寄与し得るのかという点をわれわれは危惧するわけですが、その点についての見解を伺いたい。

それから第三の問題は、本来、出資額というのは各国の経済実体に応じたものとするということが決まられているわけですが、これがIMFの原則ですが、いま日本は、世界各國に比べていよゝる失業率とか経済成長率、ファンダメンタルズは非常にすぐれていると言われている中で、今回の増資によつて二十五億SDRから四十二億SDR、確かに七〇%ということ、全体の伸び率の四七%よりは大幅にふえておりますが、それでもなおかつ日本の占めるシェアというのは四・〇%から四・六%に上がったにすぎないのであつて、いま日本の世界経済の中で占める地位というのはアメリカに次いで第二位、その規模というのは一〇%に達している。どうしてこのような経済実体にそぐわない出資となつてくるのか。これは過去からの経緯がずつとあると思ひますので、むづかしいと思ひますが、その辺の背景をひとつお知らせいただきたい。

それから、今度の増資で、確かにシェアは四・〇%から四・六%と上がつていますが、どういう方

法、手法で増資の配分をしたのか。何といひますか、日本の経済実体とシェアとの乖離という問題を解消するためにどんな努力をしたのか、この点もあわせて伺いたいと思ひます。

それから、全体的に見まして、先進国とか石油輸出国は出資割合というのが経済実体よりも下回つていて、逆に非産油開発途上国はその経済実体を上回つていてということでもあります。それはたとえば、先進国にとつてはその力よりもむしろ過小な出資しかしてない、それから逆に開発途上国は過大な出資を余儀なくされている。逆に今度融資の場合は、たとえば先進国が借りたと思つても、むしろ過小な融資しか受けられない。逆に途上国の方はその経済力よりも過大な融資が行われるということで、IMFの財政にも悪い影響が出るのじゃないかということなんです。そういう点についての考え方をひとつまとめてお答えをいただきたいと思ひます。

○酒井政府委員 第一の御質問の、IMFの増資の間隔と申しますか、それについてでございますが、前回の第七次の増資のときには、総務会決議が成立したのが一九七八年の十二月でございます。IMFは協定上五年ごとに見直しをするのを原則としておりますが、状況に応じては五年以内の見直しをすることもできることになっております。今回の総務会決議が成立しましたのはことしの三月でございますから、総務会決議のペースでいきますと、七八年から八三年の三月までです。四年半でございます。増資の発効は一九八〇年の十二月でございますが、その後、御承知おきのような累積債務の問題等もございまして、早急に第八次の増資をしようということと関係国の意見の一致を見たわけでございます。

それから第二の、開発途上国の債務問題について、今回の増資がどれだけの効果、役割りを果たすのかという問題につきまして、私どもも、九百億SDRに出資の規模を引き上げることによつてこの累積債務問題を克服できるというふうには考えておりません。これが触媒となりまして、開発

途上国に対して、IMFの融資に伴う融資条件、コンディショナリティー、そういうような経済政策についていろいろアドバイスをするによりまして開発途上国の経済調整が進められ、その前途について写真真がでると申しますか、明るい展望をつくり上げることによって民間金融機関が引き続き金融をするというような触媒的な役割りを期待しているわけでございまして、そういう意味で、今日、IMFから資金供給している国はかたがたございまして、今回資金補充をすることにしましてIMFの機能をより十分に果たせるようにするというのが、今回の増資の意義であろうかと思ひます。

それから第三番目の御質問の、どういうふうに経済実体に合わせてやつかという点でございまして、今回の増資額のうち六割につきましては現在の出資割当て額に応じて配分することと、前回の増資の場合には、金額それまでの出資割合に応じての配分で、その後の情勢変化、経済実体の変化を十分反映したものでございまして、今回、私も、当委員会の附帯決議等を体しまして強く主張いたしまして、経済実体をできるだけ反映するようにということで、六割は経済実体を反映するような増資を実現することができたわけでございまして。

どういふような方式で経済実体を反映させるかという点につきましては、GDPとか輸出入、外貨準備などを考慮した方式を理事会で協議をいたしまして、その方式で計算する。ただ、遺憾ながら、各国共通のデータとなりますと必ずしもアツプ・ブツ・デートのものにならなくて、若干、過去一九八〇年ぐらいの数字にならざるを得ないのでありますが、そういうような各国共通に使えないデータベースにしまして、一定の方式に従ひまして比例増資と申します六割の増資の方の算出をしたわけでございまして。

上国の出資割当て額は、現在のシェア三九%から一%落ちて約三八%に、今回の増資の際にはなるわけでございまして。

まあ、私も、開発途上国も含めまして、今回の増資の案を提案をいたしまして、九九%の賛成を得て総務会の決議が一応成立しているという状況でございまして。

○小杉委員 もうすでに時間が過ぎておると思ひますが、あと、大臣に最後に一、二お伺ひしたいのです。

この累積債務問題を解決するためには、今度のIMFの増資とか、あるいはGAB、借り入れ取り決めですか、この拡大とか、あるいはODAの拡大とか、いろいろそういう国際的な金融の支援というものがもちろん大事だと思ひます。しかし、先ほどからもお話があったように、やはり世界経済の一つのメカニズムの中でこういう問題が起きているので、この金融だけの支援ではとてもこの問題は解決つかない。したがって、こういう開発途上国が貿易の面で赤字が出るような積極的な対策を講じていかなければいけない。これはもちろん、自助努力ということ、途上国自身の努力もさることながら、先進国、特に日本も含めた先進国のこういう国々との貿易の拡大という努力を大いに払っていくべきだということで、具体的に政府はどんな努力をし、また、これからどんな努力を続けていくとされるのか、その辺のお考えを伺ひたいと思ひます。

まだたくさんありますけれども、時間の制約がありますから、以上でとどめます。

○竹下閣務大臣 確かに申し上げたいように、金融は本場にワン・オブ・ゼムだと思ひます、かなり大きなウェイトを占めておるにしても、事実、私も思ひますのは、実際そういう場合に行つてみると、一人当たり所得等を計算すれば、日本の一人当たり所得の四十分の一とか、そういう国もたくさんあるわけでありまして、金融メカニズムの中へ乗つていかないようなところも確かにあります。そこに、ODAとかいろいろな問題がある

わけでございますけれども、確かに、いま御指摘になつたように、先進国のいわゆる景気がよくなつた場合に、一次産品等の輸出に頼る非産油開発途上国の輸出もまたそれで伸びてくるということにおきましては、まさに「南の繁栄なくして北の繁栄なし」、中曽根総理がおっしゃつたとおりでありまして、その辺をまさに、国際機関への協力という金融上の問題のみでなく、あるいは二国間の問題、なかんずくアジアにおいて占める役割りも大きいわけでございまして、これはODAとかそういう問題になるわけでありまして、それらを総合して対応していくと同時に、総理の言葉にもありますが、言つてみればそのもう一つ以前、いわゆる人づくりに協力するとかいうような問題もやはり私どもの念頭に絶えず置かなければならぬ問題ではなからうかというふうに理解をいたしております。

○小杉委員 終わります。

○森委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○森委員 今より討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

（賛成者起立）
○森委員 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森委員 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。伊藤（茂）委員 ただいま議題となりました附帯

決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、一部の開発途上国では、輸出の純化や高金利等の影響によって対外債務が累増し、その返済に困難を來す国がふえております。このような国際金融不安に適切に対処し、世界経済の健全な発展に資するためには、債務当事国の自助努力はもとより、先進諸国政府の協力、国際金融機関の役割りの充実等が一層求められていくところであります。

本附帯決議案は、このような状況に顧み、国際通貨基金の活動に対する積極的な貢献、開発途上国の累積債務問題の打開のための協力等について一層の努力を要請するものでありまして、案文の朗読により、内容の御説明にかえさせていただきます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案）
政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国際通貨基金が、本来の設立目的に即し、世界経済の健全な発展と安定した国際経済秩序の形成をめざして、通貨に関する国際協力の促進などの活動を推進するよう努めること。

二 開発途上国の累積債務が深刻さを加えていることにかんがみ、その打開のために、我が国が国際的に開発途上国の経済運営を円滑ならしめるよう、積極的に努力すること。

三 国際通貨基金及び国際復興開発銀行の果たすべき役割の重要性にかんがみ、その増資に当たつては、最近における加盟国の経済の実態を十分反映したものとなるよう努め、その運営にも積極的に貢献すること。

以上であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○森委員 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よって、本動議のごとく
本案に対し附帯決議を付することに決しました。
この際、本附帯決議に対し、政府より発言を求
められておりますので、これを許します。竹下大
蔵大臣。

○竹下國務大臣 ただいま御決議のありました事
項につきましては、政府といたしましても御趣旨
に沿って配意してまいりたいと存じます。ありが
うございました。

○森委員長 ただいま議決いたしました法律案に
関する委員会報告書の作成につきましては、委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さ
よう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十四分散会

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加
盟に伴う措置に関する法律の一部を改正す
る法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九

十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十四億八千八百五十万特別引出権」
を「四十二億二千三百三十万特別引出権」に改め
る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興
開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二
条の規定により国際通貨基金に対して行う出資
の財源に充てるため、当該出資の日における同
条に規定する特別引出権による四億三千八百三
万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を
限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法
律第五十六号)第十三条に規定する積立金から
外国為替資金に組み入れることができる。

理 由

国際通貨基金に対する出資の額が増額されるこ
ととなるのに伴い、その出資の額の増額に應ずる
ための措置を講ずる必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

昭和五十八年十月十五日印刷

昭和五十八年十月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P